

(仮訳)

自己資本に関する新しいバーゼル合意

〔バーゼル銀行監督委員会による
市中協議案〕

コメント期限：2001年5月31日

バーゼル
2001年1月

目 次

第1部．適用範囲	1
A．はじめに	1
B．証券業及び他の金融子会社	2
C．保険子会社	3
D．非保険金融会社に対する重大な少数持分の株式投資	4
E．一般事業法人に対する重大な投資	4
F．非連結企業に対する投資の控除	5
第2部．第一の柱 - 最低所要自己資本	7
．最低所要自己資本の算出	7
．信用リスク - 標準的手法	8
A．標準的手法 - 一般ルール	8
1．各債権	8
(i) ソブリン向け債権	8
(ii) 中央政府以外の公共部門向け債権	9
(iii) 国際開発銀行（MDB）向け債権	10
(iv) 銀行向け債権	10
(v) 証券会社向け債権	12
(vi) 事業法人向け債権	12
(vii) 居住用不動産により担保された債権	13
(viii) 商業用不動産により担保された債権	13
(ix) 高リスクのカテゴリー	14
(x) その他の債権	14
(xi) オフバランスシート項目	14
2．外部信用評価	15
(i) 認定手続き	15
(ii) 適格性基準	15
3．運用上の論点	16
(i) 外部信用評価のリスク区分への変換手法	16
(ii) 複数評価	17
(iii) 発行体格付 対 債券格付	17
(iv) 短期格付・長期格付	18
(v) 評価の適用範囲	18
(vi) 勝手格付	18
B．標準的手法における信用リスク削減手法	19
1．適用範囲	19
2．担保	19
(i) 最低条件	20
(ii) 計測手法	21

3 . オンバランスシート・ネットィング	32
4 . 保証とクレジット・デリバティブ	33
(i) 最低条件	33
(ii) 適格な保証 / プロテクション提供者の範囲	37
(iii) リスク・ウェイト	37
(iv) 通貨ミスマッチ	39
(v) ソブリンによる保証	40
(vi) w : 残存するリスク	40
5 . 期間ミスマッチ	40
(i) マチュリティの定義	40
(ii) 期間ミスマッチのリスク・ウェイト	41
6 . 情報開示	41
III . 信用リスク 内部格付手法	41
A . 内部格付手法の仕組み	42
1 . エクスポージャーの分類	42
(i) 事業法人向けエクスポージャーの定義	42
(ii) 銀行向けエクスポージャーの定義	42
(iii) ソブリン向けエクスポージャー	43
(iv) リテール向けエクスポージャーの定義	43
(v) プロジェクト・ファイナンス・エクスポージャーの定義	43
(vi) 株式エクスポージャーの定義	44
2 . 全てのエクスポージャーに対する内部格付手法の採用	44
3 . 先進的內部格付手法の要素の採用	45
4 . 事業法人、ソブリン、銀行、及びリテール向けエクスポージャーの内部格付手法でのデータ要件に関する移行期間	46
5 . 内部格付手法におけるリスク・アセットの導出	46
B. 事業法人向けエクスポージャーに関する規則	47
1 . 事業法人向けエクスポージャーのリスク・アセット	47
(i) リスク・ウェイトの算式	47
(ii) リスク・ウェイト関数の入力情報	50
2 . 事業法人向けエクスポージャーに関する最低基準	61
(i) 最低基準の構成	61
(ii) 意味のあるリスクの識別を行うための基準	61
(iii) 格付付与の完全性と一貫性	62
(iv) 格付制度およびプロセスの監視	63
(v) 格付制度の基準と考え方	66
(vi) PD の推計に関する最低基準	69
(vii) データの収集および IT システム	72
(viii) 内部格付の利用	73
(ix) 内部検証	75
(x) ディスクロージャー基準	76

(xi) 監督当局が設定した LGD および EAD を用いる場合の最低基準	76
3 . 先進的内部格付手法についての最低基準	80
(i) デフォルト時損失率 (LGD) の自行推計値	80
(ii) 自行 EAD 推計値使用についての最低基準	89
(i) EAD および関連データの開示	95
4 . 保証人およびクレジット・デリバティブの売り手の評価についての最低基準	95
(i) 保証	95
(ii) クレジット・デリバティブ	99
C . リテール・エクスポージャーに関する規則.....	100
1 . リテール向けエクスポージャーに関するリスク・ウェイト	100
(i) リスク・ウェイト導出のための式	100
(ii) リスクに関する入力情報	102
2 . リテール・エクスポージャーに関する最低基準	104
(i) 最低基準の構成	104
(ii) 意味のあるリスクの識別を行うための基準	104
(iii) 格付の付与に関する完全性と一貫性 (integrity)	108
(iv) 格付制度と手続に対する監視	108
(v) 格付制度に関する基準と考え方.....	109
(vi) EAD および、(a)PD/LGD もしくは(b)EL の推計に関する基準	109
(vii) データ収集と文書化	112
(viii) 内部格付の利用	112
(ix) 内部格付の利用	112
(x) 開示要件.....	113
D . ソブリン向けエクスポージャーに関する規則	113
1. ソブリン向けエクスポージャーのリスク・アセット	113
(i) リスク・ウェイトの導出	113
(ii) リスク・ウェイト関数への入力情報	113
2 . ソブリン向けエクスポージャーに関する最低基準	114
(i) 格付等級の構造	114
(ii) 格付に関する基準	114
(iii) 格付制度と手続に対する監視	115
(iv) 先進的手法の下で自行推計 LGD を使用するための要件	115
E . 銀行向けエクスポージャーに関する規則	115
1 . 銀行向けエクスポージャーのリスク・アセット	115
(i) リスク・ウェイトの導出	115
(ii) リスク・ウェイト関数への入力情報	115
2 . 銀行向けエクスポージャーに関する最低基準	116
F . 内部格付手法における自己資本のグラニュラリティ調整に関する計算	116
1 . グラニュラリティ調整の定義と範囲	116
(i) エクスポージャーの合算	117
(ii) 保証とクレジット・デリバティブの取扱い	117

(iii) 複数のファシリティを有する債務者の LGD	117
2 . 計算方法	117
(i) 段階 1: 合算ベースの特性値の計算	118
(ii) 段階 2: グラニュラリティ調整の計算	119
IV . 資産の証券化	120
1 . 標準的手法における証券化に伴う明示的なリスクの取扱い	120
(i) 原債権者である銀行の取扱い	120
(ii) 投資を行っている銀行の取扱い	123
(iii) スポンサーである銀行の取扱い	125
2 . 内部格付手法における証券化：混合手法	127
(i) 発行者である銀行	127
(ii) 投資家である銀行	127
3 . 証券化から生じる暗黙のリスクと残余リスクの取扱い	128
4 . 開示基準	129
V . オペレーショナル・リスク	130
A . オペレーショナル・リスクの定義	130
B . 計測手法	130
1 . 基礎的指標手法	131
2 . 標準的手法	131
3 . 内部計測手法	132
4 . 「フロア」	133
C . 適格性基準	133
1 . 基礎的指標手法	133
2 . 標準的手法	133
(i) 効果的なリスクの管理と統制	133
(ii) 計測と検証	134
3 . 内部計測手法	134
(i) 効果的なリスク管理と統制	134
(ii) 計測と検証	134
VI . トレーディング勘定	136
A. トレーディング勘定の定義	136
B . 健全な評価のための指針	137
1 . システム及び管理体制	138
2 . 評価手法	138
(i) 市場価格による評価	138
(ii) モデルによる評価	138
3 . 評価額の調整または引当 (reserves)	139
C. トレーディング勘定での標準的手法による個別リスクに対する自己資本の取扱い	140
1 . 政府債に対する個別リスク自己資本賦課	141
2 . クレジット・デリバティブによりヘッジされた個別リスクの自己資本賦課	141

第3部：第二の柱 監督上の検証プロセス	142
A．監督上の検証の重要性	142
B．監督上の検証における4つの主要原則	143
1．取締役会と上級管理職による監視	144
2．健全な自己資本の評価	145
3．リスクの包括的な評価	145
4．モニタリングと報告	147
5．内部統制の検証	148
(i) リスク評価の適切性の検証	149
(ii) 自己資本の充実度の評価	149
(iii) 統制環境の評価	150
(iv) 最低限の基準の遵守に係る監督上の検証	150
(v) 監督上の対応	151
C．監督上の検証プロセスにおけるその他の側面	153
1．監督上の透明性と説明責任	153
2．銀行勘定における金利リスク	153
第4部：第三の柱 - 市場規律	156
A．概説	156
1．主要な開示項目と補完的开示項目	157
2．重要性の原則	157
3．頻度	158
4．テンプレート	159
B．開示 - 「新しい合意」の適用範囲	159
1．主要な開示項目	159
2．補完的开示項目	160
C．開示 - 自己資本の構成	160
1．主要な開示項目（定量的情報）	160
2．主要な開示項目（定性的情報）	161
3．補完的开示項目	161
4．主要な開示項目と補完的开示項目に共通する事項	161
D．開示 - リスク・エクスポージャーおよび評価	162
1．銀行勘定の信用リスク	162
(i) 全ての銀行に適用される開示	162
(ii) 標準的手法を採用する銀行に適用される開示項目	164
(iii) 内部格付手法を採用する銀行に適用される開示項目	165
(iv) 信用リスク削減手法	167
(ii) 推奨項目	168
2．マーケット・リスク	175
(i) 標準的手法において銀行に適用される開示項目	175
(ii) 内部モデル手法において銀行に適用される開示項目	175
3．オペレーショナル・リスク	176
(i) 主要な開示項目	177
(ii) 補完的开示項目	177

4 . 銀行勘定の金利リスク	177
(i) 定性的開示項目：手法と主要な入力情報に関する一般的な情報	178
(ii) 定量的開示項目 パート(i)： リスク評価に必要とされる情報.....	178
(iii) 定量的開示項目 パート(ii): 質と信頼度を示す事後的なパフォーマンス .	179
E . 開示：自己資本充実度.....	179
1 . 主要な開示項目(定性的項目).....	180
2 . 補完的開示項目	180

自己資本に関する新しいバーゼル合意

第1部．適用範囲

A．はじめに

1. 自己資本に関する新しいバーゼル合意（新しい合意）は国際的に活動する銀行に対し、連結ベースで適用される。連結ベースの適用は、ダブルギアリングを排除することによって、子会社を有する銀行の資本の質の高さ（integrity）を維持する最適の方法である。
2. 自己資本合意の適用範囲は、銀行グループ全体のリスクの捕捉を確実にするために、銀行グループの親会社である持株会社を完全連結ベースで含むよう拡張される¹。銀行グループとは、主として銀行業務を営んでいるグループであり、国によっては、単体の銀行として登録されていることもあろう。
3. 自己資本合意は、銀行グループ内の国際的に活動する銀行に対し、全てのレベルで完全連結ベースで適用される（当節最後の例示図を参照）²。現時点の規制でこれらが求められていない国には、子会社の完全な連結（sub-consolidation）の適用には、3年間の移行期間が与えられる。
4. さらに、監督当局の主要な目的の一つは預金者の保護であることから、自己資本充実度の計測により認められた資本が、確実に預金者のために直ちに利用可能なことが非常に重要である。したがって、監督当局は、個々の銀行が個別（stand-alone）ベースで適切な自己資本を保有していることを検証すべきである。

¹ 銀行グループの親会社である持株会社には、その親会社である持株会社があるかもしれない。構造によっては、この親会社である持株会社は銀行グループの親会社とは見做されず、バーゼル合意の対象とはならないかもしれない。

² 完全な連結の代替として、個別（stand-alone）銀行（すなわち、子会社の資産・負債を連結しないベース）への自己資本合意の適用は、全ての子会社及び重要な少数持分への投資額が当該銀行の自己資本から控除されていれば、同様の効果をもたらす。

B. 証券業及び他の金融子会社

5. 国際的に活動する銀行が含まれるグループ内で行われている、全ての銀行業および他の関連する金融業務³（規制対象と対象外の両方）は、できる限り、連結ベースで捉えられることになる。過半数の資本を有している、あるいは、支配力を及ぼしている銀行子会社、証券子会社（おおむね同様の規制を受けている場合や証券業務が銀行業務と見做されている場合）及び他の金融子会社⁴は、一般的には完全に連結されるべきである。
6. 監督当局は、連結自己資本において、完全子会社ではない銀行子会社、証券子会社、その他の金融子会社の連結により生じる少数持分を認識することの妥当性について評価を行う。監督当局は、そのような少数持分からの資本が、他のグループ金融機関に対し直ちに利用できない場合、資本に含まれる少数持分の額を調整することとなる。
7. 特定の証券会社やその他の規制対象金融機関を連結できない場合や連結することが望ましくない場合があるかもしれない。これは、以前契約していた債務を通じて一時的に持分を所有している場合、異なる規制を受けている場合や、自己資本規制上の非連結が法律により求められているような場合だけであろう。そのような場合、銀行監督当局にとっては、このような企業を監督する当局から十分な情報を得ることが是非とも必要である。
8. 銀行が過半数の資本を所有している証券会社やその他の金融子会社で、自己資本規制上、連結されないものがある場合、これらの企業に対する当該グループからの全ての株式とその他の規制上の資本に対する投資は控除され、資産と第三者からの資本投資は非連結の扱いとされる（すなわち、取除かれる）べきである。監督当局は、非連結の扱いとされ、資本投資が控除された企業が、自己資本規制を満たすことを確認するであろう。監督当局は、資本不足を解消する子会社の行動

³ 当節では、「金融業務」には保険業を含まず、「金融機関」には保険会社を含まない。

⁴ 金融会社が手がける業務の例には、金融リース、クレジット・カード発行、資産管理（ポートフォリオ・マネジメント）、投資顧問、保護預かりサービス、その他の銀行業務に付随する同様の業務が含まれる。

をモニターし、早急に改善されない場合には、当該不足額も親銀行の資本から控除されることとなる。

C. 保険子会社

9. 保険子会社を所有する銀行は、子会社の事業リスクを完全に負っており、したがってグループ全体に含まれるリスクをグループ・ベースで認識すべきである。銀行の規制自己資本を計測する際、当委員会は、現段階では原則として、保険子会社に対する銀行の投資を控除することが適当であると考えている。代替的アプローチは、どのような場合でも、資本充実度の判断をするにあたり、グループ全体の観点を含むべきであり、資本の二重計上を避けるべきである。
10. 競争の公平性の観点から、いくつかの G10 諸国は上述したアプローチに対する例外として、既存の取扱いを維持し、保険監督当局が銀行子会社を保有する保険会社に対して国内的に行っているリスクの計算と統合的なベースでのみリスクの計算を導入する⁵。当委員会は、保険監督当局にも、上記の基準に従ったアプローチを開発し適用するよう勧める。
11. 銀行は、報告する自己資本水準を決めるにあたって、保険会社に適用している各国の規制上の取扱いを公表すべきである。
12. 過半数の資本を所有している、あるいは支配権を及ぼしている保険会社に対する投資が、そうした保険会社に対する規制上の所要自己資本を超えている(過剰資本)場合もあろう。監督当局は、銀行の資本充実度を計算する際、限られた状況⁶のもとで、そのような過剰資本の算入を認めてもよい。銀行の資本として認識することができる過剰資本の額と、その利用可能性を評価するための法的な移転の可能性といった基準や各種の計数は、各国当局により決められる。利用可能性に関する基準の例には、他に、規制上の制約、税務上の取扱い、外部信用評価機関

⁵ 既存の取扱いを維持する場合、保険子会社に投資されている第三者の資本(すなわち少数持分)は銀行の自己資本充実度の計測に含めることはできない。

⁶ 控除方式においては、全ての株式とその他の規制上の資本に対する投資が控除される額は、それらの企業の自己資本額が規制上の所要額を上回る額を反映するよう調整される。すなわち、控除される額は、投資額と規制上の所要額のうち、少ない額である。代替的なグループベースの手法を利用する場合には、過剰資本について同等の取扱いとなる。

による格付への負の影響による移転可能性の制約が含まれる。保険子会社の過剰資本を認識している銀行は、自身の資本として認識している過剰資本の額を公表する。銀行は、支配していない企業に対し資本移転を指示する立場にはないことから、銀行が重要な少数持分を所有している保険会社への過剰資本は認識されない。

13. 監督当局は、銀行が過半数の資本を所有している、あるいは支配力を及ぼしている保険子会社で、非連結の扱いとされ資本投資が控除されているか、代替的なグループベースの手法を適用されているものが、個別に銀行の将来の潜在的な損失の可能性を減らすため、適切な自己資本を保有することを確認するであろう。監督当局は、資本不足を解消する子会社の行動をモニターし、早急に改善されない場合には、当該資本額についても親銀行の資本から控除することとなる。

D. 非保険金融会社に対する重大な少数持分の株式投資

14. 非保険金融会社に対する重大な少数持分の株式投資で、支配力が及んでいないものは、株式とその他の規制上の資本に対する投資を控除することにより、銀行グループの資本から控除される。一方で、そのような投資は、一定の条件の下で比例連結の扱いとすることも可能であろう。例えば、ジョイント・ベンチャーの場合や、親会社が法的にあるいは事実上当該企業を比例ベースでのみ支援することが期待されており、かつ、その他の主要株主が比例的な支援をする手段と意思を持っていることを監督当局が納得している場合に比例連結は適当であろう。少数持分の投資が重大であるとされ、したがって、控除されるか比例ベースで連結されることとなる境界は、各国の会計基準と規制慣行によって決められる。例として、EUにおける当該基準は、株式の持分の20%から50%の間として定義されている。

15. 当委員会は、銀行の資本水準を人為的に膨らませる銀行資本の持合は、自己資本規制上控除されるとの1988年合意の見解を再確認する。

E. 一般事業法人に対する重大な投資

16. 一般事業法人に対する重大な少数持分の投資と過半数を超える投資で、一定の重要性基準を超えるものは、銀行の自己資本から控除される。重要性基準は、各国の会計基準と規制慣行、あるいはその両者により決められる。個々の一般事業法

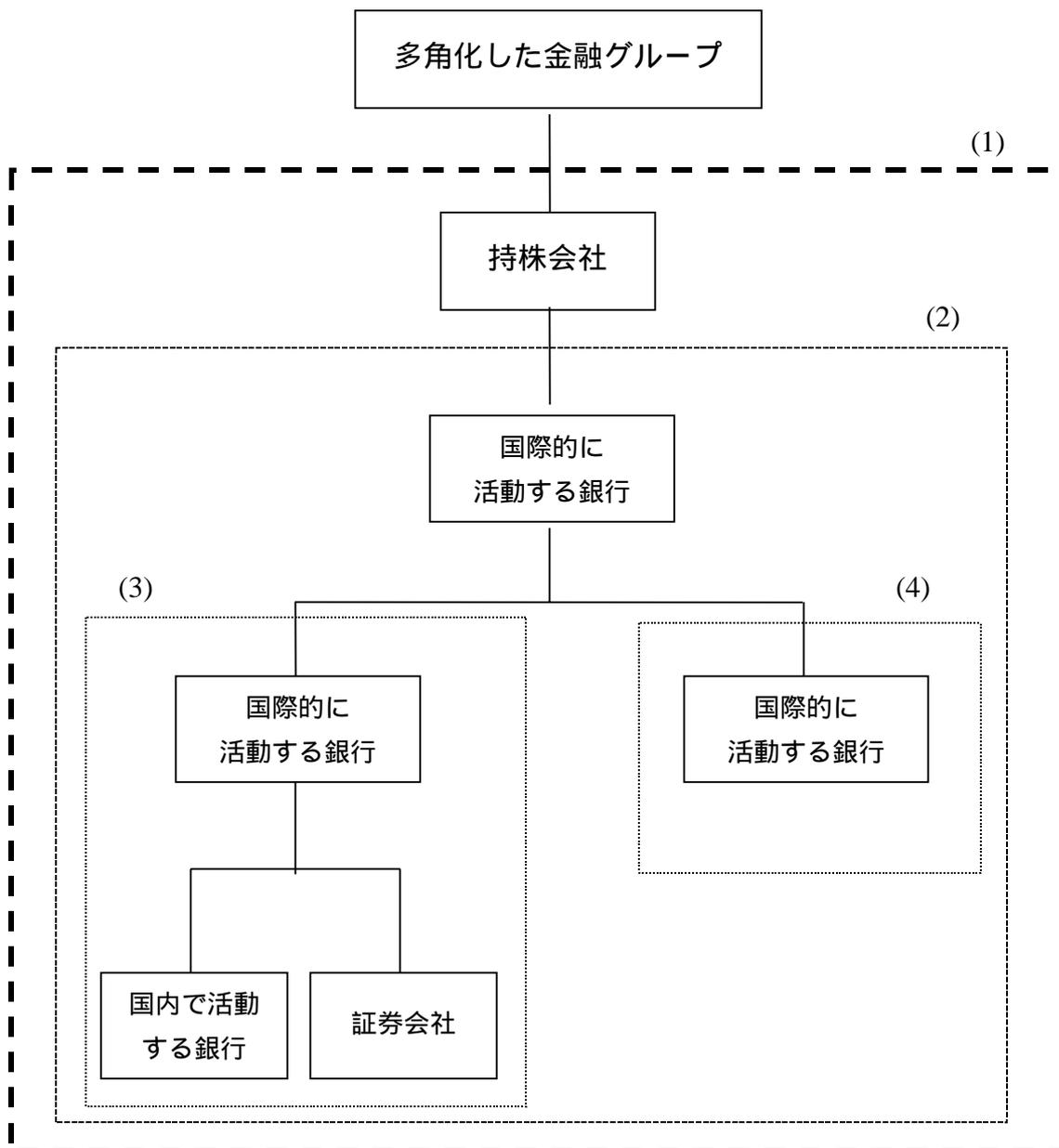
人への重大な投資が銀行資本の 15%、これらの投資の合計は銀行資本の 60%、という水準、あるいはより厳しい水準が重要性基準として適切である。

17. 重大な少数持分か過半数を所有しており支配が及んでいる一般事業法人に対する投資で上記の重要性基準を下回るものには、標準的手法を利用する銀行の場合、100%を下回らないリスク・ウェイトが課される。内部格付手法を利用する銀行には、当委員会が株式用に開発している方法に基づき、同様の取扱いが適用される。

F. 非連結企業に対する投資の控除

18. 非連結企業に対する投資を控除する場合、Tier1 から 50%、Tier2 から 50%控除される。

合意の新適用範囲の例示図



- (1) 主として銀行業務を営んでいるグループの境界線。自己資本合意はこのレベルにおける連結ベースで、すなわち、持株会社レベルまで適用される（当節のパラグラフ2を参照）。
- (2)、(3)、(4) 自己資本合意はまた、より下位レベルでも国際的に活動する銀行全てに対し、連結ベースで適用される。

第2部 . 第一の柱 - 最低所要自己資本

. 最低所要自己資本の算出

19. 本節では、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する最低所要自己資本の合算方法について述べる。最低所要自己資本は、規制上の自己資本、リスク・アセットおよびリスク・アセットに対する自己資本の最低比率の定義という3つの基礎的要素から成り立っている。

20. 自己資本比率の算出にあたり、分母となるリスク・アセットについては、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本を12.5（最低自己資本比率8%の逆数）倍し、信用リスクに関するリスク・アセットの合計値に加算することで求められる。自己資本比率は、規制上の自己資本を分子とし、分母との関係で求められる。規制上適格な自己資本は、1988年のバーゼル合意にあげられ、1998年10月27日にプレス・リリースされた「自己資本の基本的項目（Tier 1）としての発行が適格な資本調達手段」で明確にされているものと変わりはない。最低自己資本比率は8%未満であってはならない。Tier 2 自己資本の算入上限は、引続き Tier 1 自己資本の100%となる。

信用リスク - 標準的手法

21. 当委員会は、各銀行が信用リスクに関する所要自己資本を算出する際に、以下に述べる大きく分けて 2 つの方法から選択することを提案する。一つは標準的手法による信用リスクの算出で、もう一つは、内部格付方式の採用である。後者を使用するには、当該銀行の監督当局による明示的な承認が必要である。

A. 標準的手法 - 一般ルール

22. 次の節で、銀行勘定のエクスポージャーに対するリスク・ウェイトについて、1988 年合意からの改定箇所を説明する。本節で特に言及されていないエクスポージャーについては、現行の取扱いのままである。標準的手法においてリスク・ウェイトを決定する場合、銀行は、A. 第 2 節で定義された基準に則って、所要自己資本の算定に適していると各監督当局が認めた外部信用評価機関による信用評価⁷を利用することができる。

1. 各債権

(i) ソブリン向け債権

23. ソブリンおよび中央銀行向け債権に対するリスク・ウェイトは、以下のとおり。

信用評価	AAA ~ AA-	A+ ~ A-	BBB+ ~ BBB-	BB+ ~ B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	100%

24. 各国の裁量により、自国通貨建ての、自国通貨で調達⁸された自国政府（ないしは中央銀行）向けのエクスポージャーには、より軽いリスク・ウェイト⁹を適用す

⁷ 本ペーパーでは、ある特定の会社、スタンダード&プアーズ社の表記を用いている。本ペーパーでは、大部分において、同社の信用格付を例として用いているが、あくまでも一例としてのみ用いており、他の外部信用評価機関による評価も同様にこうした例に使用できる。したがって、本ペーパーの各所に用いられている格付は、外部信用評価機関に関する当委員会の選好や決定を意味するものではない。

⁸ これは、その銀行が現地通貨建ての債務を併せもつ必要があることを意味している。

⁹ この低いリスク・ウェイトは、担保や保証にも適用することが可能である。B. 第 2 節（パラグラフ 102、脚注 22）および B. 第 4 節（パラグラフ 129）を参照。

ることが可能である。この裁量が使われた場合には、他の監督当局は、自らの監督下の銀行に対して、当該通貨建ての当該通貨で調達された当該国のソブリン（ないし中央銀行）向けのエクスポージャーに、同じリスク・ウェイトの適用を認めてもよい。

25. ソブリン向け債権へのリスク・ウェイト付けに際し、監督当局は輸出信用機関（ECA）によって定められたソブリンのカントリー・リスク・スコアの使用を認めてもよい。リスク・スコアが適格となるためには、リスク・スコアを公表していなければならない。銀行は、当該輸出信用機関は 1999 年の OECD 方式を採用していなければならない。銀行は、その監督当局によって認められた輸出信用機関が公表したリスク・スコアを使用することができる。1999 年に定められた OECD 方式では、最低プレミアム料率と関連付けてカントリー・リスクを 7 区分している。以下に詳細を示す通り、輸出信用機関の各リスク・スコアは、特定のリスク区分に対応する（複数の評価の取扱いについての解説はパラグラフ 51-53 を参照）。リスク・スコアが最低プレミアム料率に関連付けされていない場合には、リスク・ウェイト付けには用いることはできない。

輸出信用機関によるリスク・スコア	1	2	3	4~6	7
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%

26. 国際決済銀行（BIS）、国際通貨基金（IMF）、欧州中央銀行（ECB）、および欧州共同体（EC）向け債権については、0%のリスク・ウェイトが適用される。

(ii) 中央政府以外の公共部門向け債権

27. 国内の公共部門（PSE）向け債権については、当該国の銀行向け債権と同様に扱うこととする。国の裁量によって、国内の公共部門向け債権を、その公共部門が設立された法域のソブリン向け債権として取扱うことも可能である¹⁰。この裁量が使われた場合、他国の監督当局は自らの監督下の銀行に対して、当該国の公共部門向け債権に対して同様のリスク・ウェイトを適用することを認めてよい。

¹⁰ 公共部門（PSE）の区分例は、「補論：信用リスクに関する標準的手法」で記述されている。

(iii) 国際開発銀行（MDB）向け債権

28. 国際開発銀行に適用されるリスク・ウェイトは、以下に詳細が示されるとおり、銀行向け債権の取扱いの選択肢 2 に沿って外部信用評価に基づくことになる。下記の基準を満たすと当委員会が判断する高格付の国際開発銀行¹¹向け債権には 0% のリスク・ウェイトが適用される。当委員会は、本件に関する基準を達成しているか否かについて、案件ごとに継続的に評価していく考えである。

国際開発銀行向け債権のリスク・ウェイトが 0% となるための適格性基準は以下の通り。

- 非常に高い長期発行体格付を持っていること、すなわち、その国際開発銀行の外部評価の大多数が AAA となっていること
- AA あるいはそれ以上の長期の発行体信用格付を取得している信用度の高いソブリンが出資者構成の大部分を占めていること
- 出資者による払込資本金、必要時にはその国際開発銀行が債務の返済のために随時払込要請する権利を持つ資本金、そして出資者である各国からの継続的な出資や資金供与の約束、といった強い出資者のサポートがあること
- 資本と流動性の適切な基準が満たされていること（各機関の資本と流動性が適切か否かは案件ごとに判断される）
- 組織的な承認プロセス、内部手続の信頼性、（国、部門、個々のエクスポージャー、および信用区分ごとの）リスク集中限度枠、役員会で承認された大口エクスポージャー、確実な返済計画、貸出金の用途に関する効果的なモニタリング、債務の返済状況、リスクや貸倒引当金に関する厳しい審査、といった項目を含む、厳格な明文上の貸出要件と保守的な財務方針

(iv) 銀行向け債権

29. 銀行向け債権に関しては 2 つの選択肢がある。各国監督当局は自らの法域における全ての銀行に対してどちらかを適用する。無格付の銀行向け債権については、

¹¹ 現在のところ、0% のリスク・ウェイトの適格性が認められる国際開発銀行は、国際復興開発銀行（IBRD）と国際金融公社（IFC）を含む世界銀行（World Bank）グループ、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IADB）、欧州投資銀行（EIB）、北欧投資銀行（NIB）、カリブ開発銀行（CDB）そして欧州開発銀行協議会（CEDB）である。

その銀行が設立されたソブリンに対して適用されるリスク・ウェイトよりも低いウェイトが適用されることはない。

30. 第一の選択肢では、ある国において設立された全ての銀行に適用されるリスク・ウェイトは、当該ソブリンに適用されるものよりも一段階重いものとなる。しかし、BB+から B-までに格付されているソブリンおよび無格付の国の銀行向け債権についてはリスク・ウェイトは100%が上限となる。
31. 第二の選択肢は、銀行自身の外部信用評価に基づいてリスク・ウェイト付けをする。この選択肢では、原契約期間¹²が3ヶ月以下の債権には、20%を下限として、下表に示されるリスク・ウェイトより一段階軽いものを適用しても良い。この取扱いは、リスク・ウェイトが150%である銀行に対する債権以外であれば、格付、無格付に拘らず適用することができる。
32. 2つの選択肢を要約すると下表のとおりである。

選択肢1

ソブリンの信用評価	AAA ~ AA-	A+ ~ A-	BBB+ ~ BBB-	BB+ ~ B-	B-未満	無格付
選択肢1におけるリスク・ウェイト	20%	50%	100%	100%	150%	100%

¹² 監督当局は、（契約上の）原契約期間が3ヶ月以内でありながらロール・オーバーされる予定となっている（すなわち、実質的なマチュリティが3ヶ月より長い）債権に対して、自己資本比率規制上、この優遇措置を適用しないように手当てすべきである。

選択肢 2

銀行の信用評価	AAA ~ AA-	A+ ~ A-	BBB+ ~ BBB-	BB+ ~ B-	B-未満	無格付
選択肢 2 における リスク・ウェイト	20%	50%	50%	100%	150%	50%
選択肢 2 における 短期債権の リスク・ウェイト	20%	20%	20%	50%	150%	20%

(注) 選択肢 2 における短期債権とは、原契約期間が 3 ヶ月以内であるものと定義する。本表は、パラグラフ 24、33 に基づき銀行に適用できる優遇的なリスク・ウェイトは反映していない。

33. パラグラフ 24 に記されているように、各国監督当局がソブリン向け債権に優遇措置を適用する場合には、選択肢 1、2 のいずれの場合であっても、自国通貨建ての原契約期間が 3 ヶ月以下の銀行向け債権で自国通貨で調達されているもののリスク・ウェイトは、その設立国のソブリンに適用されるものより一段階重いものを適用することができる。ただし、その場合もリスク・ウェイトの下限は 20%とする。

(v) 証券会社向け債権

34. 「自己資本に関する新しいバーゼル合意」(特にリスク・ベースの自己資本規制¹³を含む)において銀行に課されているものと類似の規制・監督の下にある証券会社向けの債権については、銀行向け債権と同様の扱いとすることができる。

(vi) 事業法人向け債権

35. 保険会社向け債権を含む事業法人向け債権のリスク・ウェイトは下表の通りである。無格付の事業法人向け債権の標準的なリスク・ウェイトは 100%である。無格付の事業法人向け債権のリスク・ウェイトは、当該法人の設立されたソブリン向け債権に適用されるリスク・ウェイトを下回ることはない。

¹³ いわゆる本改定合意の中で銀行に適用される所要自己資本規制。「類似の」という言葉は、その証券会社が(必ずしも親会社である必要はないが)、系列子会社について連結ベースで規制および監督を受けるということである。

信用評価	AAA ~ AA-	A+ ~ A-	BBB+ ~ BB-	BB-未満	無格付
リスク・ ウェイト	20%	50%	100%	150%	100%

36. 事業法人のデフォルト率が高い国では、その法域における全般的なデフォルト実績によって裏付けられると判断できる場合、監督当局は無格付の債権に対する標準的なリスク・ウェイトを引上げるべきである。監督上の検証プロセスの一環として、監督当局は、個々の銀行が保有する事業法人向け債権の信用度が、100%よりも高い標準的なリスク・ウェイトを適用するのに十分かどうかについても考慮することができる。

(vii) 居住用不動産により担保された債権

37. 債務者が現在または将来居住するか、もしくは賃貸されている住宅に対し設定された抵当権により完全に保全された貸出には、50%のリスク・ウェイトが適用される。

(viii) 商業用不動産により担保された債権

38. 過去数十年にわたり、多くの国の銀行業界で商業用不動産貸出がたびたび発生する不良資産の原因となってきた経験に照らし、当委員会は引続き、商業用不動産への抵当権により保全された貸出には、原則として、100%以外のリスク・ウェイトが適用されるべきではないとの考えを堅持している¹⁴。

¹⁴ しかし、当委員会は、長期にわたり存立し充分発展した市場においては、例外があることを認識している。事務所、多目的商業不動産、あるいは複数のテナントが入った商業用施設に対する抵当権付貸出については、時価の50%以下かつ資産によって保全される抵当貸出額の60%以下である貸出部分には、50%の優遇的なリスク・ウェイトを適用できる。この制限を超えるエクスポージャーについては、全て100%のリスク・ウェイトが適用となる。例外的な取扱いには非常に厳格な条件が課される。とりわけ、以下の2つの条件が満たされなければならない。すなわち、(i) 商業不動産のうち時価の50%、あるいは抵当貸出額(MLV)の60%のいずれか低い額に対して発生する損失が、どの年においても貸出残高の0.3%を超えてはならず、(ii) 商業用不動産貸出額から発生する全ての損失がどの年においても貸出残高の0.5%を超えてはならない。ある年に、これらの条件のいずれかが満たされない場合、本取扱いの適用の適格性は中断され、将来適用されるためには適用開始時の要件を再び満たす必要がある。このような取扱いを適用する国は上記の内容および他の追加的な条件(バーゼル委事務局から入手可能)が満たされていることを公表しなければならない。

(ix) 高リスクのカテゴリー

39. B-未滿に格付けされたソブリン、公共部門（PSE）、銀行および証券会社と、BB-未滿に格付けされた事業法人向け債権に加え、以下のものに適用されるリスク・ウェイトは150%となる。
- パラグラフ 526 でとり上げられている BB+から BB-までの間に格付けされた資産証券化商品。
 - 90 日以上の延滞債権の無担保部分から個別引当金相当額を差引いた部分。延滞債権の保全部分の定義は、信用リスク削減に適格と認められる担保および保証（「標準的手法」の B.を参照）¹⁵と同様である。
40. ベンチャー・キャピタルや非公開株式への投資のように高いリスクのある一部のその他資産については、各国監督当局は、150%かそれ以上のリスク・ウェイトを適用してもよい。

(x) その他の資産

41. 資産の証券化の扱いについては、IV に別途記述されている。その他の全ての資産については、引続き標準的なリスク・ウェイトを100%とする。

(xi) オフバランスシート項目

42. 標準的手法におけるオフバランスシート取引に伴うクレジット・エクスポージャーの算出方法については、幾つかの例外を除き、現行の枠組みがそのまま保持される。OTC デリバティブ取引について設定されていた、取引相手に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトの上限（50%）は今後適用されない。
43. 原契約期間が1年以内のコミットメントについては、掛目は20%となる。例外的に、無条件で取消しが可能なコミットメント、または、借り手の信用状態が悪化した場合に銀行により事前通知なし¹⁶で実質的に自動的な取消しが随時可能なコミ

¹⁵ 各国の裁量でより幅広い担保を認めることができる期間として、3年の経過措置期間が設けられる。

¹⁶ リテールのコミットメントは、いくつかの国の消費者保護および関連法の下で、可能な最大限の範囲で取消しできる条項がある場合、無条件で取消し可能とみなされている。

ットメントには、0%の掛目が適用される。原契約期間が1年超のコミットメントには、50%の掛目が適用される。

44. レポ形式の取引（すなわち、レポ取引、リバース・レポ取引、証券貸借取引）から発生する場合を含めて、銀行が貸出した有価証券もしくは担保として提供した有価証券には、100%の掛目が適用される。適格な担保によって信用エクスポージャーが保全されている債権のリスク・ウェイトの計算方法については、B. 第2節を参照。銀行が、代理人として顧客と第三者間の証券貸借取引を設定し、第三者による債務履行を顧客に保証した場合、銀行にとってのリスクは銀行自身がレポ形式の取引に参加した場合と同様になる。そのような場合、銀行はあたかも当該銀行自身が取引の参加者であるのと同じように、所要自己資本額を計算することを要求されることになる（B.を参照）。

2. 外部信用評価

(i) 認定手続き

45. 各国の銀行監督当局は、外部信用評価機関（ECAI、External Credit Assessment Institution）が以下に挙げた基準を満たしているか否か決定する責任を負う。例えば、特定の債権の種類または法域だけに限定的に認められる外部信用評価機関もあるかもしれない。外部信用評価機関を認定する過程は、不要な参入障害とならないよう、公にされなければならない。

(ii) 適格性基準

46. 外部信用評価機関は、以下の6つの基準の全てを満たす必要がある。
- **客観性**：信用評価を付与する手法は、厳格・系統的であって、過去の経験に照らした何らかの検証を受けていなければならない。また、評価は継続的に見直され、財務状況の変化に対応するものでなければならない。それぞれの市場のセグメントについて使用される、厳格なバック・テストを含む評価手法は、監督当局の認定を受けるまでに少なくとも1年間、望ましくは3年間は整備されていなければならない。
 - **独立性**：外部信用評価機関は独立しており、評価に影響を与えうる政治的・経済的圧力から自由でなければならない。評価手続きは、評価機関の取締役会の構成や株主構成が利益相反を生むようなものとなっている可能性がある場合に生じうる如何なる制約からも自由であるべきである。

- 国際的入手可能性・透明性：個々の評価は、正当な関心をもつ国内外の機関にとって、同じ条件で入手可能でなければならない。さらに、外部信用評価機関が使用した評価方法に関する一般的な情報は、公に入手可能でなければならない。
- 情報開示：外部信用評価機関は、次の情報を開示しなければならない：デフォルトの定義・評価の期間・各格付の意味を含む評価方法、各評価区分ごとの実際のデフォルト率、そして評価の遷移（例えば、時間の経過とともに AAA が AA になる可能性）
- 資源：外部信用評価機関には、質の高い信用評価をするために十分な資源がなければならない。こうした資源は、評価に付加価値を加えるために、評価対象企業の幹部および実務レベルの人々と継続的に実質的な接触をするのに充分でなければならない。こうした評価は、定性的・定量的な評価を統合した手法に基づいていなければならない。
- 信頼性：信頼性は、上記の諸基準を満たすことによってある程度満たされる。また、投資家、保険会社、商取引の相手方といった独立の主体がある外部信用評価機関による評価を使用しているという事実も、信頼性が高いことを示している。機密情報の不正使用を防ぐための内部手続が確立されていることも、外部信用評価機関の信頼性を強める要因となる。外部信用評価機関が適格となるために、2 か国以上の企業を評価する必要はない。

3．運用上の論点

(i) 外部信用評価のリスク区分への変換手法

47. 監督当局は、外部信用評価機関による評価を標準的なリスク・ウェイトの枠組みに変換する手法、すなわち、どの評価分類がどのリスク・ウェイトに対応するかを決める責任を持つ。この変換手法により、客観的に上掲の表に反映されている信用リスクの水準と統合的なリスク・ウェイトが割当てられるべきである。また、リスク・ウェイトの全領域が包摂されるべきである。
48. 当委員会は、市中協議期間中に、外部信用評価機関による評価をリスク・ウェイトの枠組みに変換する手法について作業を継続する。こうした手法の一例としては、デフォルト確率の実績値に基づいて関連付けるといったことが考えられる。
49. 銀行は、選択した外部信用評価機関とその評価を、各債権区分ごとに、リスク・ウェイトの計算とリスク管理の双方で一貫して使わなければならない。言い換えれば、銀行は、異なる外部信用評価機関の評価を都合よく恣意的に選択することはできない。

50. 銀行は、少なくとも年に1回、以下の情報を開示しなければならない。リスク・ウェイトを決めるうえで使用している外部信用評価機関を債権の区分ごとに開示する。当局によって決められたリスク・ウェイトへの変換手法を開示する。全リスク・アセットのうち適格な外部信用評価機関の評価に基づいてリスク・ウェイト付けされている割合を各機関ごとに開示する。

(ii) 複数評価

51. ある特定の債権に対し、銀行が選択した外部信用評価機関による評価が一つしかない場合には、その債権のリスク・ウェイトを決める際にその評価が使われる。

52. 銀行が選択した外部信用評価機関による評価が二つあり、異なるリスク・ウェイトに対応している場合には、重い方のリスク・ウェイトを使う。

53. 三つ以上の評価がある場合には、最も軽いリスク・ウェイトに対応する二つの評価を参照し、その二つが異なれば、重い方のリスク・ウェイトを使う。その二つが同じであれば、リスク・ウェイトを決める際にその評価を使う。

(iii) 発行体格付 対 債券格付

54. 銀行が、固有の評価を持つある特定の債券に投資した場合は、その債権に対するリスク・ウェイトは当該債券固有の評価に基づいて付与される。銀行の債権が債券格付のない債権である場合には、以下の一般原則が適用される。

- 債務者が発行した債券に債券格付が付与されているが、銀行の債権は当該債券への投資でない場合には、その銀行の無評価の債権があらゆる点で評価されている債券と同順位かまたはそれに優先する場合にのみ、当該債券に対する**良質の信用評価**（無格付債権に適用されるリスク・ウェイトより低いリスク・ウェイトに変換される評価）を当該無評価債権に適用して良い。この条件が満たされない場合には、良質の債券格付は利用できず、無評価の債権には無格付債権に対するリスク・ウェイトが適用される。
- 発行体格付がある場合、この格付は通常、当該債務者に対する無担保の優先債権に適用される。したがって、当該債務者への優先債権のみが良質の信用評価の恩恵を受けることになる。良質の信用評価を得た債務者に対する他の無評価債権は、無格付債権として扱われる。発行体格付か債券格付の何れかが**低い評価**（無格付債権に対するリスク・ウェイトよりも重いリスク・ウェイトに変換される評価）の場合には、当該債務者に対するその他の無評価債権には、その低い評価に対応するリスク・ウェイトを適用する。

55. 信用補完が債券格付に既に反映されている場合には、信用補完を二重に勘案してしまうことを避けるため、規制上はリスク削減手法の効果を認識しない（パラグラフ 63 参照）。

(iv) 短期格付・長期格付

56. 短期格付は、対象債権が短期でありかつ当該債務者について長期格付がない場合にのみ使用して良い。長期債券格付または長期発行体格付がある場合には、短期の債権の返済順位が長期の債権と同列である（もしくはより優先される）かぎり、短期格付の有無によらず、長期の債権に加え短期の債権にも長期格付を適用すべきである。もし、長期と短期の債権が同順位でない場合、短期の債権は無格付と扱われなければならない。当委員会は、短期格付を利用することの実行可能性と有用性をさらに調査するつもりである。如何なる場合にも、短期格付に基づいて、無格付の長期債権に優遇的なリスク・ウェイトが適用されることはない。

57. 短期格付を使う場合、その評価を付した機関は、パラグラフ 46 に挙げられている外部信用評価機関の適格性判断基準を全て満たしている必要がある。

58. ある短期の債権が 150% のリスク・ウェイトに該当する場合には、銀行が適格な信用リスク削減手法を利用していないかぎり、無格付の長期無担保債権にも 150% のリスク・ウェイトが適用される。

(v) 評価の適用範囲

59. ある企業集団の中の一つの企業に対する外部評価を、その企業集団の他の企業に対する債権のリスク・ウェイトを判断する際に使うべきではない。

(vi) 勝手格付

60. 一般原則として、銀行は、企業が適格な外部信用評価機関に依頼して取得した格付を使うべきである。ただ、各国監督当局は、勝手格付を通常の格付同様に使用することを銀行に認めることができる。外部信用評価機関が、企業が格付依頼をするよう圧力をかける手段として勝手格付を利用する可能性がある。こうした行動が認識された場合は、監督当局は、自己資本規制との関連で、このような外部信用評価機関を適格としつづけるか再考すべきである。

B. 標準的手法における信用リスク削減手法

1. 適用範囲

61. 信用リスク削減手法は、例えば担保の徴求、クレジット・デリバティブや保証の取得、あるいはネットィング契約の効力下にある相殺ポジションを形成すること等による信用リスクの削減に関連する。信用リスク削減手法に関する見直し後のアプローチは、現在よりも広範囲の信用リスク削減手段を規制上認識することを可能にする。
62. この節に示されている枠組みは、標準的手法における銀行勘定のエクスポージャーに適用可能である。基礎的内部格付手法における信用リスク削減手法の枠組みは、第 III 節に明記されているが、ここで説明される枠組みに非常に類似している。先進的内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱いについては、パラグラフ 188-193 と 222-224 を参照されたい。資産の証券化の取扱いについては、第 IV 節を参照。
63. 信用リスク削減手法の効果は二重計上されない。したがって、既に信用リスク削減効果を反映した債券格付をリスク・ウェイト付けに使用している債権の場合、信用リスク削減手法が自己資本規制上追加的に認識されることはない。

2. 担保

64. この節は担保付取引をカバーする。担保付取引とは、
- ・ 現金・金融商品の貸付あるいは担保としての差入れ、ないしは OTC デリバティブ契約の結果として、取引相手に対して信用エクスポージャーあるいは潜在的な信用エクスポージャーを銀行が有しており、かつ
 - ・ 取引相手が差入れた担保によって、エクスポージャーないしは潜在的なエクスポージャーの全額あるいは一部がヘッジされている、
- 取引である。
65. 銀行が、代理人として顧客と第三者の間のレポ形式の取引（すなわち、レポ取引 / リバース・レポ取引ないしは証券貸借取引）を設定し、第三者による債務履行を顧客に保証した場合、銀行にとってのリスクは銀行自身が取引に参加した場合

と同様になる。そのような場合、銀行は、あたかも当該銀行自身が取引の参加者であるのと同じように、所要自己資本額を計算することを要求されることになる。

66. 一般原則として、如何なる担保付債権も、担保がなく、それ以外の点で同一の債権より多く自己資本を賦課されることはない。

(i) 最低条件

67. 担保による所要自己資本額の軽減が認められる前に、当節に示されている基準が満たされている必要がある。

(a) 法的確実性

68. 担保は、担保が提供されている法的なメカニズムが強固であり、貸し手が担保に対して明確な権利を有しており、借り手そして該当する場合には担保を保有している保護預り人（カストディアン）のデフォルト、支払不能ないしは破産（あるいは取引契約書に示されているその他の信用事由）に際し、担保を売却ないしは保持できる場合にのみ有効である。

69. 銀行は、担保権の法的有効性の面で、例えば登録機関に担保権を登録する等、現地における契約上の必要事項を満たすための全ての対策を採らなければならない。保護預人が担保を保有している場合、銀行は、保護預人が担保資産と保護預人自身の資産との適切な分別管理を確実に行うよう、努力を払わなければならない。

70. 銀行は、関連する全ての法域において担保契約の有効性を確認する法律意見書を入手しなければならない。法律意見書は適切な間隔で（例えば毎年）更新されるべきである。

71. 担保契約は、担保の適時な売却のための明確で強固な手続きと共に、適切に文書化されなければならない。銀行の手続きにより、顧客のデフォルトについての宣言および担保の売却のために必要な全ての法的な条件が遵守されていることが確実になっているべきである。

(b) エクスポージャーとの低い相関性

72. 担保が保証機能を提供するためには、債務者の信用度と担保の価値は大きな正の相関を持ってはならない。例えば、担保の提供者あるいはグループ内の関連会社によって発行された証券は、保証機能をほとんど提供せず、したがって不適格として扱われる。

(c) 強固なリスク管理プロセス

73. 担保は信用リスクを削減する一方、リーガル・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクやマーケット・リスクといった、銀行が晒される他のリスクを同時に増大させる。したがって、銀行が、戦略、原債権の信用状況の考察、評価、方針や手続き、システム、ロールオフ・リスク（担保の満期時に担保の差替えが確実に行われないリスク）の管理、担保の使用によって発生する集中リスクとその銀行全体の信用リスク・プロファイルとの連関の管理、といった項目を含む、これらのリスクを管理する強固な手続きとプロセスを用いていることが不可欠である。

74. さらに銀行は、第三の柱に関するパラグラフ 655-656 に示されている一定の開示基準を満たさなければならない。

(ii) 計測手法

75. 担保の取扱いについては、包括的手法と簡便手法の2つの手法がある。銀行は、2つの選択肢のうちのいずれかの手法に基づいて計測することを要求されることになる。部分担保も認識される。

(a) 適格担保

76. 以下の担保資産が簡便手法と包括的手法双方において認識される適格担保である：

- ・貸し手銀行に預金されている現金¹⁷、
- ・BB-以上に格付されているソブリンおよび各国監督当局によってソブリンと同等に取扱われる公共部門（PSE）発行の証券、

¹⁷ 銀行が銀行勘定におけるエクスポージャーに対してクレジット・リンク債を発行している場合、当該エクスポージャーは現金担保によってカバーされるものとして扱われる。

- ・銀行¹⁸、証券会社および一般事業法人が発行する BBB-以上に格付されている証券、
- ・主要な株価指数に含まれている株式、
- ・金。

77. 上記に加え、主要な株価指数には含まれないが、認定された取引所で取引される株式は、包括的手法においては適格である。

78. 認定された外部信用評価機関によって評価されていない銀行により発行された債券は、その銀行が次の基準の全てを満たす場合のみ、A/BBB の評価を受けている債券と同等に取扱うことができる：

- (a) 債券は認定された取引所に上場されている、
- (b) 債券は優先債権として取扱われる、
- (c) 発行銀行が発行した他の債券で BBB よりも低く評価されているものがない、
- (d) 貸し手銀行は債券が BBB よりも低い評価を付与されて然るべきであることを示唆する情報を持っていない、そして
- (e) 監督当局は、当該商品の市場の流動性に十分確信を持っている。

79. 特定の「譲渡性証券への集合投資事業（Undertakings for Collective Investments in Transferable Securities、< UCITS >、欧州のユニット・トラスト）」とミューチュアル・ファンドのユニットもまた適格である。当該ユニットは日々公けに価格が提示されていなければならない、また、当該 UCITS / ミューチュアル・ファンドの投資対象は、使用される手法（簡便手法か包括的手法）において適格である商品に限定されていなければならない。

(b) 包括的手法

80. 担保に関する包括的手法においては、価格変動に対して備えるために担保の市場価値に H で表示される「ヘアカット」が適用され、ヘアカット後にウェイト w がエクスポージャーの担保カバー部分に適用されることになる。

¹⁸ 監督当局によりソブリンと同等に取扱われない公共部門（PSE）を含む。

81. 自己資本賦課は、担保付取引のそれぞれの側の銀行に対してなされる。例えば、レポ取引とリバース・レポ取引の双方に自己資本賦課がなされることになる。同様に、証券貸借取引の両側が明示的な自己資本賦課の対象となり、デリバティブ取引や他の借入に対して担保証券を差入れる場合も同様である。銀行のエクスポージャーが担保でカバーされている場合（銀行が証券を借りる場合も含む）、当該担保商品に応じたヘアカットが担保の価額に対して適用され、担保効果が割引かれる。銀行のエクスポージャーが、担保として差入れられたあるいは貸付けられた証券の形態をとる場合、当該証券に応じたヘアカットを、受入れる担保（それが現金であれ証券であれ）の価額に適用し、担保効果を割引くことになる。
82. 元々のエクスポージャーが表示されている通貨と異なる通貨で担保が表示されている場合、つまり、通貨ミスマッチがある場合、通貨のボラティリティを反映したヘアカットを、担保に応じたヘアカットに上乘せする必要がある（ヘアカットの水準の設定方法に関してはパラグラフ 88-100 を参照）。
83. ヘアカット後の担保の価額を「調整後の値」と呼ぶ。
84. ヘアカットに加え、 w で表示される「フロア」係数が、担保の調整後の値でカバーされた部分のエクスポージャーに適用される（ w の値に関してはパラグラフ 101 を参照）。
85. 担保付エクスポージャーのリスク・アセット額は下記のように計算される。ここで、
- r^* は担保によるリスク削減効果勘案後のリスク・ウェイト、
 - r はエクスポージャーに担保がない場合のリスク・ウェイト、
 - E は担保カバーされていないエクスポージャー（すなわち、貸出された現金あるいは貸付ないしは担保として差入れられた有価証券）の値、
 - H_E はエクスポージャー（ E ）に応じたヘアカット、
 - C は受入れた担保の現在価額、
 - H_C は受入れた担保に応じたヘアカット、
 - H_{FX} は通貨ミスマッチ用のヘアカット、
 - C_A は担保の調整後の値、そして、

w は取引の担保カバー部分に適用されるフロア係数である。

担保の調整後の値は以下の通りとなる：

$$C_A = \frac{C}{1 + H_E + H_C + H_{FX}}$$

エクスポージャーの値が調整後の担保の価額を超過する、すなわち $E > C_A$ の場合、リスク・アセット額は、

$$r^* \cdot E = r \cdot [E - (1-w) \cdot C_A]$$

となる。

エクスポージャーの値が調整後の担保の価額以下である場合、すなわち $E = C_A$ の場合、リスク・アセット額は、借り手の信用度に関連したフロアの制約を受け、

$$r^* \cdot E = r \cdot w \cdot E$$

となる。

担保のヘアカット

86. ヘアカットは、エクスポージャーのボラティリティ (H_E)、受入れた担保のボラティリティ (H_C)、および該当する場合には通貨ボラティリティ (H_{FX}) を反映することが意図されている。ヘアカットは、当局設定手法と自行推計手法の 2 つの方法のいずれかで計算される。当局設定手法の下では、それぞれの適格担保に対して当局設定の標準化されたヘアカットが適用される。これとは別に、監督当局は、一定の最低基準を満たす銀行に対して担保のボラティリティに関する内部評価を利用することを認めることも可能である。

87. 銀行は、信用リスクの計測に関して標準的手法と基礎的内部格付手法のいずれを選択したかという問題とは独立に、ヘアカットに関する当局設定手法と自行推計手法のいずれかを選択できる。ただし、銀行が自行推計のヘアカットを利用しようとする場合には、当該銀行は自行推計を用いることが適格となる範囲の資産全てについて自行推計を適用しなければならない。

当局設定の標準化されたヘアカット

88. 当局設定の標準化された手法で適用されるヘアカットは、以下のパーセントとなる（日次の時価評価と担保の値洗いが前提）：

債券格付	残存期間	ソブリン ¹⁹	銀行/一般事業法人 ²⁰
AAA/AA	1年以下	0.5	1
	1年超、5年以下	2	4
	5年超	4	8
A/BBB	1年以下	1	2
	1年超、5年以下	3	6
	5年超	6	12
BB	1年以下	20	
	1年超、5年以下	20	
	5年超	20	
主要な株式指数に含まれる株式		20	
認定された取引所における他の上場株式		30	
現金		0	
金		15	
外為リスクのための上乘せ		8	

89. 適格な UCITS やミューチュアル・ファンドのユニットに適用されるヘアカットは、当該基金が投資することができる資産に適用されるヘアカットのうち、最も高いものとなる。

90. パラグラフ 78 の適格基準を満たす無格付の銀行発行債券は、A/BBB 格付の銀行・一般事業法人が発行した債券と同等に扱われる。

91. 元々のエクスポージャーが表示されている通貨と異なる通貨で担保が表示されている場合、つまり、通貨ミスマッチがある場合、8 パーセント・ポイントが担保のヘアカットに上乘せされ、必要に応じて以下の保有期間に関する節で説明される方法で 10 日間の保有期間を基準に引上げられる。

¹⁹ 監督当局によってソブリンと同様に扱われる公共部門 (PSE) を含む。

²⁰ 監督当局によってソブリンと同様に扱われない公共部門 (PSE) を含む。

自行推計のヘアカット

92. 監督当局は、銀行に市場価格のボラティリティと外国為替のボラティリティに関する自行の内部評価を利用して H を計算することを認めてもよい。そうした計算が認められるためには、最低限の定性的・定量的基準を満たすことが条件であり、1996年のマーケット・リスク規制²¹の下で内部のマーケット・リスク・モデルを用いることを当局に認められた銀行に限られる。銀行は、各証券カテゴリー別にボラティリティの推計を計算する必要がある。
93. ヘアカットの自行推計を使用のための定量的基準は、1996年のマーケット・リスク規制における内部モデル手法の使用のための基準と同等であり、その主要なパラメータは10営業日の保有期間と99%の信頼区間である。外国為替リスクも、同様の方法において計算される。
94. 銀行は、信用度の低い資産の流動性の低さを勘案しなければならない。担保の流動性に疑問がある時には、保有期間は上方に調節されるべきである。銀行は、また、実績データが潜在的なボラティリティを過小評価する場合（例えばペッグされた通貨の為替レート）を特定するべきである。そのような状況に対しては、ストレス・シナリオを実施する必要がある。
95. 銀行は、担保資産ないしは外国為替ミスマッチのボラティリティを個々に評価しなければならない。評価されたボラティリティには、無保証のエクスポージャーと担保、および為替レート（通貨ミスマッチに関する手法については第5節を参照）の間の相関が反映されてはならない。担保が資産のバスケットである場合、バスケット全体のヘアカットは、 a_i をバスケット内での資産 i の比重、 H_i を資産 i に適用されるヘアカットとすると、 $H = \sum_i a_i H_i$ となる。

保有期間

96. 担保のヘアカットの枠組みにおいては、「資本市場系取引」（具体的にはレポ取引／リバース・レポ取引、証券貸借取引、デリバティブ取引およびマージン貸付）

²¹ 「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」、バーゼル銀行監督委員会、（1996年1月）

と一般の担保付取引が区別される。資本市場系取引では、担保の値洗いに関する約定を含む契約が取交されるが、一般的な担保付取引の契約においてはそうした条項は通常含まれない。

資本市場系取引

97. 上記パラグラフ 88 における標準化された担保ヘアカットを計算するに当たり、日次の時価評価と担保値洗いを前提に、基本的ケースとして 10 営業日の保有期間が用いられた。また、10 営業日の保有期間は、自行推計手法におけるヘアカットの出発点である。ここで、10 営業日の保有期間に基づいたヘアカットは、 H_{10} で表示される。
98. 担保値洗いの頻度が日次よりも少ない場合、より大きなヘアカットが必要である。この場合、以下の「時間の平方根」方式を利用して、基準となるヘアカットを出発点として計算される：

$$H = H_{10} \sqrt{\frac{N_{RM} + 9}{10}}$$

ここで、

H = ヘアカット

H_{10} = 保有期間が 10 営業日の場合の当該資産に係るヘアカット

N_{RM} = 実際の担保値洗いと値洗いの間の日数

を示す。

一般的な担保付取引

99. 銀行が担保の効果を認識するためには、当該担保は最低 6 か月以内に再評価されていないなければならない。当該担保が日々時価評価されている場合、保有期間は 20 営業日とされる。

100. 担保が日次よりも低い頻度で時価評価される場合、ヘアカットは次の定式により引上げられる：

$$H = H_{10} \sqrt{\frac{N_{RV} + 19}{10}}$$

ここで、

H = ヘアカット

H_{10} = 保有期間が 10 営業日の場合の当該資産に係るヘアカット

N_{RV} = 実際の担保再評価と再評価の間の日数

を示す。

w: 残存するリスク

101. 担保付取引においては、 w は 0.15 である。

国債レボに関する特例

102. 特定の国債レボ取引形式の取引（すなわち、レボ取引／リバース・レボ取引ないしは証券貸借取引）においては、銀行は w を 0 とすることを認められる。そのためには、以下の条件が満たされている必要がある：

- (a) レボ形式の取引である、
- (b) エクスポージャーと担保の双方が現金あるいは標準的手法において 0% のリスク・ウェイトが適格であるソブリンまたは公共部門（PSE）発行の証券である²²、
- (c) エクスポージャーと担保の双方が、関係するソブリンか PSE 証券の通貨で表示されている、
- (d) 当該取引はオーバーナイトであるか、あるいは、エクスポージャーと担保の双方が日々の時価評価と担保の値洗いに服している、

²² 監督当局が、自国の政府が中央銀行に対する国内通貨建て債権を標準的手法において 0% のリスク・ウェイトに適格とした場合、こうした債権もこの条件を満たす。

- (e) 取引相手が追証差入をできなかった後、追証差入できなかった時点より前の最後の時価評価と担保処分との期間が4営業日以内である、
- (f) 当該取引は証券が発行されている法域あるいは通貨圏において、その種の取引に関する安定性が証明されている決済システムを用いて決済されている、
- (g) 契約をカバーする文書は、該当する証券を用いたレポ形式の取引について国内市場で用いられている標準的な文書である、
- (h) 当該取引は、取引相手が、現金または証券を届ける、あるいは追証を差入れる義務を履行しない場合、あるいは他のデフォルトを起こした場合に、取引が直ちに終結可能であることを明示する文書で取決めを行っている、そして
- (i) 取引相手の債務超過や倒産にかかわらず、銀行は、直ちにその利益のために担保を確保して換金するための、制約のない法的に有効な権利を有している。

包括的手法からの適用除外 (carve-out)

103. w を 0 とするための前節に示された条件が満たされ、さらに、取引相手が中核的市場参加者である取引については、監督当局は、包括的手法において指定されたヘアカットを適用せず、代わりに、 H に 0 を適用することができる。

104. 中核的市場参加者は、各国監督当局の裁量で、次の主体を含むことができる：

- ソブリン、中央銀行および公共部門 (PSE)、
- 銀行と証券会社、
- 20% のリスク・ウェイトに適格の他の金融会社 (保険会社を含む)、
- 自己資本規制あるいはレバレッジ規制に服する、規制されたミューチュアル・ファンド、
- 規制された年金基金、そして
- 認定された決済機構。

105. 監督当局が、その国内政府によって発行される証券を用いたレポ取引に特定の適用除外を適用する場合、他の監督当局も、自らの法域内において設立された銀行が同じ取引を行う場合には同様の取扱いを適用することができる。

(c) 簡便手法

最低基準

106. 担保が簡便手法において認識されるためには、担保はエクスポージャーの残存期間全体に亘って差入れられていなければならない、最低 6 か月に 1 回の頻度で時価評価し、再評価しなければならない。

リスク・ウェイト

107. 簡便手法においては、認識された担保の時価でカバーされた部分の債権には、担保資産に適用できるリスク・ウェイトが適用される。担保によってカバーされた部分に適用されるリスク・ウェイトは、以下の 2 つのサブセクションに示される条件に該当する場合以外は 20% が下限となる。債権のそれ以外の部分には、取引相手か借り手に応じたリスク・ウェイトが適用される。自己資本賦課は、担保付取引に関与する双方の銀行に適用される。例えば、レポ取引とリバース・レポ取引の双方が自己資本賦課の対象となる。

日々の時価評価と日々の担保値洗いに服する取引

108. このパラグラフにおいて示される以下の条件を満たす場合にのみ、担保によってカバーされた債権は 20% 未満のリスク・ウェイトに適格となる。実際に適用されるリスク・ウェイトは、パラグラフ 109 と 110 のいずれを満たすかによって 0% あるいは 10% となる。

- (a) エクスポージャーと担保は同一通貨で表示される、
- (b) 当該取引はオーバーナイトであるか、あるいは、エクスポージャーと担保の双方が日々の時価評価と担保の値洗いに服している、
- (c) 当該取引は、取引相手が、現金または証券を届ける、あるいは追証を差入れる義務を履行しない場合、あるいは他のデフォルトを起こした場合に、取引が直ちに終結可能であることを明示する文書で取決めを行っている、

- (d) 取引相手の債務超過や倒産にかかわらず、銀行は、直ちにその利益のために担保を確保して換金するための、制約のない法的に有効な権利を有している、そして
- (e) 取引相手が追証差入できなかつた後、追証差入できなかつた時点より前の最後の時価評価と担保処分との間の期間が 10 営業日以内である。

109. 上記のパラグラフにある条件と共に、以下の条件を満たす場合、担保によってカバーされた取引のリスク・ウェイトは 0% である：

- (a) レポ形式の取引（すなわち、レポ取引／リバース・レポ取引ないしは証券貸借取引）である、
- (b) エクスポージャーと担保の双方が現金あるいは標準的手法において 0% のリスク・ウェイトが適格であるソブリンまたは公共部門（PSE）発行の証券である²³、
- (c) 取引相手が追証差入できなかつた後、追証差入できなかつた時点より前の最後の時価評価と担保処分との間の期間が 4 営業日以内である、
- (d) 当該取引は証券が発行されている法域あるいは通貨圏において、その種の取引に関する安定性が証明されている決済システムを用いて決済されている、そして
- (e) 契約をカバーする文書は、該当する証券を用いたレポ形式の取引について国内市場で用いられている標準的な文書である。

110. パラグラフ 108 の条件が満たされ、かつ、以下の条件のいずれかが満たされる場合、担保の時価によってカバーされた部分の債権に 10% のリスク・ウェイトを適用することができる：

²³ 監督当局が、自国のソブリンが中央銀行に対する国内通貨建て債権を標準的手法において 0% のリスク・ウェイトに適格とした場合、こうした債権もこの条件を満たす。

- (a) 銀行の債権と担保は、双方とも現金（現金の貸付、現金を支払う保証かコミットメント、あるいは現金のポジションとして扱われるデリバティブによるエクスポージャーという形態の債権）か 0%のリスク・ウェイトが適格であるソブリン / 公共部門（PSE）発行の証券、あるいは
- (b) 銀行の債権は無担保・無保証（unsecured）ベースでは 20%のリスク・ウェイトを適用され、かつ、取引の片側（銀行の債権あるいは担保）は、0%のリスク・ウェイトに適格な現金あるいは証券であり、もう片方の側は前節で述べられたような適格担保である。

他の取引

111. エクスポージャーと担保が同一通貨で表示され、かつ以下のいずれかの条件を満たす場合、担保付取引のリスク・ウェイトに適用される 20%の下限は適用されず、0%のリスク・ウェイトを適用することができる：

- (a) 担保は預金された現金で、同一通貨の貸出を担保している、あるいは
- (b) 担保は、0%のリスク・ウェイトに適格なソブリン / 公共部門（PSE）発行の証券の形態をとっており、その市場価格が（担保効果の勘案上）30%割引かれている。

3 . オンバランスシート・ネットティング

112. 銀行と他の取引相手との間での貸出と預金のオンバランスシート・ネットティング契約は、以下の条件を満たす場合に認められる：

- (a) 銀行はネットティングないしは相殺を実行するための十分な法的根拠を有しており、倒産手続きの下にある場合を含めてそれぞれの関連する法域で当該契約が法的有効性を有している、
- (b) 銀行は同一の取引相手との間でネットティング契約下にある資産と負債をいつでも特定することができる、
- (c) 銀行はロールオフ・リスク（負債の満期時に負債の差替えが確実に行われないリスク）を監視・管理している、そして

(d) 銀行は、関連するエクスポージャーをネット・ベースで監視・管理している。

113. さらに銀行は、第三の柱に関するパラグラフ 655-656 に示されている一定の開示基準を満たさなければならない。

114. 銀行が同じ取引相手との間で多数の貸出と預金を有する場合、貸出と預金のポートフォリオは個々に分解され、ネットされなければならない。

115. 通貨ミスマッチが存在する場合、担保の節に記述されているように、ヘアカット H_{FX} を負債側に適用する必要がある。再評価が日次よりも頻度が低い場合、標準である 8% のヘアカットは、担保に関する節で示されている時間の平方根方式を使って引上げられる。期間ミスマッチが存在する場合、以下の 5 節に示される期間ミスマッチの取扱いが適用される。

116. 自己資本賦課額は、パラグラフ 85 の式に基づいて計算される。オンバランスシート・ネットングにおける w は 0 である。

4 . 保証とクレジット・デリバティブ

(i) 最低条件

117. 監督当局は、如何なる形態の保証やクレジット・デリバティブについても、自己資本規制上の軽減を認める前に、銀行がリスク管理プロセスに関する最低条件を満たしていること、及び保証ないしクレジット・デリバティブが直接的、明示的、解約不可能で、無条件であることを納得していなければならない。これらの条件は、以下で説明される。さらに、保証とクレジット・デリバティブのそれぞれに関する個別の運用上の要件が以下に示されている。

118. さらに、第三の柱の節のパラグラフ 655 - 656 で示されているように、銀行は一定の開示基準を満たさなければならない。

119. 一般原則として、信用リスクに対するプロテクションが購入された如何なる債権も、同プロテクションがなく、それ以外の点で同一の債権よりも多く自己資本を賦課されることはない。

(a) 保証及びクレジット・デリバティブに共通する基準

強固なリスク管理プロセス

120. 保証及びクレジット・デリバティブは信用リスクを削減する一方、リーガル・リスクなどの銀行が自ら抱える他のリスクを同時に増大させる。したがって、銀行はこれらのリスクを管理する強固な手続きとプロセスを用いていることが不可欠である。これらの手続きやプロセスには、戦略、原債権の信用状況の考察、システム、及び保証/クレジット・デリバティブの使用によって発生する集中リスクとその銀行全体の信用リスク・プロファイルとの連関の管理といった項目を含む。

直接的

121. 保証/クレジット・デリバティブは、プロテクションの提供者に対する直接的な債権となっていなければならない。

明示的

122. 信用リスクに対するプロテクションは、保護の範囲が明確に定義され、論争の余地がないように特定のエクスポージャーに紐付けられていなければならない。

解約不可能

123. 信用リスクに対するプロテクションの契約に照らしてプロテクションの購入者が実行すべき支払を行わない場合を除き、同契約にはプロテクションの提供者が一方的に信用カバーを解約することを認める条項が存在してはならない。²⁴

無条件

124. プロテクションの契約上、原債務者が実行すべき支払を行えない場合に、プロテクションの提供者が適時に支払いをする義務を妨げるような条項があってはならない。

²⁴ 解約不可能の条件は、信用リスクに対するプロテクションとエクスポージャーの満期の一致を求めているわけではなく、むしろ、事前に合意された満期がプロテクションの提供者によって事後的に短縮されてはならないことを意味している。

(b) 保証に関する運用上の要件

125. 保証が認識されるためには、以下の条件が満たされなければならない：

- (a) 保証契約に該当する債務者のデフォルト / 不払い時において、貸し手は貸出の残金を債務者に請求し続けなければならないわけではなく、保証人に対して適時に請求できる。保証人が保証に基づき支払いを行う行為は、貸出の残金を債務者に請求する権利を保証人に付与することになる、
- (b) 保証は、明示的に文書化され保証人によって引受けられた債務である、
- (c) 保証人は、貸出 / エクスポーザー、想定元本、その他に関して原債務者に期待されるあらゆる種類の支払をカバーする、そして
- (d) 保証は、全ての関連する法域において法的有効性がなければならない。

(c) クレジット・デリバティブに関する運用上の要件

126. 以下のリストは、クレジット・デリバティブが自己資本規制上の軽減を受けるために満たさなければならない基準である。

- (a) 契約相手によって特定される信用事由は、次の点を最低限含まなければならない：
 - 契約で定められた参照資産に対応した支払金の不払い、
 - 未払利息や予定された経過利息の利率や金額の削減、
 - 満期ないし予定償還日における元本またはプレミアムの未払金額の削減、
 - 債務の優先順位の引下げにつながるような、債務の優先順位の変更。
- (b) 現金決済を認める契約は、確たる損失推定を行うための強固な評価プロセスが存在する限り、自己資本規制上の軽減の対象として認められる。参照資産を信用事由の発生後に評価するための期間は明確に定められていなければならない、一般的には 30 日以下でなければならない、
- (c) 信用リスクに対するプロテクションは、あらゆる関連する法域において法的に有効でなければならない、

- (d) デフォルト事由は、例えば一定期間を超えて支払が行われず、ないし破産または債権者によるプロテクションの申立てが行われるといった、あらゆる重大な事由に起因されなければならない、
- (e) クレジット・デリバティブ契約における猶予期間は、貸出契約において合意した猶予期間を超えてはならない、
- (f) プロテクションの購入者は、決済のために必要であれば、元々のエクスポージャーをプロテクションの提供者に対して移転する権利 / 能力を有していなければならない、
- (g) 信用事由発生の有無の決定に誰が責任を持つかは明確に定義されていなければならない。この決定は、プロテクションの提供者のみの責任であってはならない。プロテクションの購入者は、信用事由の発生をプロテクションの提供者に通告する権利 / 能力を有していなければならない、
- (h) エクスポージャーと参照資産との間に資産ミスマッチがある場合は：
 - 参照資産と原資産は同じ債務者（すなわち、同じ法人）が発行したものでなければならない、かつ
 - 参照資産は原資産と同等ないし劣後する支払順位になくなくてはならず、法的に有効なクロス・レファレンス条項（例えばクロス・デフォルト条項またはクロス・アクセラレーション条項）が適用されなければならない。

127. 保証と同等のプロテクションを提供するクレジット・デフォルト・スワップ及びトータル・リターン・スワップのみが認識される。もっとも、次の例外が適用される。トータル・リターン・スワップによるプロテクションを購入した銀行が当該スワップにより受領した純受取額を純収入として記録する一方で、プロテクション付の資産における価値の相殺的な減少を（公正価値の減額ないし準備金への追加を通じて）記録しない場合、当該プロテクションは認識されない。

128. その他の種類のクレジット・デリバティブについては、現時点では自己資本規制上は認識されない。²⁵

(ii) 適格な保証 / プロテクション提供者の範囲

129. 以下の提供者による信用リスクに対するプロテクションは認識される：

- 債務者よりも低いリスク・ウェイトのソブリン、公共部門及び銀行、
- A 格以上の親会社を含む事業法人（保険会社を含む）。

(iii) リスク・ウェイト

130. プロテクション部分には、債務者のリスク・ウェイトとプロテクション提供者のリスク・ウェイトの加重平均となるリスク・ウェイトが適用される。エクスポージャーのうちカバーされない部分については、原債務者のリスク・ウェイトが適用される。

131. 損失が当該水準を下回った場合には支払が行われない、支払のための（損失の）重要性の水準が設定されている場合には、同水準までの額は留保された最劣後ポジションと同等であり、プロテクションを購入する銀行の自己資本から全額控除されなければならない。

132. 完全に保証されたエクスポージャー、すなわち信用リスクに対するプロテクションの名目金額がエクスポージャーの名目金額と同一の場合、適用されるリスク・ウェイトは：

$$r^* = w \cdot r + (1 - w) \cdot g$$

ここで、

r^* は、当該ポジションに対する保証 / クレジット・デリバティブによるリスク削減勘案後の実効的なリスク・ウェイト、

r は、債務者のリスク・ウェイト、

²⁵ 銀行が発行したクレジット・リンク債は、現金担保付取引として扱われる（脚注 17 を参照）。

w は、元々のエクスポージャーに適用される比重、
 g は、保証 / プロテクションの提供者のリスク・ウェイト
である。

(a) 比例的な保証

133. このケースは、保証額がエクスポージャーより小さく、保証付きと保証なしの部分
部分が同等の優先順位にある、すなわち当該銀行と保証人が損失を比例的に負担
する信用リスクに対するプロテクションに対して適用される。

134. プロテクションが付されたエクスポージャーに対して、リスク・アセットは次
のようになる：

$$E \cdot r^* = (E - G_A) \cdot r + G_A \cdot [w \cdot r + (1 - w) \cdot g]$$

ここで、

E はエクスポージャーの価額（例えば貸出の名目額）、

G_A は保証部分の名目額（必要に応じて外為リスク調整後）、

r^* は当該ポジションに対する購入したプロテクションによるリスク軽減勘案後の
実効的なリスク・ウェイト、

r は債務者のリスク・ウェイト、

w は残存するリスク要因、

g はプロテクション提供者のリスク・ウェイト

である。

135. 全額保証 / プロテクションの場合、計算式は次の通りとなる：

$$E \cdot r^* = E \cdot [w \cdot r + (1 - w) \cdot g]$$

(b) 階層化された保証（tranching cover）

136. 優先度により信用リスクに対するプロテクションが階層化された構造では、銀
行は貸出に係るリスクの一部をプロテクションの売り手に移転し、当該貸出に係

るリスクの一定水準を留保する。ここで移転されるリスクと留保されるリスクは、優先度が異なるものである。銀行は、優先部分（すなわち損失の第 2 階層部分）または劣後部分（すなわち損失の第 1 階層部分）のプロテクションを取得し得る。

ケース 1：劣後部分の信用リスクが移転され、優先部分のリスクが留保された場合

137. 信用リスクに対するプロテクションを取得する銀行において、部分的に保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは上記の比例的な計算式を用いて計算され、劣後部分が保証付き（適切なヘアカットの適用後）として扱われる一方、優先部分には原債務者のリスク・ウェイトが適用される。
138. プロテクションを提供する銀行は、保証した劣後部分の金額を自行の自己資本から控除しなければならない。

ケース 2：劣後部分の信用リスクが留保され、優先部分のリスクが移転された場合

139. 信用リスクに対するプロテクションを取得する銀行は劣後部分を自己資本から控除しなければならない。移転される優先部分には、（貸出に対するプロテクションの割合に応じて）原債務者とプロテクション提供者のリスク・ウェイトの加重平均を用いてリスク・ウェイトが付与される。したがって、優先部分の名目額（適切なヘアカットの適用後）である G_S について、リスク・アセット額は次の通りとなる：

$$G_S \cdot [w \cdot r + (1 - w) \cdot g]$$

140. 優先部分に対してプロテクションを提供する銀行は、劣後部分の金額を控除した原資産の全額に対して自己資本を保有しなければならない。しかし、その所要自己資本総額（自己資本控除分を含む）は、プロテクションがなく、それ以外の点で同一の貸出に対する所要総額を上回ることはない。

(iv) 通貨ミスマッチ

141. 信用リスクに対するプロテクションの表示通貨がエクスポージャーの表示通貨と異なる場合、すなわち、通貨ミスマッチが存在する場合、保証されたと見なされるエクスポージャー額は、ヘア・カット H_{FX} の適用により削減される、すなわち

$$G_A = \frac{G}{1 + H_{FX}}$$

ヘアカットは、プロテクションの再評価の頻度に応じて「時間の平方根」方式を用いて引上げられなければならない。

(v) ソブリンによる保証

142. 「一般ルール」の A で記述された通り、各国の裁量により自国通貨建ての、自国通貨で調達²⁶された自国政府（ないしは中央銀行）向けのエクスポージャーにはより低いリスク・ウェイトを適用することが可能である。各国当局は、保証が自国通貨建てで行われエクスポージャーが自国通貨で調達されている場合、この取扱いをソブリン（ないしは中央銀行）保証のある債権の被保証部分に広げて適用することができる。

(vi) w：残存するリスク

(a) 保証

143. ソブリン、中央銀行ないし銀行が保証者の場合、w は 0 である。

144. プロテクションを提供すると認識されるその他全ての保証の w は 0.15 である。

(b) クレジット・デリバティブ

145. プロテクションを提供すると認識される全てのクレジット・デリバティブについて、w は 0.15 である。

5 . 期間ミスマッチ

146. リスク・アセットの計算に当って、期間ミスマッチはヘッジ手段の残存期間が元々のエクスポージャーよりも短い場合に発生する。

(i) マチュリティの定義

²⁶ これは、当該銀行が現地通貨建ての債務を併せ持つ必要があることを意味している。

147. 元々のエクスポージャーのマチュリティとヘッジ手段のマチュリティは、双方ともに保守的に定義されるべきである。元々のエクスポージャーの実効的なマチュリティは、予定されている債務者による債務履行までの最長の残存期間として測定されるべきである。ヘッジ手段については、最短の実効的なマチュリティが使われるよう、ヘッジ期間を短縮し得るような組み込まれたオプションを勧告しなければならない。例えば、ステップ・アップとコールの権利を付与するヘッジ手段の実効的なマチュリティは、最初のコール期限までの残存期間となる。

(ii) 期間ミスマッチのリスク・ウェイト

148. 残存期間が1年未満で元々のエクスポージャーと見合ったマチュリティとはなっていないヘッジは認識されない。期間ミスマッチのあるエクスポージャーに対する調整後のリスク・ウェイトは次の通りとなる：

t が1年未満の場合、 $r^{**} = r$

$$t \text{ が1年超の場合、 } r^{**} = \left(1 - \frac{t}{T}\right) \cdot r + \left(\frac{t}{T}\right) \cdot r^*$$

ここで

r^{**} はミスマッチ・ポジションに対するリスク・ウェイト、

r はヘッジされていないポジションに対するリスク・ウェイト、

r^* は期間ミスマッチなしでヘッジされた場合のリスク・ウェイト、

t はヘッジの残存期間、そして

T はエクスポージャーの残存期間である ($t \leq T$)。

6. 情報開示

149. 自己資本規制上、信用リスク削減手法が認識されるためには、銀行は第三の柱に関する節のパラグラフ 654 - 656 に提示されている情報開示基準を満たさなければならない。

III. 信用リスク 内部格付手法

A. 内部格付手法の仕組み

1. エクスポージャーの分類

150. 内部格付手法において、銀行は、銀行勘定のエクスポージャーを次に示す定義にしたがって、内在する信用リスク特性の異なる6つの資産区分に分類することが求められる。この資産区分は、事業法人、銀行、ソブリン、リテール、プロジェクト・ファイナンス、及び株式である。このうち最初の4つの資産区分においては、リスクに関する特定の入力情報、リスク・ウェイト、及び適格となるための最低基準が存在する。

151. こうしたエクスポージャーの分類は、既存の銀行実務と概ね整合的である。しかし、幾つかの銀行では、内部のリスク管理や計測システムにおいて異なる定義を使用しているかもしれない。銀行に業務とリスクの管理方法の変更を求めることは当委員会の目的ではないが、銀行は内部格付の分析、集計、及び報告の目的のために各エクスポージャーに適切な取扱いを適用することが求められる。

152. 銀行は、エクスポージャーを各区分に割り振る手法を継続的、一貫性をもって使用していることを監督当局に示す必要がある。一般的に、以下のパラグラフ154から158にある定義に明確に合致しないエクスポージャーは、全て、事業法人向けエクスポージャーとして区分される。

(i) 事業法人向けエクスポージャーの定義

153. 一般に、事業法人向けエクスポージャーは、株式会社・有限会社（corporation）、合名・合資会社（partnership）、または事業主（proprietorship）の債務と定義される。事業法人向けのエクスポージャーは、返済資金源がプロジェクトや財産のキャッシュ・フローではなく、主に借り手の継続的な事業に基づくものであるといった事実により特徴付けられる。この定義には、以下で定義されるソブリンの特性を満たさない公共部門が含まれる。

(ii) 銀行向けエクスポージャーの定義

154. この取扱いは、銀行と証券会社向けエクスポージャーをカバーする。これは、標準的手法における0%のリスク・ウェイトの基準を満たさない国際開発銀行を含む。

(iii) ソブリン向けエクスポージャー

155. 標準的手法でソブリン向けとして扱われる全てのエクスポージャーは、内部格付手法においてソブリン向けとして扱われる。これは、ソブリン（及び中央銀行）、標準的手法でソブリンとして認識された公共部門、及び標準的手法で0%のリスク・ウェイトの基準を満たす国際開発銀行を含む。

(iv) リテール向けエクスポージャーの定義

156. 以下の全ての基準を満たすエクスポージャーは、リテール向けエクスポージャーとして区分される。

- エクスポージャーの対象：エクスポージャーは、個人向け、個人による保証、または個人による保証が付いた個人向けエクスポージャーである。これに該当しない（かつ当委員会によって今後策定される追加的な基準を満たす）小規模事業向け貸出は、銀行が他のリテール向けエクスポージャーと同様に、当該エクスポージャーをその内部リスク管理やリスク評価プロセスにおいて継続的に一貫性を持って取扱っている場合、監督当局の明示的な承認があればリテールの取扱いに含まれる。
- 商品基準：エクスポージャーは、次の何れかの形態を取らなければならない：クレジットカード、割賦貸出（例えばパーソナル・ローン、リース）、リボルビング形態の貸出（例えば当座貸越）、居住用住宅向け抵当付き貸出、小規模事業向け貸出。
- 少額の個別エクスポージャー：監督当局は、性質的にリテールとして取扱うエクスポージャーの最大貸出額を設定することができる。
- 多数のエクスポージャー件数：エクスポージャーは、銀行が類似した方法で管理する、大量な貸出プールの一つでなければならない。監督当局は、プール内のエクスポージャーがリテールとして扱われるように、プールにおけるエクスポージャーの最低数を設定することができる。

(v) プロジェクト・ファイナンス・エクスポージャーの定義

157. プロジェクト・ファイナンス・エクスポージャーに関する予備的な定義は、建設中であれ既に展開ないし稼動中であれ、基盤となる個々のプロジェクトの業績が元利払いを保証しており、主な返済資金源となるような貸出である。この定義は、貸出の返済が、基盤となるプロジェクトないし財産の業績に依存することを強調することを企図している。したがって、プロジェクト・ファイナンスは、土

地融資、建設融資、収益を生む不動産関連の融資、及びエネルギーと天然資源、鉱業、電力、輸送施設、環境、メディアや通信などの部門への特定プロジェクトに基づく貸出を含むことが想定されている。

(vi) 株式エクスポージャーの定義

158. 株式エクスポージャーは、株式会社・有限会社、合名・合資会社、またはその他の企業における持ち分である。このようなエクスポージャーは、優先株式や普通株式を含む。これらは、戦略的な持ち合い、他の銀行勘定でのトレーディング可能な株式の保有、新事業（start-up）やベンチャー・キャピタル向けポジション、投資信託（funds）を通じた間接的なポジションやデット・エクイティ・スワップの結果として保有する株式といった、様々な取引に由来し得る。当委員会は、「新しい合意」の適用範囲に関する作業の一部として、グループ企業への投資に関する取扱いを策定した。内部格付における株式の扱いはこの手法を補完するものである。トレーディング勘定のエクスポージャーは、明示的に除外される。当委員会は、株式の保有ポジションによる経済的リスクが確実にカバーされるように、資本性の金融商品に対する債権（ownership claim）の特性を反映するように仕組まれた負債性の金融商品に対する債権（debt claim）（例えば、配当や利益にリンクした利払い）を株式エクスポージャーの取扱いに含めることを提案する。

2. 全てのエクスポージャーに対する内部格付手法の採用

159. 最低基準を満たし一部のエクスポージャーに内部格付手法を使用する銀行グループは、（a）パラグラフ 153 から 158 に定義されている、全てのエクスポージャー区分、及び（b）全ての重要な事業単位（グループ、子会社や支店）について、合理的な短い期間のうちに内部格付手法を採用しなければならない。銀行は、内部格付手法を全てのエクスポージャーと事業単位に採用する意欲的で明確な計画について、母国の監督当局と合意しなければならない。この移行期間においては、内部格付手法を採用する銀行と標準的手法を採用する事業単位との間のグループ内取引について、自己資本規制上の軽減は認められない。これには、資産売却ないし相互保証を含む。

160. 規模やリスク・プロファイルの観点から極めて重要度が低いと判断される事業単位の幾つかのエクスポージャーは、各国の裁量により上記の原則から除外する

ことができる。このような業務に関する自己資本賦課は、標準的手法に基づき、第二の柱の下で銀行がより多くの自己資本を保有すべきかといった監督当局の判断と併せて、決定される。内部格付手法を採用する銀行と標準的手法を採用する事業単位との間のグループ内取引については、自己資本規制上の軽減は認められない。これには、資産売却ないし相互保証を含む。

3．先進的内部格付手法の要素の採用

161. 当委員会は、事業法人、銀行、及びソブリン向けエクスポージャーについて、当委員会は、リスクの要素の推計に関し基礎的手法と先進的手法の両方を策定した（リテール向けエクスポージャーの枠組みでは、こうした基礎的手法と先進的手法の区別はない）。事業法人、銀行、及びソブリン向けエクスポージャーに対する基礎的手法では、銀行は債務者格付に対応するデフォルト確率（PD）を内部的に推計しなければならないが、その他のリスクの要素の推計は監督当局の規則に従う。当委員会は、銀行が次の3つの追加的なリスク要素に関し内部的な推計値を使用すると思われる先進的手法を策定した。3つの要素は、デフォルト時損失率（LGD）、デフォルト時エクスポージャー（EAD）、そして保証とクレジット・デリバティブの扱いである。各々の内部推計を適格とするか否かは、パラグラフ 324 から 421 にある特定の最低基準と関連付けられる。銀行がこれらの3つの要素のうち何れかについて最低基準を満たす場合、当該要素には先進的な扱いが適用される。銀行は、最初の一つの要素についてでも先進的内部格付手法に移行することが認められる。しかし、銀行が一つの要素について一旦自行推計に移行した場合、監督当局は、当該銀行が最低基準を満たすことを示せる限り、合理的な短い期間のうちに他のリスク要素についても先進的内部格付手法に移行することを期待する。このために、銀行は監督当局と意欲的な実行計画に合意する必要がある。

162. 先進的内部格付手法のリスク要素 LGD、EAD、ないし保証/クレジット・デリバティブ について先進的な扱いを採用する銀行は、信用リスクに関する規制上の最低所要自己資本額について「新しい合意」の施行日から2年間は基礎的及び先進的内部格付手法を並行的に計算する必要がある。この2年間、先進的内部格付手法に基づく信用リスク分の所要自己資本額には、基礎的内部格付手法における当該機関の信用リスク分の所要自己資本額に対して90%というフロアが設定

される。当委員会は、施行日に何れかのリスク要素につき先進的内部格付で自行推計に直接移行できる銀行に対して、基礎的内部格付手法で自己資本所要額を計算する単純化した規則を開発する。

4．事業法人、ソブリン、銀行、及びリテール向けエクスポージャーの内部格付手法でのデータ要件に関する移行期間

163. 移行期間は、施行日より始まり、その後 3 年間継続する。この期間において、以下の要件は、各国監督当局の裁量により緩和され得る。

164. 事業法人、銀行、ソブリン向けエクスポージャー（パラグラフ 283）： - デフォルト確率（PD）推計の要件は、当該銀行が外部、内部、共同のデータ源、ないしこれら 3 つの組み合わせの何れを利用しているかにかかわらず、過去の観測期間の長さは最低 5 年でなければならない。銀行は、移行期間が終わるまでに当該要件を満たさなければならない。したがって、施行時（すなわち 2004 年）には最低 2 年間の観測期間がなければならない（この 2 年という最低期間は、移行期間中、毎年 1 年ずつ延長されていく）。

165. リテール向けエクスポージャー（パラグラフ 472）：損失指標（PD と LGD、または期待損失（EL）、及び EAD）の推計の要件は、当該銀行が外部、内部、共同のデータ源、ないしこれら 3 つの組み合わせの何れを利用しているかにかかわらず、過去の観測期間の長さは最低 5 年でなければならない。銀行は、移行期間が終わるまでに当該要件を満たさなければならない。したがって、施行時（すなわち 2004 年）には最低 2 年間の観測期間がなければならない（この要件は、移行期間中、施行の翌年より毎年 1 年ずつ上乘せされていく）。

166. 事業法人、銀行、ソブリン、及びリテール向けエクスポージャー（パラグラフ 301 及び 475）：銀行は、最低過去 3 年間は本文書に詳述される最低基準に概ね合致する格付体系を利用していることを示す必要がある。

5．内部格付手法におけるリスク・アセットの導出

167. 以下の節は、内部格付手法でのリスク・アセットの算出に関する仕組みを示す。これらは、銀行勘定ポジションに関するものである。

168. エクスポーザー（事業法人向け、リテール向け等）の各区分について、リスク・ウェイトは特定の連続関数から導出される。リスク・アセット（RWA）は、取引のリスク・ウェイトに当該取引のエクスポーザーの額を乗じたものとして定義される。総リスク・アセットは、全取引に関する個別のリスク・アセットを合計したものである。
169. 内部格付手法でのリテール向け以外の総リスク・アセットの計算は、2段階のプロセスとなる。第一に、銀行はリテール向け以外のエクスポーザーの分類に対するリスク・アセットの基本水準を計算する。この基本水準は、個別エクスポーザーに、PD、LGD、そして適用可能な場合はマチュリティに依存する各々のリスク・ウェイトを乗じたものを合計することにより計算される。第二に、この基本水準にグラニュラリティ（すなわち、単一の借り手に対するリスク集中度）を反映した正ないし負の調整を加えて、リテール向け以外のエクスポーザーの分類に関する銀行の総リスク・アセットが計算される。この調整の効果は、単一の借り手に対するリスク集中度が比較的大きい（小さい）ポートフォリオ分類の総リスク・アセットを増加（削減）することにある。
170. 内部格付手法のための各エクスポーザー区分のリスク・ウェイト、エクスポーザー額、及びのリスク・アセットの基本水準に関する導出の仕組みは、以下に提示されている。パラグラフ 503 - 515 では、グラニュラリティ調整、及び総リスク・アセット計算の仕組みに関する提案を提示している。

B. 事業法人向けエクスポーザーに関する規則

1. 事業法人向けエクスポーザーのリスク・アセット

(i) リスク・ウェイトの算式

171. リスク・ウェイトの算出は、エクスポーザーの PD、LGD に依存するが、あるケースでは、マチュリティ（M）の推計値にも依存する。
172. この節を通じ、PD、LGD、および EAD は、明確に別段の説明がなされていない限り、小数ではなくパーセント表示の計数である。例えば、LGD が、100%の場合、入力情報は 100 である。例外は、ベンチマークのリスク・ウェイト（BRW）とマチュリティに関する傾き（b）の文脈にある。パラグラフ 174 と 177

を参照。これらの算式では、PD は小数として測定される（例えば、1%のデフォルト確率は、0.01 として表される）。

173. 基礎的手法で明示的にマチュリティを勘案しない場合には、事業法人向けエクスポージャーに対し、デフォルト確率（PD）、損失率（LGD）（担保や保証、クレジット・デリバティブによる信用補完を勘案後）に依存するリスク・ウェイトが適用される。エクスポージャーの平均マチュリティはすべて3年と仮定される。したがって、エクスポージャーのリスク・ウェイト（RW）は、下式の通り PD、LGD の関数となる。

$$RW_c = (LGD/50) \times BRW_c(PD) \text{ と } 12.5 \times LGD \text{ のうち小さい方の値}^{27}$$

174. 上式において、RW_c は事業法人向けエクスポージャーの PD および LGD の所与の値と関連するリスク・ウェイトを示し、BRW_c は所与の値の PD、50%の LGD で計算されたベンチマークとなるリスク・ウェイトを示す。BRW_c は、下式に基づき PD を反映した各エクスポージャーに付与される。同式では、PD は小数として表される。例えば、10%の PD は、0.1 として入力される。

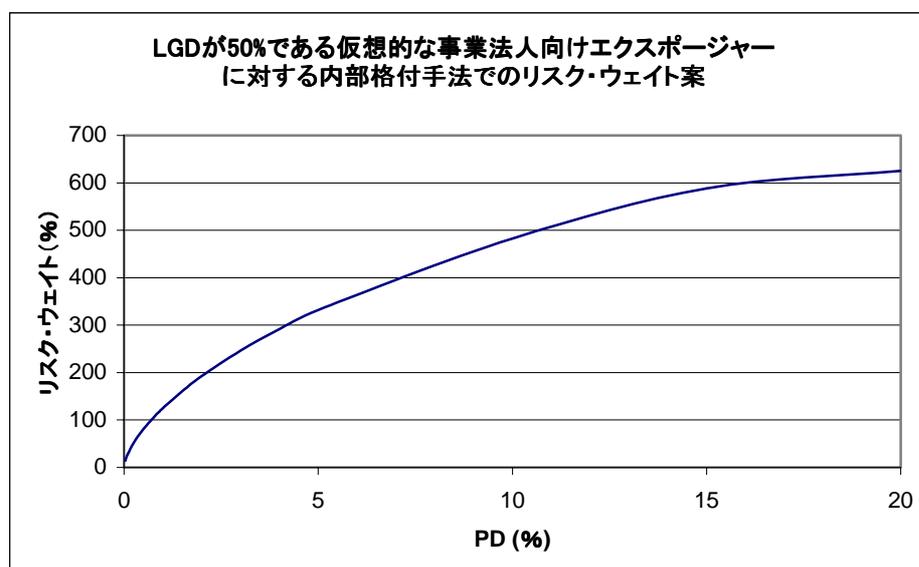
$$BRW_c(PD) = 976.5 \times N(1.118 \times G(PD) + 1.288) \times (1 + .0470 \times (1 - PD) / PD)^{0.44} \text{。}^{28}$$

ここで、N(x) は標準正規累積分布関数を表し（すなわち、平均 0、分散 1 の正規乱数が x 以下の確率）、G(z) は標準正規累積分布関数の逆関数を表す（すなわち、N(x) = z となる x の値）。

²⁷ 上限を設ける目的は、グラニュラリティ調整（後述）を行なう前に、デフォルト事象が発生した場合にエクスポージャーの期待損失額分を資本から減算する効果よりも、リスク・ウェイトが厳しい値にならないことを確保するためである。

²⁸ 同式にある関数 N と G は、一般的に市販のスプレッドシートや統計パッケージに組込まれている。両関数とも、平均はゼロで標準偏差は 1 である。

175. PD の組み合わせによるベンチマークのリスク・ウェイトのグラフは、以下の通りである。



176. 上記のベンチマークのリスク・ウェイトの代表値は、下表の通りである。

PD(%)	BRW _C
0.03	14
0.05	19
0.1	29
0.2	45
0.4	70
0.5	81
0.7	100
1	125
2	192
3	246
5	331
10	482
15	588
20	625

177. 先進的手法及び明示的にマチュリティを取扱う基礎的内部格付手法では、3年以外のマチュリティを持つエクスポージャーに対しては、リスク・ウェイトは PD と M の水準に基づき上方ないし下方に調整される。したがって、事業法人向けエクスポージャーのリスク・ウェイト RW_C は下式に従い、PD、LGD、および M の関数として表される。

$$RW_C = (LGD/50) \times BRW_C(PD) \times [1 + b(PD) \times (M - 3)] \text{ と } 12.5 \times LGD$$

のうち小さい方の値

マチュリティ調整の M に対する感応度は、b で表され PD に依存する。当委員会は、b を計測する手法を開発している。M の定義については、パラグラフ 226 を参照。

(ii) リスク・ウェイト関数の入力情報

178. PD、LGD、および M の算出方法は、以下の節で記述する。

(a) デフォルト確率 (PD)

179. PD の推計にあたって、2 種類のケースが考えられる。

第3者の保証やクレジットデリバティブによる信用補完がない借り手

180. エクスポーザーの PD は、付与された内部格付に対応する 1 年ベースの PD と 3 ベーシス・ポイント (0.03%) のうち、大きい方の値となる。各内部格付に対応する PD の推計方法に関する最低基準は、270 から 283 パラグラフで概説されている。

保証やクレジット・デリバティブによる信用補完がある借り手

181. 内部格付手法において、保証とクレジット・デリバティブによる信用リスク削減の認識には、2 種類の手法がある。基礎的手法 (下記で概説) および先進的手法であり、各手法を採用する銀行は特定の最低基準を満たす必要がある (パラグラフ 403 から 421 参照)。

基礎的手法における保証やクレジット・デリバティブの PD の調整

182. 保証やクレジット・デリバティブに関する基礎的手法は、標準的手法のパラグラフ 117 から 145 で概説されている取扱いにかなり近くなる。特に、117 から 128 パラグラフで設定されたように、規制上認識されるための最低基準や運用上の要件は同一である。適格な保証者やプロテクションの提供者の範囲については、標準的手法と同一の主体の場合に信用補完が認定される (パラグラフ 129 参照)。これには、借り手より低い PD のソブリン、PSEs および銀行のほか、格付 A 以上

の親会社を含む事業法人（保険会社を含む）、銀行が内部格付を行い格付 A 相当の企業と同等以下の PD を持っているとして判断した無格付企業が含まれる。

183. エクスポートジャーのうち保全部分に付与される実効的なデフォルト確率（PD*）は、以下の通り：²⁹

$$PD^* = w \cdot PD_B + (1-w) \cdot PD_G$$

ここで

PD_B：借り手のデフォルト確率

PD_G：保証者 / プロテクションの提供者のデフォルト確率

w：取引に適用されるウェイト（0 ないし 0.15）

エクスポートジャーのうち未保証部分に対しては、借り手の PD が付与される。

184. 部分的な保証が存在する場合、あるいは原債務と信用補完の間に通貨ミスマッチが存在する場合は、エクスポートジャーを保証部分と未保証部分に分割する必要がある。基礎的手法の取扱いは標準的手法で概説されたものに非常に近く、保証がエクスポートジャーに比例しているか、または階層的か否かに依存する。

185. エクスポートジャーに比例した保証に関しては、標準的手法と整合的になるように、エクスポートジャーの保証部分（G_A）は通貨ミスマッチ分を調整した保証の名目の値として定義される。

$$G_A = G_{nominal} / (1 + H_{Fx})$$

H_{Fx} の計算は標準的手法で設定されたものと同じである（86 から 98 パラグラフ参照）。

エクスポートジャーの未保証部分（E*）は、以下の通り定義される。

$$E^* = E - G_A$$

ここで、E はエクスポートジャー額である。

²⁹ カウンターパーティの PD は、B 節 2(vi)で記述されている通り、そのカウンターパーティに付与されている内部格付に関連したデフォルト確率を参照する。

186. 階層的な保証の取扱いは、標準的手法と整合的である。

187. 残余リスクの取扱いは標準的手法と同一である。信用補完を与えるものと認識された保証に対しては、 w は 0.15 となる。標準的手法と同様に、保証者がソブリン、中央銀行ないし銀行の場合は、 w はゼロとなる。信用補完を与えると認識されたすべてのクレジット・デリバティブに対しては、 w は 0.15 となる。

先進的手法における保証とクレジット・デリバティブの PD の調整

188. この手法では、保証やクレジット・デリバティブの形態で信用補完が行なわれたとき、銀行は当局が定義付けたパラメータの下でリスクの移転度合いについて内部的に評価する。特に、保証取引では、借り手ないし保証者の格付に対応する PD が適用される。あるいは、銀行が十分に置換えの取扱いが確保されていないと考える場合は、中間的な格付を付与する。

189. 基礎的手法と比較して、適格な保証者の範囲に制限がないほか、 w も保証者やプロテクション提供者に適用されない。

190. 先進的手法を利用するためには、銀行はパラグラフ 403 から 421 で定められた最低基準を満たさなければならない。

期間ミスマッチの取扱い

191. ヘッジ手段のマチュリティが原資産のエクスポージャーのマチュリティよりも短い場合、期間ミスマッチが生ずる。原資産とヘッジ手段のマチュリティは両方も保守的に定義されるべきである。原資産の実効的なマチュリティは、借り手が返済を実施する前の最も長い残存期間として計測されるべきである。ヘッジ手段については、最も短く考えうるヘッジの実効的なマチュリティを使用するために、ヘッジの期間を短くするかもしれない内包されたオプションを考慮に入れるべきである。

192. リスク・ウェイトを算出する際に明示的にマチュリティを勘案しない場合、期間ミスマッチのある信用補完の取扱いは標準的手法とかなり近い。期間ミスマッチが存在する場合、エクスポージャーの保証された部分（上記で定義された G_A ）に付与された PD (PD^{**}) は、以下のように調整される。残存期間が 1 年未満のヘッジは認識されない。

$$\begin{aligned}
 &1 \text{ 年未満} \quad PD^{**} = PD \\
 &t \text{ が 1 年以上} \quad PD^{**} = \left(1 - \frac{t}{T}\right)PD + \left(\frac{t}{T}\right)PD^*
 \end{aligned}$$

ここで

PD は借り手に係るデフォルト確率

PD^* はポジションが十分にヘッジされた場合のデフォルト確率

t はヘッジの残存期間

T はエクスポージャーの残存期間

193. リスク・ウェイトを算出する際に明示的にマチュリティを勘案する場合は、期間ミスマッチには異なる扱いが適用される。ヘッジ手段で保証されたエクスポージャーについては、基礎的手法ないし先進的手法（適用できる場合）において、あたかも期間ミスマッチが存在しないような形でヘッジが認識される。先行き保証されない残存部分に対しては、2つのエクスポージャーを考慮する扱い（two-legged treatment）が適用される。先行き保証されない部分に対する所要自己資本への寄与の割合は、元々のマチュリティをもった借り手へのエクスポージャーと、保証期間のマチュリティをもった借り手へのエクスポージャーの両者のリスク・ウェイトの差に等しくなる。当委員会は、こうした取扱いが期間ミスマッチのポジションに対し健全なカバーを付与することに資するとともに、銀行が先行きのエクスポージャーをヘッジするインセンティブを継続的に与えることにも資する。また、当委員会は、このリスク・ウェイトの差に加え、追加的な規制上の自己資本が必要であるか否かについて検討している。

(b) デフォルト時損失率（LGD）

194. 銀行は各事業法人向けエクスポージャーのLGDを推計しなければならない。この推計値を導出する手法には基礎的手法および先進的手法の2種類が存在する。

基礎的手法におけるLGD

無保証や不適格担保の取扱い

195. 基礎的手法では、特に認定された担保がない優先債権に対して50%のLGDが付与される。

196. 特に認定された担保がない劣後債権（最低基準で定義された）に対して 75%の LGD が付与される。

基礎的手法における適格担保がある場合の取扱い

197. 基礎的内部格付手法には、大別して 2 種類の適格担保が存在する。それは、標準的手法で認定された適格担保（以下、適格金融資産担保）、および特定の商業用・住宅用不動産（以下、適格物的担保）である。

198. 銀行が LGD に関し担保効果を認定するにあたっては、数多くの最低基準を遵守していることを示さなければならない。適格金融資産担保では、基準は標準的手法のパラグラフ 67 から 74 で概説されている運用基準と同一である（パラグラフ 310 から 311 も参照）。適格物的担保については、最低基準はパラグラフ 310 から 321 で記述されている。

基礎的手法における金融資産担保を認識する計算方法

199. 適格金融資産担保を認識する手法は、B-2 (ii) (b)で概説された標準的手法の担保に対する「包括的手法」で記述されたものとなりに近い。内部格付手法を採用する銀行は、標準的手法で提示された担保に対する「簡便手法」を利用しない。

200. 包括的手法に基づき、担保付取引に適用される実効的な損失率（LGD）は、以下の通りである。

- ここで、LGD は担保を認識する前の無担保エクスポージャーのものである（上記のように、50%ないし 75%である）。
- E は、無担保エクスポージャーの額（貸出された現金、有価証券）
- C は、受け取り担保の現在の価値
- H_E , H_C および H_{FX} は標準的手法の 85 パラグラフで定義されたヘアカットである。
- w は、取引の担保保全された部分に適用されるフロア係数で 0.15 となる。

担保のヘアカット調整後の価値（ C_A ）は、

$$C_A = \frac{C}{1 + H_C + H_E + H_{FX}}$$

201. エクスポージャーの価値が担保のヘアカット調整後の価値を超過している場合、すなわち、 $E > C_A$ では、

$$LGD^* = LGD \cdot [1 - (1-w) \cdot (C_A/E)]$$

202. エクスポージャーの価値が担保のヘアカット調整後の価値を下回る場合、すなわち $E < C_A$ では、 LGD^* はフロア値となる。

$$LGD^* = w \cdot LGD$$

担保のヘアカット

203. 基礎的手法では、銀行は標準的手法で定められた 2 種類の方法でヘアカットを計算する。当局により標準化されたヘアカットの手法では、適格な担保には、標準的手法で用いられるのと同じ標準化されたヘアカットが適用される。また、標準的手法と同一の運用上の基準（パラグラフ 92 から 95 参照）の下で、当局は銀行に対し、担保価格の変動性を内部的に推計することを許容できる（注：この扱いは LGD の自行推計と区別する必要）。

204. H の値の算出に関しては、資本市場系取引と一般的な担保付取引の間の区別や、同取引に伴うヘアカットの調整は、標準的手法のパラグラフ 96 から 100 で示されているものと同一である。

国債レポ取引形式の取引の特例

205. 標準的手法のパラグラフ 102 に示されたものと同一の要件を満たすことを条件に、銀行は同取引で w をゼロとしてもよい。

包括的手法における例外

206. 標準的手法と同様、 w がゼロとなる条件を満たし、さらにカウンターパーティが中心的な市場参加者である場合の取引では、監督当局は包括的手法で設定されたヘアカットを適用するのではなく、かわりに H をゼロにすることを選択できる。

基礎的手法において適格な商業用・住宅用不動産

207. 上記の適格金融資産担保に加え、銀行は、基礎的内部格付手法の下で、ある特定の物的担保により所要自己資本を削減することができる。こうした物的担保はパラグラフ 310 から 321 にある最低基準を満たさなければならない³⁰。

商業用および住宅用不動産の認識の方法

208. 銀行が事業法人向けエクスポージャーを保全するために商業用不動産（CRE）ないし住宅用不動産（RRE）の担保を取得している場合、基礎的手法における実効的な LGD（LGD*）を決定する方法は、以下の通り。

209. 適格基準を満たしているエクスポージャーについて、担保価値（C）の名目エクスポージャー額（E）に対する比率が 30% の下限を下回っている場合は、LGD は無担保与信に適用されている 50% となる³¹。

210. 担保価値の名目エクスポージャー額に対する比率が第 2 水準すなわち 140% の上限を超過している場合、LGD は 40% となる。

211. 担保価値の名目エクスポージャー額に対する比率が、上記のパラグラフで定められた範囲内にあるエクスポージャーについては、実効的な LGD* は、下記のように担保付と無担保与信の LGD の加重平均となる。

³⁰ しかし、当委員会は、十分に発展し長期的に安定した例外的な環境では、事務所や多目的の商業用建物、多居住の商業用建物のモーゲージは、事業法人向け与信ポートフォリオの担保として認定する可能性がある。適用する適格基準の議論については、パラグラフ 38 の脚注 14 を参照。こうした担保で保全された部分の LGD は 40% となる。ただし、標準的手法のパラグラフ 67 から 74 で定められた制約を受ける。エクスポージャーの残りの部分の LGD は 50% となる。標準的手法での自己資本賦課と整合的にするため（内部格付手法には、標準的手法対比で自己資本賦課が少なくなるインセンティブを付与するが）、当局は両手法で同様な取扱いが可能となるように、こうしたエクスポージャーに対する自己資本賦課に上限を設けるかもしれない。

³¹ パラグラフ 311 で定義されているように劣後した貸出で、適格基準を満たした担保により保証されている場合は、実効的な LGD は劣後貸出の LGD（すなわち 75%）がベースとなる。この扱いは、複数担保の実効的な LGD を計算する際にも適用される。

212. 以上の3ケースの扱いは、次表の通り要約できる。

	条件	実効的な LGD
ケース 1	$C/E \leq 30\%$	50%
ケース 2	$C/E > 140\%$	40%
ケース 3	$30\% < C/E \leq 140\%$	$\{1 - [0.2 \cdot (C/E) / 140\%]\} \cdot 50\%$

複数担保の取扱い方法

213. 銀行が事業法人向けエクスポージャーの保全を図るため金融資産担保（FI）と物的担保（PH）の両方を取得している場合、基礎的手法の下での取引の LGD*を決定する方法は、以下の通りである。

214. 規制上の自己資本を計算する上では、エクスポージャーを金融資産担保のみで保全された部分と物的担保のみで保全された部分に分割しなければならない（ $E = E_{fi} + E_{ph}$ ）。両方の認定された担保は、それぞれのパラグラフで設定された適格基準を満たさなければならない。

215. 最初に、金融資産担保（ $C_{A,fi}$ ）のヘアカット調整後の価値は、パラグラフ 199 から 206 で概説したように計算されなければならない。

216. 次に、エクスポージャーを金融資産担保により保全された分だけ削減しなければならない（ $E_{ph} = E - C_{A,fi}$ ）。この部分の実効的な損失率は、 LGD_{fi}^* であり、 $LGD_{fi}^* = LGD \times w$ で計算されなければならない。

217. 削減されたエクスポージャーに対しては、金融資産担保を勘案した後の削減後エクスポージャー（ E_{ph} ）に対する物的担保価値の合計額（ $C_{ph} = C_{cre} + C_{rre}$ ）の比率が、30%の下限を下回る場合、無担保エクスポージャーないし非適格担保で保証されたエクスポージャーと同様、LGD は 50%となる。

218. 削減されたエクスポージャーに対しては、金融資産担保を勘案した後の削減後エクスポージャー（ E_{ph} ）に対する物的担保価値の合計額（ $C_{ph} = C_{cre} + C_{rre}$ ）の比率が、第2水準すなわち 140%の上限を上回る場合、40%の LGD が適用される。

219. 金融資産担保を勘案した後の削減後エクスポージャー（ E_{ph} ）に対する物的担保価値を合計した額（ $C_{ph}=C_{cre}+C_{rre}$ ）の比率が、上記の段落で定められた範囲内にあるエクスポージャーについては、実効的な LGD_{ph}^* は、下記のように担保付と無担保与信の LGD の加重平均となる。

220. 上記の物的担保で保全された部分に対する実効的な LGD_{ph}^* は、以下の表に要約される：

	状況	削減されたエクスポージャーに対する実効的な LGD_{ph}^*
ケース 1	$C_{ph}/E_{ph} \leq 30\%$	50%
ケース 2	$C_{ph}/E_{ph} > 140\%$	40%
ケース 3	$30\% < C_{ph}/E_{ph} < 140\%$	$\{1 - [0.2 \cdot (C_{ph}/E_{ph}) / 140\%]\} \cdot 50\%$

221. 銀行が事業法人向けエクスポージャーの保全を図るため金融資産担保と物的担保の両方を取得している場合、基礎的手法におけるある取引の実効的な LGD^* は、金融資産担保で保全された部分の LGD_{fi}^* と、物的担保で保全された部分の LGD_{ph}^* の加重平均となる。

$$LGD^* = [(E - E_{ph}) \cdot LGD_{fi}^* + E_{ph} \cdot LGD_{ph}^*] / E$$

先進的手法における LGD

222. 下記で定められる追加的な最低基準に基づき、当局は銀行が事業法人向けエクスポージャーに対する LGD の自行推計を認めることができる。

223. LGD の自行推計に関する当局の認定は、基礎的内部格付手法を利用する銀行に要求される基準より厳格な定性的・定量的基準を満たす銀行に限定される。これらのより高い基準を満たすことができない内部格付手法を採用する銀行は、上記の基礎的手法の取扱いを利用する。

224. エクスポージャーの LGD は、エクスポージャーに付与されている LGD 格付に関連した LGD の内部推計値に等しい。各 LGD 格付に関連した LGD の推計値を算出するための最低基準は第 336 パラグラフから第 355 パラグラフで概説される。

「新しい合意」のその他の章と整合的になるよう、各国の当局は、本規則で設けられた認定基準よりも制限的で保守的な認定を採用することができる。

(c) マチュリティ (M)

225. 先進的手法の場合および、基礎的手法で明示的にマチュリティを勘案する場合、銀行は、各エクスポージャーごとに、マチュリティ (年ベース) の評価をしなければならない。

226. マチュリティは、1年と以下の年数の何れか大きい方の値として定義される。

(i) 以下の場合に該当しなければ、貸出契約の条件の下で借り手が完全に契約上の債務 (元本、金利、および手数料) を返済できる最大残存期間 (年数)。通常、取引の名目的なマチュリティに対応する。

(ii) 事前に定められた、アモチゼーションのスケジュールがある取引に対しては、残存する最低の契約元本支払いの加重平均マチュリティとなり、以下の通り定義される。

$$\text{加重平均マチュリティ} = \sum_t tP_t / \sum_t P_t$$

ここで、 P_t は期間 t で契約上支払われる最低元本を表す。

227. 両ケースとも、実効的なマチュリティは7年を超過しない。

228. 基礎的手法で明示的な調整がない場合は、全てのエクスポージャーに対して付与される実効的なマチュリティ (M) は同一であり、現在のところ3年としている。

(d) 事業法人向けエクスポージャー額の計算

229. 以下ではオンバランスとオフバランスシートのポジションの両方を対象とする。全てのエクスポージャーは個別貸倒引当金を差し引いた額で計算される。

オンバランスシートのエクスポージャーの計算

230. オンバランスシートのエクスポージャーは名目の残高となる。事業法人向け貸出と預金のオンバランスシート・ネットィングは標準的手法と同一の条件の下で許容される (パラグラフ 112 から 116 参照)。通貨ミスマッチないし期間ミスマ

ッチのあるオンバランスシート・ネットィングが存在する場合、その取扱いはパラグラフ 141 およびパラグラフ 146 から 148 で設定されている標準的手法に従う。

オフバランスシートのエクスポージャーの計算（通貨、金利、株式およびコモディティ関連のデリバティブを除く）

231. オフバランスシート項目では、エクスポージャーはコミットされているが未実行の枠に掛目（CCF）を乗じた額で計算される。CCF の推計には基礎的手法と先進的手法の 2 通りがある。

基礎的手法

232. 取引手段の種類とそれに付与される掛目は引続き標準的手段と同様のものを適用するが、42 から 44 パラグラフに概説している通りコミットメントは例外とする。コミットされていない取引手段、無条件でキャンセルできる取引手段、ないし、例えば借り手の信用度が悪化することにより銀行が事前の書面による通知なしにいつでも自動的にキャンセルできる取引手段以外のものについては、コミットメントのマチュリティにかかわらず、75%の掛目が付与される。

先進的手法

233. エクスポージャーの自行推計の利用のための基準（367 から 402 パラグラフ参照）を満たしている銀行は、取引ごとに自行推計の掛目（一般的には、銀行の内部格付制度におけるデフォルト時エクスポージャー＜EAD＞を参照する）を使用することが許容される。

通貨、金利、株式関連デリバティブのエクスポージャーの計算

234. 内部格付手法において、これらの取引のエクスポージャーは、1988 年合意における信用相当額（CEAs）の計算に関する規則の通りに計算される。すなわち、同一の手法（再構築コストに潜在的な将来のエクスポージャーを加算）および 1988 年合意の付 3 に設けられている取引別、マチュリティ別のアドオンの表に基づく。

2. 事業法人向けエクスポージャーに関する最低基準

(i) 最低基準の構成

235. 内部格付手法の適用を希望する銀行は、当初段階のみならず、その後も継続的に一定の最低基準を満たしていなければならない。これは、内部格付手法についての最低基準の1つである。それらの最低基準を満たしていない銀行は、内部格付手法を用いることができない。

236. 本節の第 ii 部から x 部には、内部格付手法の適用を認められるために銀行が満たさなければならない最低基準の全容が述べられている。第 xi 部には、監督当局が設定した LGD と EAD を使用するに当たっての最低基準、および、保証やクレジット・デリバティブの監督上の取扱いについても述べられている。次の節（第 3 節）には、銀行が自ら推計した LGD や EAD を用いる場合、および、先進的内部格付手法に基づいて保証やクレジット・デリバティブを内部的に取扱う場合に、追加的に満たす必要のある別途の最低基準が述べられている。

(ii) 意味のあるリスクの識別を行うための基準

(a) 格付制度の全体的構造

237. 以下において、格付制度全般に亘る基準は、当該制度が借り手および取引の性質を個別に評価し、意味のあるリスク識別を行うものでなければならないということである。「格付制度」という言葉には、信用リスクの評価、内部格付の付与、および損失見込みの定量化を行うための手法、プロセス、管理、データ収集、および IT システムの全てが含まれる。本基準は、以下に述べる幾つかの要素から成る。

238. 銀行の格付制度には2つの側面がなければならない。ひとつの側面は、借り手がデフォルトするリスクに着目したものでなければならない。同一の借り手に対する異なるエクスポージャーは、個別取引の性質如何に拘わらず、同一の債務者等級に分類されるべきである。

239. さらに銀行は、上記の側面とは明確に独立して、各々の取引に固有の要素を考慮する側面をも持っていなければならない。この基準は、借り手と取引の双方に

ついて個別の要素を考慮することができるような仕組みを設けることによって満たすことができる。また、明示的に定量化された「LGD」格付を設けることによっても実現し得る。

(b) 格付等級の構造

240. 銀行は、正常貸出（performing loans）について少なくとも6つから9つ、また不良貸出（non-performing loans）について少なくとも2つの債務者等級を設けなければならない。不良貸出の等級については、当該等級への分類の基準が引当・損失計上もしくはデフォルト事由の基準に連動していなければならない。不良貸出の等級には、明確に定義された信用上の問題があるもののデフォルトはしていない借り手、およびデフォルトした借り手への貸出が含まれる一方、全額償却された貸出は含まれない。

241. 等級は、具体的かつ明確な一連の基準に基づく借り手のリスクの評価として定義される。また、アルファベットや数字で現された等級に付加される「+」ないし「-」の調整記号は、それらの調整記号の付与に関する格付基準が完備されている場合のみ認められる。

242. 等級間では意味のあるエクスポージャー配分が行われるべきであり、特定の等級に過度の集中があるべきではない。特に、グロス・エクスポージャー（オンバランスシート・ネットティング前）の30%以上が何れかの債務者等級に配分されるべきではない。

243. 銀行は、与信に関する方針の中で、各債務者等級で示されるリスク水準について、等級間の関係を詳述すべきである。このため、等級付与の基準、および各等級について推計されたPDの双方について説明すべきである。信用の質が低下して1ランク下の等級に落ちた場合、認識されるリスクと算定されるリスクは増加すべきである。

(iii) 格付付与の完全性と一貫性

(a) 格付の対象

244. 同一ポートフォリオの各々の借り手に対しては、貸出を行う前に個別に格付を付与しなければならない。相互に関連する借り手については、銀行にエクスポージャーをもたらしている各々の法人を全て別々に格付すべきである。

(b) 独立性のある格付付与および事後的検討

245. 個々の格付付与は、エクスポージャーに当該等級が付与されることによって利益を受ける立場にない者または業務部門による独立した事後的検証ないし承認を得なければならない。信用リスクの管理を司る独立した部門が格付を付与している場合、もしくは、格付の付与は他の者が行っているものの独立した与信部門により事後的検証ないし承認されている場合には、上記基準は満たされている。格付に対して独立した事後的検証ないし承認を行うべきであるとの基準は、借り手に当初の格付を付与する場合のみならず、その後に再格付を行う場合にも適用されるべきである。借り手に対して独立した審査を行うプロセスは文書化しておかなければならない。

246. 借り手は、独立した与信部門により、少なくとも年に1度は再格付ないし再評価されるべきである。リスク度の高い借り手や問題貸出などの一部の与信は、より頻繁な再評価を要する。また、借り手に関する重大な情報が新たに明らかになった場合は、再格付作業を開始すべきである。

247. 銀行は、借り手の財務状況について必要な情報を入手および更新するための有効なプロセスを有しているべきである。銀行は、情報を入手し次第、当該借り手のリスク格付を適時（一般に90日以内）に更新する手続きを確立している必要がある。財務状況が弱いないし悪化しつつある借り手には優先的に対処し、一般に情報入手から30日以内に格付を更新すべきである。

(iv) 格付制度およびプロセスの監視

(a) 取締役会および上級管理職による監視

248. 格付および PD 推計のプロセスの重要な側面は全て、取締役会、経営委員会および上級管理職による内部承認を受けていなければならない³²。これら関係者は、格付の制度とプロセスに関する文書に述べられている手法を全般的に理解しているべきであり、彼等が承認する場合にのみ文書に定められている手続きと実務が大きく乖離することが認められるべきである。

249. 内部格付は、これらの関係者への報告の重要部分を占めるべきである。報告は月次ベースで行われ、格付の等級、等級間の異動、定量的な損失見込み、およびデフォルト率の実績と予想の比較が含まれているべきである。

250. 経営陣は、格付のプロセス、基準、および結果がペーパー・ベースないし電子的形態で包括的に記録されることを確実にしなければならない。本記録は、付与された格付や格付等級別平均 PD の算定について第三者が評価を行うことができるよう、十分に詳細な内容でなければならない。本記録には、格付プロセスに関与する全ての者が自由にアクセスすることができなければならない。

251. 格付プロセスに統計モデルが用いられている場合、経営陣は当該モデルの方法論を包括的に記した文書が行内に存することを確実にしなければならない。方法論を記した文書は、以下の条件を満たしていなければならない。

- 格付の等級や個別債務者に推計 PD を付与する際の理論、仮定、および数学的・経験的基礎、ならびにモデルを推計するために用いられるデータの出所について、全体を詳細に説明していること。
- 説明変数の選択が妥当であることを確認するための厳格な統計的プロセス（対象期間外および対象サンプル外のパフォーマンス・テストを含む）が確立されていること。
- モデルの限界を十分に認識しておくため、どのような状況においてモデルが有効に機能しないかを述べていること。

³² 本基準は、取締役会と上級管理職から成る経営構造を前提としている。当委員会は、取締役会や上級管理職の機能についての法律上および規制上の枠組みが国ごとに大きく異なることを認識している。一部の国では、執行部（上級管理職および一般管理職）が職責を全うするよう、取締役会が同部に対する監督機能を独占しないまでも主管している。この場合、取締役会には執行機能がない。これとは対照的に、一部の国では取締役会がより広範な権限を有し、当該銀行の経営の全般的枠組みを定める。こうした相違点があるため、本ペーパーにおける取締役会および上級管理職の概念は、法的概念ではなく、銀行内の2つの意思決定機能を指すものとして用いられている。

252. 経営陣は、格付制度が適切に機能していることを継続的に確認しなければならない。このためには、経営陣と行内の管理機能、特に信用リスク管理部門および内部監査機能との間に組織的な対話が必要である。特に、格付制度の有効性、資源配分の適正度、懸念されている分野、および以前に認識された問題に関する是正努力の進捗状況といった点について対話が行われなければならない。

(b) 内部および外部監査

253. 内部監査は、内部格付の定量化を含め、銀行の格付制度を毎年見直さなければならない。適用される最低基準が全て満たされているか否かも見直しの対象分野に含まれる。

254. 監督当局は、銀行による格付付与のプロセスおよび損失特性の推計を外部監査の対象とするよう求めることもできる。

(c) 信用審査機能

255. 銀行は、内部格付制度の設計、適用、および実績評価について責任を有する独立した信用リスク管理部門を有しているべきである。本部門は、エクスポージャーの創出について責任を有する職員および経営機能からは機能的に独立しているべきである。本部門の責任分野には以下が含まれていなければならない。

- 内部格付の付与、見直し、およびモニタリング
- 内部格付制度が算出する結果に関する報告作成と分析、各内部格付等級において信用エクスポージャーが過去にどのような実績を残したかを示す実績データ、格付推移分析、付与した等級と外部格付ないしデフォルト予測モデルの比較、および主要格付基準に基づく各等級内の与信全般のモニタリング
- 常に所定の方針や基準にしたがって格付が付与されているか否かを定期的にチェックする手続きの確保、不整合がみられる分野の早期把握と是正、および
- 格付プロセスに変更が加えられた場合の検証と記録（変更の理由を含む）

256. 信用リスク管理部門は、格付プロセスにおいて用いられる全てのモデルについて責任と管理を引き受けなければならない。本部門は、モデルの継続的な見直しや将来における変更について最終責任を負う。本部門は、エクスポージャーの創出について責任を有する職員や経営機能、およびモデルについて責任を有するそ

他の如何なる職員からも機能的に独立していなければならない。本部門の主導により、モデルおよびその方法論についての情報や知識は、部門外に発信されなければならない。

(d) スタッフの質

257. 格付プロセスの何れかの側面に責任を有するスタッフは、その役割を引き受けるに相応しい資質を有し、訓練を積んでいるべきである。経営陣は、技術と能力を有する人材をこれらの管理部署に十分に配置しなければならない。リスク格付の付与や見直しに責任を有する者は、整合的かつ正確にリスク格付を行うため、適切な訓練を受けるべきである。

(v) 格付制度の基準と考え方

(a) 具体的な格付基準の策定

258. 銀行は、事業法人向けエクスポージャーを格付けするための特別な格付制度を持っていなければならない。本格付制度の全ての側面は完全に文書化されていなければならない。

259. 銀行はまた、エクスポージャーを債務者等級に配分する際の具体的なプロセスと基準を持っていなければならない。これらの基準は、第三者がエクスポージャーを評価する際の助けとなるよう十分に具体的であり、リスクの識別能力を明らかに有し、説得的であると同時に直感的なものとすべきである。これらの基準および参照箇所には、同類の借り手に関する過去の経験の評価が決定要因として反映されているべきである。

260. 銀行は、現行の内部格付基準を選択するに至った根拠および決定的な意思決定局面を丁寧に記録しておくべきである。銀行内部の信用リスク管理部門は、選択された基準および参照点を定期的に見直し、それらが現時点の借り手や外部条件に引続き完全に適合しているか否かを判断すべきである。また、リスク格付のプロセスに大幅な変更を加えてきた経緯や、監督当局による前回の検証以降に加えられた変更をも記録しておくべきである。

(b) リスク査定のプロセスに関する一般的なルール

261. 銀行は保守的にリスク査定を行うべきであり、借り手の状況に不確実性が窺われる場合は特に保守性が要求される。格付の決定に際しては、財務情報やその他の情報の質を考慮し、必要に応じて会計情報以外の分野に踏み込むべきである。銀行による信用分析は、借り手の財務状況が悪化し、デフォルト確率が高まるにつれて一層詳細になるべきである。

(c) 査定の対象期間

262. 銀行は、借り手に等級を付与するに当り、当該借り手に関する現時点での情報と経験に基づいて、契約上の債務を履行する能力や通常の業務ストレスに耐える能力など、予見可能な将来におけるリスク要因を査定しなければならない。遠い先に何が起こり、それが特定の借り手の財務状況にどのような影響を及ぼすかを予想することは難しいため、銀行は先行きについての予測情報に対しては保守的な姿勢を取らなければならない。また、データが限られている場合は保守性を旨として分析を行うべきである。

263. リスクの定量化（各等級にPDを付与するプロセス）に際しては、1年間の予測期間が対象となる。本件はパラグラフ 270 において取り上げられている。リスク格付の有効期間については、借り手および当該借り手に付与された等級を少なくとも1年に1度は見直し、リスク度の高い借り手については見直しの頻度を高めることが求められる。本件についてはパラグラフ 246 において取り上げる。

(d) 借り手のリスク査定に関する基準

264. 銀行は、設定している基準が借り手リスクの分析に関連する全ての要因をカバーしていることを明示できなければならない。それらの要因は、リスクを識別する能力、予測力および差異を判断する能力を有し、説得的かつ直感的であって、格付の目的が規制上の自己資本を最小化することではなくリスクを識別することにあるということを確認にするものとなっているべきである。

265. 銀行は、借り手に格付を付与するに当って全ての関連情報を考慮すべきである。情報は現時点のものをを用いるべきである。格付を付与する際に用いる方法論とデータは、明瞭に特定され、記録されるべきである。少なくとも、銀行はそれぞれの借り手について以下の要因に注意を払うべきである。

- 債務の返済や、その他の現金需要（継続企業として活動を持続し、キャッシュフローを維持するために必要な資本支出等）を満たすために必要な現金を生み出す能力についての実績と見通し
- 資本構成、および、不測の事態により自己資本のクッションが費消され、支払不能に陥る可能性
- 収益の質、すなわち、借り手の収入とキャッシュフローが特殊かつ1回限りの源泉からではなくコア業務から発生している度合い
- 借り手に関する情報の質と適時性（監査済み財務諸表の入手可能性、適用されている会計基準、同基準の遵守状況等）
- 業務のレバレッジの度合い、および、これに伴って需要の変動が収益とキャッシュフローに及ぼす影響
- 債券・株式市場にアクセスを有し、追加的な資金調達源を確保していることによる財務の柔軟性
- 状況の変化に有効に対応し、資源を活用し得る経営の深みと能力、および経営の積極性ないし保守性
- 同一産業内における地位と将来の見通し
- 業務を営んでいる国のリスク特性、および、外国の借り手が元利払いに必要な外貨を調達できなくなる可能性がある場合に、借り手の返済能力に及ぶ影響（トランスファー・リスクを含む）

(e) 格付プロセスにモデルを使用する際に特に適用される基準

266. 正式な統計モデルを用いる場合は、銀行の格付プロセスに適合する範囲内で次の条件が満たされていなければならない。すなわち、モデルに用いられる変数は統計的に有意でなければならず、モデルには主要な変数が全て捕捉されているべきである。モデルに織り込まれていない変数については、専門能力を有する職員が行うリスク査定において注意を払うべきである。

267. モデル・ベースの格付付与は、信用リスク管理部署の職員により事後検証・承認されなければならない。格付モデルの一貫性を確保するため、信用リスク管理部署は、入力情報の検証ならびに格付付与（アウトプット）の承認に係る責任と管理義務を負わなければならない。

(f) 格付基準の例外

268. 銀行は、人的な判断によってモデルの算定結果が修正された事例をモニターするための明確な指針とプロセスを設定していなければならない。専門能力を有する者が指名され、モデルに定められている係数の入力に関する例外について、その是非を検討する任務に当たらなければならない。例外措置は、与信実行者、信用リスク管理部署、およびモデルに関する責任と管理義務を負うその他全ての者の署名を得なければならない。

269. 銀行は、専門能力を有する者の判断に基づいて格付を付与する場合を想定し、銀行職員が格付プロセスの算定結果を不採用とし得る状況、また、そうした権限を如何に、どの程度行使し得るかを明確に定めなければならない。人的判断が格付の算定結果に優先された事例は明確に記録されなければならない。銀行は、修正された格付のその後の実績を別途モニターしなければならない。

(vi) PD の推計に関する最低基準

270. 銀行は、内部格付の各等級について、期間 1 年の PD を推計しなければならない。各推計値は、当該債務者等級の長期的な平均 PD を保守的に解釈したものでなければならない。したがって、過去の実績や経験的証拠に基づいていなければならない。同時に、それらの推計値は将来を見通したものでなければならない。銀行は、これらの基準を満たすため、様々な要因に基づいて必要な調整を加える可能性がある。加えて、こうした調整も、デフォルト率やデフォルトの主たる要因の大幅な変動など、経験的証拠やその他の過去情報に基づいて行われるべきである。調整を加える場合、銀行はそれらが保守的かつ過去との整合性をもって適用されていることを確認しなければならない。

(a) デフォルトの参照定義を用いた推計

271. 銀行は、PD を推計したり、自らの過去の経験の中からデフォルト・データを集めたりする際に、以下に述べるデフォルトの規制上の参照定義を用いなければならない。PD を推計するために用いる外部データも、この参照定義と整合的でなければならない。この参照定義は、借り手が与信契約にしたがって債務を履行することを怠った場合の銀行の法的権利に影響を与えたり、一般慣行としての会計基準を設定したり変更したりすることを意図したものではない。この参照定義は、内部測定手法により損失特性を推計する際の銀行間の整合性を確保すること、お

よび、規制上の所要自己資本を算定する際に用いるデータについての不整合に対処することのみを目的としている。

272. 特定の債務者についてデフォルトの発生が認められるのは、以下の何れかの (one or more) 事由が起こった場合である。

- 当該債務者が債務（元本、金利、手数料）を完全に履行する可能性は殆どない (unlikely) と判断されている。
- 償却や個別引当など当該債務者に係る信用毀損事由が発生している、ないし、元本・金利・手数料の減免や延期を含め、事業不振に起因する債務見直しが行われている。
- 当該債務者は何れかの信用債務において 90 日以上の延滞を来している。
- 当該債務者は、破産の申請、ないし債権者のために資産を保全する類似の手段を講じている。

273. 銀行は、内部的に用いているデフォルトの基準を文書化し、上記の参照定義との整合性を示さなければならない。

(b) PD の推計に関する最低基準

274. 銀行は、各等級の平均 PD を推計するに当たって、以下に述べる 3 つの具体的な技術（内部デフォルト実績、外部データのマッピング、統計的デフォルト・モデル）を含め、入手可能な全ての情報を考慮しなければならない。銀行は直接入手可能な情報源を有し、その他の情報源は PD の当初推計値と比較したり同推計値を修正したりするために用いる可能性がある。銀行は、本プロセスにおける定性的判断の重要性を認識しなければならない。特に、将来を見通した PD の推計値を算出するためには定性的判断の余地が大きい。こうした判断は保守性を心掛けて下すべきである。保守性の度合いは、継続的に概ね整合的でなければならない。

本推計は次の基準を全て満たしていなければならない。

- データに含まれる借り手の数が銀行の対象ポートフォリオの借り手数とほぼ同数であるか、少なくとも明確に比較可能であること。
- データ・ソースからエクスポージャーを抽出する際には、当該銀行が現エクスポージャーのポートフォリオを構築する際に用いた貸出ないし引受け基準と非常に類似した基準を用いていること。

- 過去の経験が発生した経済ないし市場環境が現在ないし予想される状況と関連していること。
- サンプルに含まれる貸出の数、および定量化のために用いられているデータの期間が過去の実績に十分な根拠を与えるうえで不足ないものであり、その結果、PDの推計値およびその根拠となる統計分析の正確性と信頼性が確保されていること。

275. 銀行は、適切に算定され、新情報を逐次織り込んだPDの推計値を用いることを継続的に求められている。銀行は、少なくとも年に1回はPDの推計値を見直すべきである。

(c) 内部的なデフォルト実績のデータを用いる際の最低基準

276. 銀行は、PDを推計するに当たって、内部的なデフォルト実績のデータを用いてもよい。銀行は、推計値に引受け基準が反映されていることを分析の中で示さなければならぬ。データが限られている場合、ないし引受け基準が変わった場合は、より保守的にPDを推計すべきである。

(d) データ・プールを用いる際の最低基準

277. 様々な銀行が共有しているデータを用いることも認められる。この場合銀行は、データを共有する他の銀行が用いている内部格付制度や基準が自行のものと同レベルであることを確認しなければならない。

(e) 外部データ（例：格付機関の格付）を内部格付に関連付ける際の最低基準

278. 外部データを内部格付に関連付けること（mapping）も認められる。銀行は、外部の信用評価機関や同種の機関により用いられている格付等級と、自行の内部格付の等級を関連付け、当該機関の格付等級に付随するデフォルト特性を銀行自身の格付等級に当てはめることによって、各内部格付等級にPDを付与することを認められる。

279. 銀行は、用いる情報に意味のある関連付けを行い、偏った関連付けや、手法ないし基礎データの不整合を避けなければならない。すなわち銀行は、使用データ・ソースに内在するデフォルト頻度を認定したり調整したりする際に用いる基準が、内部格付に際して用いている基準と同様であることを示さなければならない。基準は、取引自体の特性ではなく、借り手のリスクに着目したものでなけれ

ばならない。分析には、用いられているデフォルトの定義の比較も含まれていなければならない。

(f) 統計的デフォルト・モデルを用いる際の最低基準

280. 銀行は、所定の最低基準を遵守することを前提として統計的なデフォルト予測モデルを用い、各格付等級につき、個々の借り手のデフォルト確率の推計値を平均したものをを用いることを認められる。

281. 銀行は、統計的デフォルト予測モデルに投入するデータを吟味するプロセスを設けていなければならない。本プロセスには、決定した格付の根拠となったデータの正確性、完全制および適切性の評価も含まれる。

282. 銀行は、データに含まれる借り手の構成が自行の実際の借り手の構成と同様であることを示さなければならない。

(g) 原データの期間

283. PD を推計するに当たって外部データ、内部データ、共有データ、あるいはそれら3つの組み合わせの何れを用いる場合も、基礎となる過去データの観測期間は短くとも5年なければならない。より長い期間にわたって観測することが可能であれば、そうした長期の観測期間を採用すべきである。

(vii) データの収集および IT システム

284. 銀行は、内部的な信用リスク測定および管理プロセスを有効に支えるためのデータを収集・保存しなければならない。銀行は、本ペーパーに述べられているその他の基準、特に、借り手への格付等級の付与、各格付等級の損失見込み、時間の経過に伴う借り手の格付等級の異動などに係る基準を満たすため、十分なデータを収集しなければならない。データの収集は、パラグラフ 289 から 301 に詳述する「当該制度を内部管理上利用しているという要件」と整合的であり、監督当局への報告のベースとして役立つものでなければならない。銀行はまた、第三の柱（パラグラフ 652 およびパラグラフ 653 から 658 参照）の下で内部格付手法の基本的開示の対象となる全側面について、データを収集・保存しなければならない。

285. 具体的に言えば、内部格付手法を用いる銀行は、格付制度の予測力を検証するため、格付の決定、借り手の格付履歴および格付等級や格付の変動との関わりにおけるデフォルト確率に係るデータを収集・保存しなければならない。各借り手については、取引開始以来の格付、格付付与の日付、格付の付与に際して用いた主要な方法論とデータ、格付を付与した人物ないしモデルなど、格付の完全な履歴を保存しておかなければならない。

286. 銀行は、各格付等級のPDの推計値と実際のデフォルト率を保存しておかなければならない。

287. 銀行は、借り手の主要な特性に関するデータ、案件に関する情報、格付およびデフォルトの実績を収集・保存しておかなければならない。これらのデータは、債務者を過去に遡及して再格付することが可能となるよう、十分に詳細なものになければならない。例えば、内部格付制度の精度が向上し、ポートフォリオをより精緻に区分することが可能になった場合などに、こうしたデータが用いられることになる。

288. 情報技術（IT）システムは、エクスポージャーの集計、データの収集、経営陣への報告を含め、銀行が内部格付手法の最低基準を満たすことを助けるものでなければならない。銀行は、自行のシステムの一貫性と信頼性を示すことができなければならない。

(viii) 内部格付の利用

(a) 信用リスクの測定と管理

289. 付与された内部格付、および同格付から導き出される定量的な情報は、日々の信用リスク測定および管理プロセスの一部となっていなければならない。

290. 内部格付は、与信承認プロセスにおいて重要な役割を果たさなければならない。

291. 内部格付に対応するデフォルト確率は、信用リスクの価格付けに用いられなければならない。与信のコストには、借り手と案件の双方の格付から得られる情報が反映されているべきである。こうした情報はエクスポージャーを価格付けするための要因のひとつとして用いられるべきである。

292. 内部的な（ポートフォリオまたはサブ・ポートフォリオの）限度および引受人の与信権限は、内部格付に関連付けられていなければならない。

293. 内部格付等級間のエクスポージャーの分布、およびこれに対応する PD は、上級管理職への報告に織り込まれていなければならない。

(b) 自己資本の適正度、引当状況、収益性の分析

294. 内部格付は、第二の柱の基準にしたがって、自己資本の適正度に関する銀行の内部的な査定に明確に関連付けられていなければならない。

295. 銀行の内部格付、およびこれに対応する PD の推計値は、引当てのプロセスにおいて考慮されなければならない。銀行は、期待損失の取扱いについて、明確に定められた方針を確立するべきである。内部格付等級に対応する PD は、戦略的資源配分の決定やインセンティブ・ベースの給与制度の採用など、銀行経営のプロセスの一要素として用いることができるよう、収益性分析への入力情報として用いられるべきである。

296. 収益性の分析や内部的な自己資本配分の一環として信用リスク・モデルを採用している場合は、期待デフォルトに係る特性もそうしたモデルへの重要な入力情報とすべきである。

(c) 自己資本の適正度を評価する際に用いるストレス・テスト

297. 銀行は、自己資本の適正度を評価する際に用いるため、健全なストレス・テストのプロセスを整備するべきである。ストレス・テストにおいては、銀行の信用エクスポージャーに悪影響を及ぼし得る出来事や経済情勢の将来的な変化を認識したり、そうした変化に耐える自行の能力を査定したりすべきである。銀行にとって分析に値するのは、(i)経済ないし産業の情勢悪化、(ii)マーケット・リスクを顕現させる事由、および(iii)流動性状況、の3分野であろう。

298. ストレス・テストにおいては、エクスポージャーが全体として低位の格付等級に移動することに伴う影響を定量的に評価するシナリオが含まれているべきである。また、そうしたシナリオは、PD、LGD、およびエクスポージャーに関する銀行の予想値に比して、実際のデフォルト率が高かったり回収率が低かったりした場合の影響をも分析すべきである。

299. ストレス・テストの手法がどのようなものであれ、テストの結果は上級管理職に定期的に報告すべきであり、所定の容認限度を上回る結果が出た場合は適切な対応を採らなければならない。

300. ストレス・テストは独立した部署が行うべきである。同テストは、少なくとも6ヶ月に1度は行い、適切に記録しなければならない。

(d) 格付制度を導入してからの期間

301. 銀行は、内部格付情報の利用に関し、信頼に足るトラック・レコードを保持していなければならない。すなわち、銀行は、本文書に述べられている最低基準に概ね従った格付制度を少なくとも3年間にわたって用いてきたことを示さなければならない。本基準は、銀行が格付制度を修正・改善することを妨げることを意図したものではない。

(ix) 内部検証

(a) 全般的検証

302. 銀行は、格付の制度、プロセス、およびPDの推計値が正確かつ整合的であることを検証するための信頼に足るシステムを確立していなければならない。銀行は、内部格付およびリスク定量化システムの実績について、整合的かつ意味のある評価を行い得る内部検証プロセスを整備していることを監督当局に示さなければならない。

303. 銀行は、決定した格付の根拠となったデータの正確性、完全性および適切性の評価など、データ入力を検証するプロセスを整備していなければならない。

304. データを入力する際の係数について例外措置が採られた場合は、詳細な記録を残し、モデル検証プロセスの一部として再検討しなければならない。

305. モデル検証プロセスのサイクルには、以下の要素が全てが含まれていなければならない。

- モデルとその主要係数の動的安定性を評価し、厳密な統計的テストを行うなど、モデルの実績を定期的、継続的にモニターする。

- モデル内の固定化された関係を個別に検証し、既に適切でなくなっているものを識別・記録する。
- モデルから算出される結果を実際の結果に照らして定期的に（少なくとも年に1回）検証する。
- 検証結果に照らしてモデルに変更を加える前に踏むべき手続きを定めた、厳格なモデル変更管理プロセスを設定する。

(b) モデルの実績に係るその他の基準

306. 銀行は、格付等級ごとにデフォルト率の実績と PD の推計値を定期的に比較し、各等級のデフォルト率の実績が銀行の予想と整合的であることを示さなければならない。こうした比較に際しては、可能な限り長期に亘る過去のデータを利用しなければならない。銀行は、こうした比較に際して用いる手法とデータを明確に記録し、理解していなければならない。こうした比較は頻繁に（少なくとも年に1回）行わなければならない。

307. 銀行は、その他の定量的検証手段をも用いるべきである。分析に用いられるデータは、対象となるポートフォリオに合致し、定期的に更新され、適切な観測期間をカバーしているべきである。銀行が自らの格付制度の実績を内部的に評価する際は、一定範囲の経済的環境（理想としては景気循環の全サイクル）をカバーする長期の過去データを用いるべきである。

308. 銀行は、定量的テストの手法とデータが過去から一貫して整合的であることを示さなければならない。手法とデータ（データ・ソースおよびカバー期間）を変更する場合は、明確かつ完全に記録しておかななければならない。

(x) ディスクロージャー基準

309. 銀行は、内部格付手法を適用する際の基準として、第三の柱に述べられている基礎的内部格付手法のディスクロージャー基準を満たさなければならない（パラグラフ 652 およびパラグラフ 653 から 658 参照）。これらは内部格付に関する最低基準であり、これらの基準を満たしていない銀行は内部格付手法の採用を認められない。

(xi) 監督当局が設定した LGD および EAD を用いる場合の最低基準

(a) 総合的な最低基準

310. 基礎的内部格付手法を用いる銀行は、金融資産担保の適格性を認められるため、同担保の法的確実性、エクスポージャーとの相関、およびリスク管理プロセスについて、標準的手法に述べられている最低基準を満たさなければならない（パラグラフ 68 から 74 参照）。基礎的内部格付手法を用いる銀行はまた、金融資産担保および物的担保の双方について、次に述べる追加的な最低基準を満たさなければならない。これらの最低基準は、回収を最大化するために必要な、あるいは安全かつ健全な銀行実務の一部となっている業務管理と能力を網羅しているわけではない。これらの基準および運用上の要件は、主として、担保の清算による回収に焦点を当てたものとなっている。借手手続を継続企業として売却したり、再建を選択して破産を回避するなど、担保回収以外の手法を用いて問題貸出を処理し、回収を最大化するためには、更なる運用上の能力が要求される。

(b) 劣後の定義

311. 劣後貸出は、明示的に他に劣後する案件である。各国の裁量により、監督当局はより広い劣後の定義を採用しても構わない。そうした広義の劣後には、案件が無担保で、借手の資産の大部分が他の貸出の担保として用いられている場合のような経済的劣後が含まれ得る。

(c) 適格な商業用不動産（CRE）および居住用不動産（RRE）担保の定義

312. 以下の基準は、中堅・中小企業が差し入れる担保を念頭に設けられている（targeted）。

商業用不動産（CRE）の定義

313. 事業法人向け貸出の担保としての CRE は、以下のとおり定義される。

- 借手のリスクが担保となる資産やプロジェクトの業績に大きく依存せず、借手が他の源泉から返済を行う能力による場合。すなわち、本案件の返済は、担保となっている CRE から創出されるキャッシュフローには大きく依存していない。
- また、差し入れられている担保の価値は、借手の業績に大きく依存するものであってはならない。

314. 上記の一般的基準および事業法人向けエクスポージャーの定義に照らして、不動産開発貸出（construction lending）、未開発地（raw land）、プロジェクト貸出、収益目的の CRE ないし投資目的の CRE は、本目的における担保のタイプから除外される。上記二番目の基準は、純粹にマクロ経済上の要因によって担保価値と借り手の業績の双方が悪影響を受ける状況を排除するものではない。

居住用不動産（RRE）の定義

315. 中堅・中小企業に対するエクスポージャーは、銀行に対する追加的信用補強として、取締役やオーナーの居住用不動産により付保されている場合がある。住宅開発や集合住宅への貸出は、返済のリスクが家賃収入から生じるキャッシュフローに大きく依存しており、本定義には該当しない。

(d) 運用上の基準

316. 上記の定義に該当する CRE および RRE は、以下の運用上の基準を全て満たしていることを前提として、事業法人向け債権の担保と認められる。

317. 法的有効性：差し入れられた担保は、適用される法律・規則の下で有効で、担保物件に対する債権は適時かつ適切に登記されなければならない。担保物権は、担保権設定手続きの完了により裏付けられているべきである（すなわち、担保権の成立・存続に係る全ての法的要件が満たされている）。更に、担保に関する契約およびその契約を実行するための法的プロセスは、銀行が妥当な期間内に担保価値を実現し得るものとすべきである。

318. 担保の客観的な時価：担保は、現在の公正価値ないし同価値以下に評価されなければならない。現在の公正価値とは、自主的な売手と、売手とは支配従属関係のない独立の買手との間で結ばれる私的契約により、当該物件が評価日に売却されると仮定した場合の価格を意味する。

319. 頻繁な再評価：銀行は、担保の価値を頻繁に（少なくとも年に1回）モニターすることを期待される。市場環境が大幅に変化する場合は、より頻繁なモニタリングが勧奨される。担保の評価に際しては、各国法規上の問題や破産法ないし司法手続上の問題をも考慮すべきである。また、担保物件は、資格を有する専門家により定期的に評価されるべきである。本評価は、前回評価日から3年後より早

い時期、あるいは満期事由の発生（当該与信の更新・デフォルト・追加与信）時点に行われるべきである。

320. 第1順位の債権：銀行は、担保物に対して第1順位の担保権を有するべきである。すなわち、銀行は担保権の実現により得られた収入に対し、他の全ての与信者に優先する権利を有していなければならない³³。本手法においては第2順位以下の担保権は認められず、当該与信は無担保の先順位エクスポージャーと見なされる。

321. 担保管理に関するその他の基準は以下のとおり。

- 銀行が受け入れる CRE および³³ RRE 担保のタイプ、および、エクスポージャーとの対比における各タイプの担保の適切な額についての方針と実務は、内部的な与信方針と与信手続きに明確に記述され、監督上の検証や監査またはその双方の際に供覧されるべきである。
- 取引の構成に関する銀行の信用政策においては、適切な担保基準が定められていなければならない。それらの基準は、エクスポージャーの額、担保を直ちに清算し得る可能性、担保の価格ないし時価を客観的に設定し得る可能性、専門家による評価を含め担保価値を迅速に把握し得る頻度、および担保価値の安定性を規定していなければならない。
- 担保管理は、当該銀行の特定の業務部門が専管すべきである。
- 銀行は、担保として受け入れた物件が損害や劣化から適切に守られるよう措置を採るべきである。
- 銀行は、担保物に対し、容認される先順位債権（租税等）がどの程度存するかを継続的にモニターすべきである（パラグラフ 320 の脚注 33 参照）。
- 銀行は、担保から環境保護上の債務が発生するリスク（担保物件に有毒物質が含まれている場合等）をモニターおよび管理すべきである。

(e) 監督当局が設定した EAD を利用する際の最低基準

322. CCF は、クレジット・ラインの未使用額、ないし、当該案件の利用可能額を制約する要因（与信可能性に限度が設けられ、借手が報告するキャッシュフローに同限度が連動している場合等）を反映する額のうち、いずれか低い方を基本と

³³ 但し、一部の国では、未収租税債権、被用者の賃金など、優先債権者の先順位権が認められる。

する。銀行は、案件がこのように制約されている場合、同制約を守るために十分なモニタリングおよび管理手続きを設定していなければならない。

323. 銀行は、無条件で即時に解約可能な事業法人向け当座貸越にゼロ%の CCF を適用する場合、借り手の財務状況を積極的にモニターしていること、および、借り手の信用の質が低下したことを示す証拠が認められた時は直ちに案件を取り消すことができるような内部管理システムを確立していることを示さなければならない。

3 . 先進的内部格付手法についての最低基準

324. 先進的内部格付手法には 3 つの要素がある。すなわち LGD、EAD および保証 / クレジット・デリバティブの取扱いである。各々に対応して、個別の最低基準がある。

325. これらの要素のうちいずれかについて自行の推計値を利用したい全ての銀行は、上記第 2 節において概説された最低基準をすべて満たさなければならないだけでなく、自行推計値を利用したいその特定の要素のための追加的な最低基準をも満たさなければならない。総じてこれらの最低基準は、基礎的手法を採用する金融機関に求められるものよりも厳格である。内部格付手法に適格な銀行であっても、ある特定の要素に関する最低基準を満たすことができない銀行は、その要素に関する当局設定の取扱いを引続き使用する。

(i) デフォルト時損失率 (LGD) の自行推計値

326. 最低基準はここでは、幾つかの区分に分類される。それらは、格付制度の構造、カバーされた貸出とカバーされない貸出両方の LGD の推計、および担保に関するいくつかの運用上の要件にわたるものである。LGD はデフォルト時の期待損失率として定義され、エクスポージャーに対するパーセンテージで表される。

(a) LGD 格付区分

327. 銀行は、具体的な格付基準に基づいてエクスポージャーを明確にいずれかの LGD 等級の中に格付・分類するような、明確な LGD 格付区分を持っていなければならない。すべてのエクスポージャーについて、LGD 等級が付与されなくてはならない。

328. 損失推計値の十分な差異化を図るため、銀行は、損失率の意味のある差異化ができ、また全体としては銀行の与信業務の全範囲を反映するような、少なくとも複数の異なる LGD 等級を持っていなければならない。これらの等級は広い範囲の LGD により分類されているか、あるいは商品、借り手、取引の種類のうちいずれかにより分類されているものとなる。

(b) LGD 格付の付与における完全性と一貫性

329. PD に関する最低基準とほぼ同様に、LGD 等級の推計と付与は、貸出機能もしくは業務ライン機能と無関係の職員によって行われるか、または少なくとも検証されなければならない。

(c) 取締役会と上級管理職による監視

330. LGD 付与と推計のプロセスに関する重要な点はすべて、取締役会、経営委員会および上級管理職（パラグラフ 248 において定義）によって承認されなければならない。これらの関係者はまた、自行の LGD 推計値に影響を与えるような貸出基準、貸付実務および回収手続きなど、採用された個別の方針についての一般的な理解を持っていなくてはならない。これらの関係者への報告は定期的になされなければならない。現在用いられている LGD の推計値と、推計された LGD と実際の損失率の比較を含んでいなければならない。

331. 内部・外部監査および独立した信用リスク管理部署の役割、および LGD 付与・推計の文書化に関する要件は、基礎的手法で PD について述べられたものと同様である。

(d) LGD 推計の基準と考え方

332. エクスポージャーに LGD 等級を付与するための基準は、妥当かつ直観的に理解可能なものでなければならない。それにより銀行が、自行の LGD 等級は適切に区分されており、その等級構造が単に規制上の所要自己資本を最小化するためではなく、むしろリスクを反映するように選ばれているということを示せるようなものでなければならない。LGD 等級自体については、等級基準によって織込まれるリスク要因は、その銀行が各エクスポージャーを通して損失率の主要な要因であると考えられるものを反映しているべきである。リスク要因と個別の基準についての選

択は、銀行内部の信頼できる分析によって支持されなければならない。基準は、銀行内部の貸出基準と整合的でなければならない。

333. 銀行は、エクスポージャーに LGD 等級を付与する際、適切な情報をすべて考慮に入れなければならない。この情報は直近のものでなければならない。銀行は、借り手と商品の両方または取引種類の主な特徴を織込んだリスク要因を用いなければならない。とりわけ銀行は、対象となる商品または取引の種類、および（銀行が自らの分析により決定する）主要な担保の種類のうちいずれかが差し出されているか否かを考慮に入れるべきである。

334. 銀行はさらに、回収見込額に影響を与え得る（とりわけ倒産法制などの）法律上の特性を含む、国や業界などの総合的な要因を考慮するべきである。銀行には、追加的な要因を考慮することが奨励される。データがより豊富になるにつれ、長期的により一層納得のいく LGD 基準および分析を徐々に作成していくという目標のもと、銀行は内部分析を洗練し、拡張しなければならない。

335. あるエクスポージャーの LGD の特徴を、格付基準に合致する「典型的な」エクスポージャーとは異なるものにするような例外的な状況下では、LGD 等級の付与あるいはその見直しの責任者は、それに応じてその付与を修正するべきである。そのような修正は、保守的な考え方をもって、一般的には例外的な状況が期待 LGD を上昇させがちな場合にのみなされるべきである。修正が発生した事例は明確に文書化されなければならない。銀行は、「修正」された等級のパフォーマンスの推移を別途に記録しなければならない。

(e) LGD 推計についての最低基準

336. 銀行は、個々の内部 LGD 等級につき、LGD を推計しなければならない。この推計値は、以下に述べるように、十分長い期間にわたる平均 LGD の保守的な推計であるべきである。銀行が選択すれば、ストレス状況を勘案した LGD など、より保守的な推計値を用いることも自由である。

337. LGD の個々の推計値は過去の経験と実証に基づいたものでなくてはならない。同時に、これらの推計値は将来を見通したものでなくてはならない。これらの要件を満たすため、銀行は様々な要素に基づいた適切な調整を組込むことができる。

このような調整は十分に検討され、十分に文書化された思考プロセスおよび分析を通じて適用されなければならない。これらの調整それ自体は、利用可能な実績値や、損失率や将来損失の主要要因の大幅な変化など、その他の過去の情報に基づくべきである。調整が行われる場合は、銀行はそのような調整が保守的かつ長期にわたって整合的に適用されることを確保しなければならない。純粋に主観的または定性的な思惑に基づいており、過去の経験やデータに基盤を持たない LGD 推計値は、監督当局により却下される。

デフォルトと損失の参照定義を使用する推計

338. 基礎的手法における PD の推計と同様に、銀行は、LGD を推計し損失または回収のデータを集める際に、パラグラフ 271 および 272 で詳述されたデフォルトの参照定義を用いなければならない。

339. LGD を推計する上で用いられる損失の定義は経済損失である。これには、損失の決定に際し、割引率、資金調達コスト、資産の回収に伴う直接・間接のコストが含まれるべきである。銀行は単純に会計上の記録によって損失を測定するべきではないが、この両者の比較は行えるようにしておくべきである。

340. 銀行は、内部で用いるデフォルトと損失に関する自行の定義を文書化し、参照定義との整合性を実証しなければならない。さらに、PD と LGD の推計値に関して用いられる自行固有のデフォルトの定義は、整合的でなければならない。

推計におけるデータ・ソースおよびプロセス

341. 銀行は LGD を推計する際に、適切かつ利用可能なデータをすべて考慮しなければならない。このデータは信頼度の高いものでなければならない。銀行は内部データまたは外部データ・ソースからのデータ（共用データを含む）を用いることができる。後者の場合は、推計の適用対象となっているエクスポージャーの主要な特徴と外部データ・ソースが集めたものとの間に強い関係があること、および LGD 推計値が銀行の貸出基準と整合的であることを実証できることが条件である。外部データ・ソースを使ううえで用いられるデフォルトの定義は、デフォルトの参照定義と一致していなければならない。内部データについては、銀行は、LGD の自行推計値が長期にわたる経験を反映したものであることを実証しなければな

らない。観察期間内における貸付業務や回収手続きに関するいかなる変化も考慮に入れられるべきである。

342. 銀行はさらに、データの基礎となる経済・市場環境が、現在および予測され得る環境に照らして適切であることを実証しなければならない。サンプルにおけるエクスポージャーの数、および数量化のために用いられたデータ期間は、LGD 推計値の精度と信頼性の実績に関する強い裏付けを与えるのに十分でなければならない。LGD の推計値は、理想的には景気循環全体をカバーした最低期間を上回る観察期間に基づくものでなければならない。これは、いかなる場合でも 7 年未満であってはならない。

343. LGD は保守的に推計されなければならない。これらの推計値がより多くのデータに基づけば基づくほど、銀行はそれらが長期間にわたる平均損失率を反映しているという確信をより強く持つことができる。したがって、実績値が極めて説得力を持っている場合には、この保守的な姿勢はより少ないかもしれない。限定的なデータしか利用できない場合、貸出基準もしくは担保管理基準が変更された場合、またはある種の取引の LGD 推計値が大きく変動することが知られている場合は、より保守的である必要がある。とりわけ景気循環を通じて LGD 推計値が大きく変動するようなエクスポージャーについては、銀行は、LGD の現在の推計値に対し景気循環の状況が与える影響を考慮すべきである。デフォルト発生の頻度と LGD の大きさとの間に正の相関が合理的に予測される場合、推計値は保守的に調整されるべきである。さらに、銀行のデータまたは LGD 推計値に反映されていない何らかの残余リスクがある場合、銀行の LGD 推計値はそれに応じて保守的に調整されなければならない。

344. 銀行は、担保の LGD 推計値への組込み方に関する適切な手法を決定すること、およびそれらの手法の適切性を監督当局に実証することについて責任を負っている。担保が LGD 推計値に重要な役割を果たす場合は、銀行は以下の問題について検討しなければならない：

- 分析において、銀行は、借り手のリスクと担保または担保の提供者のリスクとの間の依存の度合いを考慮しなければならない。依存度が高い場合（例えば、担保の提供者あるいは関連するグループ企業が発行した証券など）は、保守的な姿勢で対処されなければならない。

- 原債務と担保の間のいかなる通貨ミスマッチも、銀行の LGD の評価において保守的に考慮され、取り扱われなければならない。トランスファー・リスクもまた同様に扱われなければならない。
- 自行の推計手法に応じ、銀行は、担保価値の査定や回収期間の長さの評価を行うにあたって保守的な視点を採用しなければならない。
- 企業の換金可能資産に対して一律の課金がなされる場合など、担保の価格が市場価格の変化以外の理由で変わる可能性がある場合は、銀行は、自行の推計手法に応じ、そのような担保権の評価に関して保守的な取扱いをし、またこの評価額が保守的に維持されることを確保する方法を採らなければならない。銀行は、担保が借り手の手で引続き所有され管理される場合は、担保を迅速に換金する自らの能力を考慮しなければならない。残余リスクが残る場合には、銀行は損失推計値に保守主義を適用することにより、これを反映しなければならない。

345. 銀行は、適切に設定され、また新情報が利用可能になった都度それを速やかに織込んだ LGD 推計値を継続的にもっていることを要求される。銀行は、少なくとも年一回は LGD 推計値を検証するべきである。

(f) 情報収集および IT システム

346. 銀行は、この節で述べられた他のすべての要件、とりわけ LGD 区分へのエクスポージャーの付与、LGD 推計値の定量化と内部検証、それらの推計値の用いられ方、および主要な開示項目に関する要件について、それらを満たすことができるよう、十分なデータを集めなければならない。

347. 銀行は LGD 等級ごとに実際の回収率を収集し、推移を記録しなければならない。銀行はさらに、例えば直接損失、回収に必要な期間および一般管理費など、各エクスポージャーの損失あるいは回収の要素ごとにこの情報をモニターすることが奨励される。銀行は、エクスポージャーの LGD 区分への付与や損失推計値の導出に関するデータ収集その他の面を支援するのに、十分な IT 基盤を持っていないなければならない。

(g) LGD 推計値の使用

348. 銀行は、十分に確立されたリスク測定・管理プロセスへの直接的な入力情報として LGD の推計値を使用し、またそれに依拠しなければならない。

349. LGD の推計値は、信用リスクの価格付けにおいて用いられなければならない。信用コストは、債務者格付と LGD 格付の両方からの情報を反映するべきである。この情報が、エクスポージャーの価格付けにおける要因として用いられるべきである。
350. 内部格付等級全体を通じてのエクスポージャーの分布および関連する LGD は、上級管理職への報告に含まれていなければならない。
351. LGD 推計値は、第二の柱の要件で求められるように、銀行の自己資本充実度の内部評価と明示的に関連付けられなければならない。
352. 銀行の内部格付および関連する LGD 推計値は引当のプロセスでも考慮されなければならない。銀行は、期待損失の取扱いに関して明確に詳述された方針を持つべきである。
353. 内部等級に対応する LGD は、銀行の収益性分析への入力情報として用いられなければならない。
354. 銀行が、自行の収益性分析または内部資本分配あるいはその双方の一部として信用リスク・モデルを保有している場合は、LGD 推計値の特徴はこれらのモデルに対しても重要な入力情報でなければならない。
355. 銀行は LGD 情報の使用に関して、信頼性の高い実績を持っていなければならない。したがって、銀行は、少なくとも過去 3 年間、本文書で詳述された LGD 自行推計値についての最低基準にほぼ従うような形で LGD を推計し、用いていることを実証しなければならない。この要件は、格付制度を修正し改善しようとする銀行の努力に猶予期間を置くために設けられるものではない。

(h) 内部検証

356. 銀行は自行の LGD 内部推計値の精度と一貫性を証明するため、信頼性あるシステムを適切に有していなくてはならない。最低限、銀行は定期的に、推計された LGD と実際の損失率を比較しなければならず、実際の損失実績が予想に合致することを実証できなければならない。銀行は、そのような分析において用いられる方法やデータを明示的に文書化し、十分に理解していなければならない。この分

析は頻繁に行われなければならない、年一回が最低限である。そのような比較は、できるだけ長い実績データ期間を少なくとも活用すべきである。

357. 銀行は他の定量的検証ツールをも利用すべきである。分析は、ポートフォリオについて適切で、定期的に更新され、適切な観測期間にわたるようなデータに基づくべきである。内部格付制度のパフォーマンスの、銀行自身による内部評価は、長期のデータ履歴に基づき、さまざまな経済環境、理想的には景気循環全体をカバーしているべきである。

358. 銀行は、定量的テスト手法とデータが長期にわたって一貫していることを実証すべきである。手法とデータ（データ・ソースとカバーされた期間の両方）の変更は、明示的かつ詳細に文書化されなければならない。

359. 銀行は、実際の損失の期待損失率からの大幅な乖離があまりにも重大となり、推計値に疑いをさしはさまざるを得ないような状況に対応するために、十分に詳述された内部基準を保持していなければならない。これらの基準は、LGD の景気循環やそれに類似する系統的な変動性を考慮に入れる必要がある。期待損失率と実際の損失率との大幅な乖離が存在し続ける場合は、銀行は自行の LGD 推計値により多くの保守性を織込むべきである。

360. 銀行は、外部データ・ソースとの比較を通して、自行の LGD 推計値の現実性に関する検証を試みなければならない。

361. 銀行は、自行の LGD 推計値の検証のために、確固としたストレステスト・プロセスを適切に有していなければならない。独立した部署がストレステストを行い、それは少なくとも 6 か月ごとに実施されなければならない。ストレステストは、銀行の LGD 推計値に望ましくない効果をもたらし得るような経済環境の下で起こり得る事象や将来の変化の認識、およびそれらが自己資本充実度全体に及ぼし得る影響を含んでいなければならない。銀行が有効に検査し得る 3 つの領域は次のとおりである。(i)経済全体または業界全体の業績低下、(ii)マーケット・リスク事象、そして(iii)エクスポージャー全体を通じての PD 推計値と LGD 推計値の相関。

362. 用いられるストレステストの方法が何であれ、そのテストの結果は詳細に文書化され、上級管理職に報告されなければならない。また結果が許容範囲を超過した場合には、適切な処置が講じられなければならない。

(i) LGD および関連データの開示

363. 銀行は、パラグラフ 652、653 から 658 までで述べられた LGD の先進的内部格付手法に関して、開示の最低基準を満たさなければならない。

(j) 担保の取扱いに関する個別の問題

364. 銀行が担保を受入れ、この担保が銀行の LGD 内部推計値において考慮に入れている場合、銀行は、標準的手法と基礎的手法において求められるものと少なくとも整合的な、法的確実性およびリスク管理プロセスの内部基準を設けなくてはならない。例外は関連の処理であり、それは推計についての最低基準において別途取扱われる。同様に、銀行の内部基準は、パラグラフ 316 から 321 において列挙された基礎的手法における物的担保についての運用上の要件および追加的な担保管理要件と、少なくとも整合的でなければならない。銀行は、担保を受け入れた場合に発生し得るリスクに対処するための確固とした業務手続きを持っていなければならない。これらは次のものを含んでいる。

- 担保受け入れのための明確で一貫した方針が明記された戦略を持っていること
- 原与信の信用度の継続的な考慮
- 銀行が担保の存在とそれに付された価値の推移を記録できることを確実にする、確固とした担保管理システム
- 銀行は、担保価値の分析において、（特定の担保提供者、手段、セクターまたは担保の種類に関する）担保におけるいかなる集中をも考慮しなければならない。
- 銀行の与信政策は、与信を供与するに当たり、エクスポージャー額対比での各担保種類ごとの適切な額に関する銀行の評価にもわたっていなければならない。与信政策はまた、銀行が担保を容易に換金できる能力、価格または市場価値を客観的に確立する能力、価値が容易に得られる頻度、および担保価値の変動性にもわたっていなければならない。
- 残余リスクが残る場合には、銀行は損失推計値に保守主義を適用することにより、これを反映しなければならない。

365. 銀行は、自行の推計手法に応じ、認識する金融商品担保の範囲、当該担保が価値測定されるメカニズムおよび頻度、ならびに受け入れ後の担保価値の変動性に如何に対処するか（例えば値洗い）について明確に定められた内部基準を持たなければならない。物的担保をとる場合、銀行は、自行が LGD の内部評価において

認識する物的担保の種類をはっきりと明確に定義した方針を持たなければならない。

(ii) 自行 EAD 推計値使用についての最低基準

366. オンバランスシートおよびオフバランスシート項目の EAD は、以下に詳述するように、債務者のデフォルト時における案件の期待エクスポージャーとして定義される。

367. オンバランスシート項目については、基礎的内部格付手法、先進的内部格付手法ともに、銀行は基礎的手法で認識するのと同様にオンバランスシート・ネットティングの効果を認識した上で、少なくとも現在の引出額を EAD として見積もらなければならない。ネットティングの認識にかかる最低基準は、基礎的手法の下での基準と同じであるべきである。当分の間、いかなる銀行に対しても、金利、外為、株式および商品デリバティブの与信相当額の自行推計値を用いることは認められない。その代わりに、現行のアドオン方式のマトリックスが継続適用される。

368. 先進的内部格付手法における EAD 内部推計値のための追加的な最低基準はしたがって、（デリバティブを除く）オフバランスシート項目の EAD 推計値に焦点を当てたものとなる。

(a) EAD 区分

369. 銀行は、オフバランスシート項目の EAD の推計のために、確立された手続きを適切に有していなければならない。これら手続きは、各案件の種類ごとに用いられる EAD の推計値を特定しなければならない。EAD の推計値が案件の種類によって異なる場合は、これらの案件の分類は明確かつ曖昧さを排したものであるべきである。

(b) EAD 付与における完全性と一貫性

370. PD 推計のための最低基準とほぼ同様に、銀行は、すべての案件に EAD 推計値が付与されることを確保すべきである。EAD 推計値は、貸出機能または業務ライン機能から独立した職員によって導出されるか見直され、あるいは両方が行われるべきである。

(c) 取締役会と上級管理職による監視

371. 取締役会と上級管理職（これらの定義に関しては 248 パラグラフを参照）は、EAD 推計値の作成プロセス、推計値そのもの、およびこれら推計値の内部使用の承認を行わなければならない。さらに取締役会は、定期的に EAD の推計値と実際の流出額とを比較した報告書を受け取るべきである。内部・外部監査および独立した信用リスク管理部署の役割、および EAD 推計値の文書化に関する要件は、PD について述べられたものと同様である。

(d) EAD 推計値導出の基準

372. EAD 推計値の導出基準は妥当かつ直観的に理解可能なものでなければならない。また、EAD の重要な要因であると銀行が考えるものを反映していなければならない。選択は、銀行の信頼できる内部分析によって支持されなければならない。銀行は、EAD の要因とみなす要素ごとに、自行の EAD 実績の内訳を提供できなければならない。

373. 銀行は、自行 EAD 推計値の導出において、適切な情報をすべて利用しなければならない。案件の全種類にわたって、銀行は、重要な新情報が明らかになった都度、かつ少なくとも年一回は、EAD の自行推計値を見直さなければならない。

374. 銀行は、借り手のリスク特性、コミットメントの原契約期間、契約条項、口座確認の頻度、および引出実行の手段など、追加的な要因を考慮することを期待される。銀行はそのような追加的な要因を考慮することを要求されるわけではないが、データがより豊富になるにつれ、長期的により一層納得のいく EAD 推計値を徐々に作成していくという目標のもと、銀行は内部分析を洗練し、拡張しなければならない。

(e) EAD 推計についての最低基準

375. 銀行は、各案件ごとに EAD の推計値を付与しなければならない。EAD の推計値は将来を見通したものでなければならないが、同時に過去の経験に何らかの基盤を持つものでなくてはならない。この推計値は、十分長い期間にわたる平均 EAD の保守的な推計であるべきである。銀行が選択すれば、より保守的な EAD 推計値を用いることも自由である。

デフォルトの参照定義を使用する推計

376. 基礎的手法における PD の推計と同様に、銀行は、EAD を推計し EAD データを集める際に、パラグラフ 271 および 272 で詳述されたデフォルトの参照定義を用いなければならない。

377. 銀行は、内部で用いるデフォルトと損失に関する自行の定義を文書化し、参照定義との整合性を実証しなければならない。さらに、PD と EAD の推計に関して用いられる自行固有のデフォルトの定義は、整合的でなければならない。

推計におけるデータ・ソースおよびプロセス

378. 銀行は EAD を推計する際に、適切かつ利用可能なデータをすべて考慮しなければならない。このデータは信頼度の高いものでなければならない。銀行は内部データまたは外部データ・ソースからのデータ（共用データを含む）を用いることができる。後者の場合は、銀行自身の EAD 実績と外部データ・ソースが集めたものとの間に強い関係があることを実証できることが条件である。外部データ・ソースを使ううえで用いられるデフォルトの定義は、デフォルトの参照定義と一致していなければならない。内部データについては、銀行は、EAD の自行推計値が長期にわたる経験を反映したものであることを実証しなければならない。観察期間内における貸付業務や回収手続きに関するいかなる変化も考慮に入れられるべきである。

379. 用いられるデータ・ソースが何であれ、EAD を定量化するにあたってデータに反映されているエクスポージャーの母集団、およびそれを支えている貸出基準は、銀行自身のものと非常に近いものであるか、あるいは少なくとも比較可能でなければならない。銀行はさらに、データの基礎となる経済・市場環境が、現在および予測され得る環境に適合することを示さなければならない。サンプルにおけるエクスポージャーの数、および数量化のために利用されたデータ期間は、銀行に自身の EAD 推計値の精度と信頼性への信認を与えるのに十分でなければならない。EAD の推計値は、理想的には景気循環全体をカバーする最低期間を上回るデータ観察期間に基づくものでなければならない。これはいかなる場合でも 7 年未満であってはならない。

380. 長期間にわたる平均 EAD は、保守的に推計されなければならない。これらの推計値がより多くのデータに基づけば基づくほど、銀行はそれらの推計値が長期間にわたる平均損失率を反映しているという確信をより強く持つことができる。したがって、実績値が極めて説得力を持っている場合には、この保守的な姿勢はより少ないかもしれない。限定的なデータしか利用できない場合、貸出基準もしくはエクスポージャー管理基準が変更された場合、またはある種の取引の EAD 推計値が大きく変動することが知られている場合は、より保守的である必要がある。デフォルト発生頻度と EAD の大きさとの間に正の相関が合理的に予測される場合、EAD 推計値は保守的に設定されるべきである。

381. 主観的かつ定性的な判断は、EAD 推計値を作成し評価する際に実証分析を補足するものとして用いられるべきである。そのような判断は、十分に検討され、十分に文書化された思考プロセスおよび分析を通じて適用されなければならない。銀行は、特にその大きさと実証的な推計値に対する影響の観点から、長期にわたってそのような定性的判断が保守的かつ長期にわたって整合的に適用されることを確保しなければならない。実証分析とデータにではなく、純粹に主観的または定性的な思惑に基づく EAD 推計値は、先進的内部格付手法内では認知されない。

382. 口座モニタリングと支払処理に関して用いられた個別の方針と戦略につき、銀行は相応の考慮をする必要がある。考慮すべき事項には、銀行の潜在的に異なる部門が一旦デフォルト事由を認識し口座を停止した場合に、追加引出を停止する運用上の能力の検討が含まれている。銀行は、さらにデフォルト以外のシナリオに関しても、一層の引出を防ぐ自行の能力と意思を検討するべきである。

383. 銀行は、適切に設定され、また新情報が利用可能になった都度、それを速やかに組込んだ EAD 推計値を継続的にもっていることを要求される。銀行は、少なくとも、年一回は EAD 推計値を検証するべきである。

(f) 情報収集および IT システム

384. 銀行は、この節で述べられた他のすべての要件、とりわけ EAD 推計値の案件への付与、LGD 推計値の推計と内部検証、それらの推計値の用いられ方、および主要な開示項目に関する要件を満たすことができるよう、十分なデータを集めなければならない。

385. 銀行はデフォルトが発生した案件ごとに、予測されたエクスポージャー額と実際のエクスポージャー額を収集し、推移を記録しなければならない。銀行は、エクスポージャーの種類への EAD の付与や EAD の推計に関するデータ収集その他の面を支援するのに、十分な IT 基盤を持っていないなければならない。さらに銀行は、内部情報システムが、本来適用すべき取引 EAD クラスにエクスポージャーが属すると正しく認識することを実証しなければならない。

386. 銀行は、与信限度、与信限度に対する現在の残高、および借り手ごと、等級ごとの残高の変化をモニターするために、適切なシステムおよび手続きを持っていないなければならない。銀行は、残高を日次でモニターできるべきである。

(g) EAD 推計値の使用

387. 銀行は、十分に確立されたリスク測定・管理プロセスへの直接的な入力情報として EAD の推計値を使用し、またそれに依拠しなければならない。

388. EAD 推計値は、銀行内部における（ポートフォリオまたはサブ・ポートフォリオの）限度枠を決定するにあたって考慮されなければならない。

389. 内部格付等級全体を通じてのエクスポージャーの分布および関連する EAD は、上級管理職への報告に含まれていないなければならない。

390. EAD 推計値は、第二の柱の要件で求められるように、銀行の自己資本充実度の内部評価と明示的に関連付けられなければならない。

391. 銀行の EAD 推計値は引当のプロセスでも考慮されなければならない。銀行は、期待損失の取扱いに関して明確に詳述された方針を持つべきである。

392. 内部等級に対応する EAD は、銀行の収益性分析への入力情報として用いられなければならない。

393. 銀行が収益性分析または内部資本配分あるいはその双方の一部として信用リスク・モデルを保有している場合は、EAD 推計値の特徴はこれらのモデルに対しても重要な入力情報でなければならない。

394. 銀行は EAD 情報の使用に関して、信頼性の高い実績を持っていないならない。したがって、銀行は、少なくとも過去 3 年間、EAD 自行推計値についての最

低基準にほぼ従うような形で EAD を推計し、用いていることを実証しなければならない。この要件は、銀行の格付制度の修正や改善に猶予期間を置くために設けられるものではない。

(h) 内部検証

395. 銀行は自行の EAD 内部推計値の精度と一貫性を証明するため、信頼性あるシステムを適切に有していなくてはならない。最低限、銀行は定期的に、推計された EAD と実際の EAD を比較しなければならず、実際の EAD 実績が予想に合致することを実証できなければならない。銀行は、そのような分析において用いられる方法やデータを明示的に文書化し、十分に理解していなければならない。この分析は頻繁に行われなければならない、年一回が最低限である。そのような比較は、できるだけ長い実績データ期間を少なくとも活用するべきである。

396. 銀行は他の定量的検証ツールをも利用するべきである。分析は、エクスポージャー・クラスについて適切で、定期的に更新され、適切な観測期間にわたるようなデータに基づくべきである。内部格付制度のパフォーマンスの、銀行自身による内部評価は、長期のデータ履歴に基づき、様々な経済環境、理想的には景気循環全体をカバーしているべきである。

397. 銀行は、定量的テスト方法とデータが長期にわたって一貫していることを実証するべきである。手法とデータ（データ・ソースとカバーされた期間の両方）の変更は、明示的かつ詳細に文書化されなければならない。

398. 銀行は、実際の EAD の期待 EAD 率からの大幅な乖離があまりにも重大となり、推計値に疑いをさしはさまざるを得ないような状況に対応するために、十分に詳述された内部基準を保持していなければならない。これらの基準は、EAD の景気循環やそれに類似する系統的な変動性を考慮に入れる必要がある。期待 EAD 率と実際の EAD 率との大幅な乖離が存在し続ける場合は、銀行は自行の EAD 推計値により多くの保守性を織込むべきである。

399. 銀行は、外部データ・ソースとの比較を通して、自行の EAD 推計値の現実性に関する検証を試みなければならない。

400. 銀行は、自行の EAD 推計値の検証のために、確固としたストレステスト・プロセスを適切に有していなければならない。独立した部署がストレステストを行い、それは少なくとも 6 か月ごとに実施されなければならない。ストレステストは、銀行の EAD 推計値に望ましくない効果をもたらし得るような経済環境の下で起こり得る事象や将来の変化の認識、およびそれらが自己資本充実度全体に及ぼし得る影響を含んでいなければならない。銀行が有効に検査し得る 3 つの領域は次のとおりである。(i)経済全体または業界全体の業績低下、(ii)マーケット・リスク事象、そして(iii)エクスポージャー全体を通じての PD 推計値と EAD 推計値の相関。

401. 用いられるストレステストの方法が何であれ、そのテストの結果は詳細に文書化され、上級管理職に報告されなければならない。また結果が許容範囲を超過した場合には、適切な処置が講じられるべきである。

(i) EAD および関連データの開示

402. 銀行は、パラグラフ 652 およびパラグラフ 653 から 658 で述べられた EAD の先進的内部格付手法に関して、開示の最低基準を満たさなければならない。

4 . 保証人およびクレジット・デリバティブの売り手の評価についての最低基準

403. 上記のとおり概説された債務者格付制度に関する要件すべてを満たすことに加え、保証およびクレジット・デリバティブについて先進的内部格付手法に適格となるためには、銀行は以下の追加的な最低基準を満たさなければならない。

(i) 保証

404. 銀行は、保証人として認識する企業の性質など、規制上の自己資本目的のための保証の認識に関する基準を明確に定めていなければならない。この提案は、与信契約に組込まれている（例：オーナーまたは借り手の親会社からの保証）ものであれ、あるいは第三者から購入した（例：スタンドバイ信用状）ものであれ、保証によるリスク削減の度合いを反映するべく、保証付きのエクスポージャーに付与された格付を「格付変更する」銀行の基準を取扱ったものである（いわゆる「置換え上限」の取扱い）。これらの基準は、債務者格付基準と同じ程度に細部にわたっていなければならない。保証人の状況の定期的なモニタリング、債務を返済する能力等を含む本文書で述べられた債務者格付の付与についての全ての最低

基準に従うものでなければならない。このようなモニタリングに基づき、保証人の格付は借り手の格付と同様、財務状況や債務の予想履行能力の変化に応じて適切に見直されなければならない。

(a) 格付制度の要件

405. 「置換え上限」の取扱いを認められるためには、銀行は自行の借り手に適用する尺度と同一の格付尺度を用いて、エクスポージャーについての調整後の債務者格付を作成し、記録しなければならない。借り手と保証人の双方に、債務者格付が付与され、またこの文書に述べられた債務者格付の付与についての最低基準の全てが満たされなくてはならない。

(b) 保証の評価における完全性と一貫性

406. 保証付のエクスポージャーそれぞれにつき、調整後の債務者格付が付与されなくてはならない。調整後の債務者等級は個々に付与され、貸出機能または業務ライン機能から独立した職員によって実施されるか、少なくとも見直されなければならない。この付与または見直しは、パラグラフ 255 および 256 で記述された独立の信用リスク管理部署によって実施されよう。

407. 独立した部署による付与または見直しという要件は、エクスポージャーにそのような格付が当初付与されるときのみならず、エクスポージャーがその後、再格付されるときにも適用される。エクスポージャーが独立に見直されるプロセスは文書化されていなくてはならない。このプロセスは全ての重要な点に関して、債務者等級を付与するプロセスと同一であることが期待される。銀行は、借り手と保証人の財務状態や保証人の債務履行能力に関する適切な財務およびその他の情報を入手し、更新するための実効的なプロセスを保有するべきである。ここでも、そのプロセスは債務者等級の付与および見直しの要件と整合的であるべきである。したがって、貸出契約と保証は借り手と保証人に対し、両者の完全な信用分析を銀行が実施する上で充分サポートとなる形で定期的に財務情報が提出されるよう、求めるべきである。

(c) リスク評価についての基準

408. 保証のリスク削減効果の評価に関して、銀行は、保証の性質、保証人および残余リスクが残る度合いを検討しなければならない。
409. 原債務者と保証人への債務者格付に加え、調整後の債務者等級の付与もまた、個別のプロセスおよび明確な基準に基づかなければならない。これらの基準は第三者によるエクスポージャーの評価を可能とするほど明確で、保証が提供する信用リスク削減の度合いを区分する能力を実証でき、格付基準が単に規制上の所要自己資本を最小化するためではなく、リスクを区別するように設計されていることを確保するよう、妥当かつ直観的に理解可能なものであるべきである。基準内に確立された基準や参照ポイントは、比較可能な取引や取引相手との過去の経験の批判的な評価を反映したものであるべきである。
410. 銀行は、自行の内部格付基準を選ぶに至った要因と重大な決定事項を慎重に文書化するべきである。選ばれた基準や参照ポイントは、現在の取引相手や取引、および現在の外部状況に対してもそれらが引続き完全に適用可能かどうかを判断するため、内部信用リスク管理部署によって定期的に見直されるべきである。
411. 調整の基準は、リスク削減効果に関連する保証の主要な特徴を記述したものでなくてはならず、それには保証の性質、保証人の特徴、および保証の条項や特質の中に保証人の債務履行能力・意思に関しどの程度の不確実性が残っているか、などが含まれる。一般原則として、これらの基準は債務者格付基準と同等に詳細でなくてはならない。
412. 借り手と保証人についての債務者格付に立脚したうえで、基準は保証の強度自体を評価しなければならない。これは、保証の構造、すなわち対象範囲、借り手の未払債務に応ずる義務対貸出満額の払戻義務、法的強制力、制約条件、マチュリティ、および同様の検討事項、の考察を必要とする。保証は、書面にて証拠付けられており、保証人の側では解約不可能で、債務が（保証の額および趣旨の範囲内で）完全に履行されるまで無条件に有効であり、差押さえで判決を強制執行し得るような資産を保証人が持っている法域において、保証人に対して法的強制力を持つものでなければならない。したがって、暗黙の支援を提供するコンフォート・レターは認められない。貸し手が保証を解除することに合意する条件が記述された裏合意付きの保証が認められるためには、銀行は、付与基準がリスク削減効果の潜在的な減少を適切に勘案しているということを実証する義務がある。

同様に、保証人の債務履行義務の有無に関する組込オプションが含まれるような保証は除外されることになる。

413. 保証と元々のエクスポージャーが異種通貨で表示されている場合、銀行は為替レート変動から発生する潜在的エクスポージャーを評価し、リスク削減効果の推計にこれを組込まなければならない。
414. 基準はまた、保証の土台となる文書化が、契約に明記された信用事由発生後、保証人またはプロテクションの売り手が適時に貸し手に賠償することを規定していること取上げるものでなければならない。
415. 基準はまた、保証契約の下での保証人の債務履行能力が借り手のそれに緊密に従う度合いについて取上げなければならない。必要な場合には、銀行は保証人の保証実行意思の見込みを明示的に評価することを検討しなければならない。保証人が過去に義務を果たさなかったことがあるか否かや、保証人と借り手との間の取引関係の強さなどを含めた検討を行うことが適当である。
416. 銀行の基準はさらに、借り手に何らかの残余リスクが残り、取引のリスクが保証人のデフォルト・リスクより大きくなる程度についても検討するものでなければならない。これは、契約文書の適切さ（例：まだ現実には試されていないかもしれない場合）、借り手と保証人が異なる法域に位置する状況、保証自体の中の但し書、における不確実性に関するものである。銀行は、保証および保証人の受入基準、または保証のリスク削減効果の見積りにおける保守主義の度合い、あるいはその双方を通じてこれらの残余リスクが確実に対処されるよう努力するべきである。
417. ある保証付きのエクスポージャーの特徴を、格付基準に合致する「典型的な」エクスポージャーとは異なるものにするような例外的な状況、あるいは個別の債務者格付基準または調整後の債務者格付基準に反映されていないようなリスクが顕著な状況の下では、調整後の債務者等級の付与あるいはその見直しの責任者は、その等級を修正するべきである。一般的には、そのような修正は、保守的な考え方をもって、例外的な状況がリスクの度合いを上昇させがちな場合にのみなされるべきである（すなわち、エクスポージャーをより高い PD に対応する等級に移動する）。このような修正は文書化され、推移を記録されなければならない。

418. 基準は、いかなる場合でも、借り手または保証人の者格付のうち高い方よりも優遇的な調整後債務者等級を保証付きのエクスポージャーに付与してはならない。同様に、基準に関しても格付プロセスに関しても、規制上の最低所要自己資本目的のために、借り手と保証人との期待デフォルト相関が不完全であることから生じ得る優遇的な効果を考慮に入れることは認められない。

(ii) クレジット・デリバティブ

419. 保証についての最低基準は、参照資産が単一であるクレジット・デリバティブについても当てはまる。さらに残余リスクの範囲について、追加的な検討³⁴を行う余地がある。これは資産ミスマッチを通して発生し得る。クレジット・デリバティブでヘッジされたエクスポージャーに対し調整後債務者等級を付与するための基準は、基礎的手法において概説された以下の条件が満たされない限りは、プロテクションの基となる資産（参照資産）が原資産と異なることはできないということ并要求するものでなくてはならない。

- ・ 参照資産と原資産が、同一の債務者（すなわち同一の法的主体）によって発行されていること
- ・ 参照資産が原資産と同等または劣後する支払順位にあり、法的に有効なクロス・レファレンス条項（例えばクロス・デフォルト条項あるいはクロス・アクセラレーション条項）が適用されること

420. さらに加えて、基準は、クレジット・デリバティブの元金回収構造を取上げ、また回収の度合いとタイミングにそれがもたらす影響を保守的に評価するものでなければならない。

421. 銀行はまた、現実に試されていない契約文書または特注もしくは独特のクレジット・デリバティブ商品により、契約文書の面で残余リスクあるいは法的リスクが残る度合いをも考慮しなければならない。銀行は、クレジット・デリバティブ商品および信用プロテクションの売り手の受入基準の適切な組合せを通して、またはクレジット・デリバティブのリスク削減効果に対し保守的な見方をすること

³⁴ 当委員会は、バスケット商品の適切な取扱いを如何に策定するかを今後検討する。

を通して、あるいは両者の組合せにより、これらの残余リスクが確実に対処されよう努力しなければならない。

C. リテール・エクスポージャーに関する規則

1. リテール向けエクスポージャーに関するリスク・ウェイト

422. 本節は、パラグラフ 156 で定めている「リテール」の定義を満たすようなリテール向けエクスポージャーに関し、内部格付手法におけるリスク・アセットの導出について定めている。以下に示したリスク・ウェイトは、説明もしくは例示のためのものとして捉えられるべきであり、上述の事業法人向けエクスポージャーに関するものと同じように理解されるべきではない。これらのリスク・ウェイトの設定方法の説明および当委員会による留保は、「自己資本に関する新しいバーゼル合意の概論」および「補論：信用リスクに関する内部格付手法」で述べられている。

423. この節を通じ、PD、LGD および EAD は、明確に別段の説明がない限り、小数ではなく、パーセント表示の計数である。例えば、LGD が 100% の場合、入力情報は 100 である。

(i) リスク・ウェイト導出のための式

424. リテール向けエクスポージャーは（担保、保証もしくはクレジット・デリバティブによる信用補完の認識後）、PD および LGD、もしくは EL に基づいたリスク・ウェイトが適用される。リテール向けエクスポージャーのリスク・ウェイトはエクスポージャーのマチュリティ（M）には依存しない。この節を通じ、PD、LGD および EAD は、明確に別段の説明がない限り、パーセント表示の計数である。例えば、LGD が 100% の場合、入力情報は 100 である。例外は、ベンチマークのリスク・ウェイトの文脈にある（パラグラフ 426 を参照）。これらの式において、PD は小数で表される（例えば、1% のデフォルト確率は 0.01 と表される）。

425. 次の式に基づき、それぞれのエクスポージャーの PD および LGD を反映して、リスク・ウェイトが設定される。

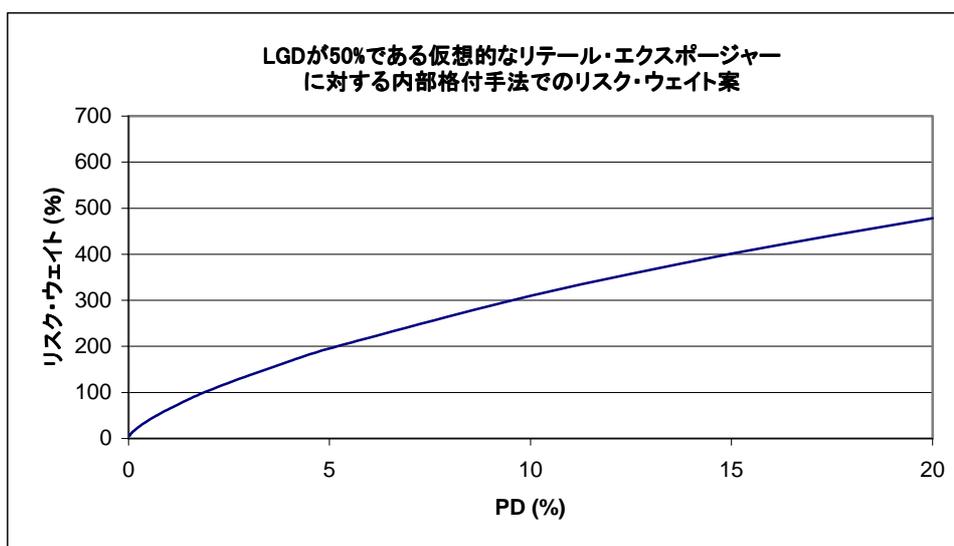
$RW_R = (LGD/50) \times BRW_R(PD)$ と $12.5 \times LGD$ のうち小さい方³⁵

426. この式において、 RW_R は当該リテール向けエクスポージャーに対して与えられた PD および LGD の値に対応するリスク・ウェイトを示し、 BRW_R は与えられた PD に対応し、LGD が 50% となるように設定されたベンチマークのリスク・ウェイトを指す。 BRW_R は以下の式に基づいてそれぞれのエクスポージャーの PD を反映するように定められる。同式では、PD は小数として表される。例えば、10%の PD は、0.1 として入力される。

$$BRW_R(PD) = 976.5 \times N(1.043 \times G(PD) + 0.766) \times (1 + .0470 \times (1 - PD) / PD^{0.44})$$

ここで、 $N(x)$ は標準正規累積分布関数を表し（すなわち、平均 0、分散 1 の正規乱数が x 以下の確率）、 $G(z)$ は標準正規累積分布関数の逆関数を表す（すなわち、 $N(x) = z$ となる x の値）。

427. LGD を 50% とした場合の、PD 対比のリスク・ウェイトを図で示すと、以下の通りである。



³⁵ この上限を設ける目的は、いかなるリスク・ウェイトも、自己資本からエクスポージャーを控除する場合の影響よりも懲罰的にはならないようにすることである。

428. 上記のリスク・ウェイトに関する主な数値は下の表に示されている。

PD(%)	BRW _R
0.03	6
0.05	9
0.1	14
0.2	21
0.4	34
0.5	40
0.7	50
1	64
2	104
3	137
5	195
10	310
15	401
20	479
30	605

429. リテール向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、リスク・ウェイト関数への入力情報としての PD および LGD それぞれの評価に基づく。当委員会は、直接推計された EL をリスクに関する入力情報として許容することとしている（下記参照）ため、そうした推計を PD-LGD のリスク・ウェイトに変換するメカニズムが必要となる。当委員会は、市中協議期間中にこの点に関する追加的な作業を行う予定である。「補論：信用リスクに関する内部格付手法」では、この論点についてより詳細に記述している。

430. 現時点では、全てのリテール向けエクスポージャーに関するリスク・ウェイトは、エクスポージャーの性質（PD および LGD、もしくは EL）を対応するリスク・ウェイトに関連付けるような共通の式で決定されている。すなわち、このリスク・ウェイトは、リテール向けエクスポージャーに分類される、あらゆる種類の商品に適用される。当委員会は、異なる種類の商品に対して異なる式が適当なのかどうか検討している。

(ii) リスクに関する入力情報

431. リテール・ポートフォリオについては、大きく分けて二種類、リスクに関する入力情報がある。これらは共に、そうした情報の内部的な推計を銀行が行うこと

に依存している。そのため、事業法人向けエクスポージャーに対して取られている手法と対照的に、リテールの内部格付手法には基礎的手法は設定されない。

432. 特定されたそれぞれのリスク・セグメントについて、銀行は以下のどちらかを提供することが期待される。リスク・セグメントの特定に関する最低基準は、パラグラフ 439 から 453 で述べられている。

(a) 個別の PD および LGD

433. この選択肢では、銀行は当該セグメントにおける PD および LGD の平均値をそれぞれのリスク・セグメントについて提供する。それぞれのリスク・セグメントにおける PD および LGD の推計値を導出するための最低基準は、パラグラフ 462 から 472 で述べられている。

(b) 期待損失の推計

434. この選択肢では、それぞれのリスク・セグメントに関する期待損失 (EL) の推計が必要となる。EL は PD および LGD の積として定義される。銀行は EL に関する内部的な推計値を示さなければならないが、この選択肢においては、銀行はそれぞれのリスク・セグメント内のエクスポージャーに関する PD と LGD を個別に特定できる必要はない。それぞれのリスク・セグメントに関する EL の推計値を導出するための最低基準は、パラグラフ 462 から 472 で述べられている。

(c) エクスポージャーの測定

オンバランスシート項目

435. 事業法人向けエクスポージャーと同様に、リテール向けエクスポージャーは、オンバランスシート項目の名目残高をもって測定される。銀行がリテールの顧客に対して行う貸出と預金のオンバランスシート・ネットィングは、標準的手法と同様の条件の下で許容される。

オフバランスシート項目

436. 銀行は、リテールに関するオフバランスシート項目に関し、自ら推計した掛目を用いることができる。銀行は、クレジット・カードのように無条件で取消し可能な商品または、確約のない貸出枠に関する未引出額、もしくは借り手の信用度

が悪化した場合に、銀行により書面による事前通知なしに実質的に自動的な取消しが随時行われる商品に対して、掛目を適用する必要はない。

外国為替および金利に関するコミットメント

437. こうしたエクスポージャーが銀行の内部格付の対象となるリテール・ポートフォリオの中にある場合、銀行は信用相当額に関する内部的な測定値を用いることを許容されない。その代わりに、標準的手法の規則が引続き適用される。

2. リテール・エクスポージャーに関する最低基準

(i) 最低基準の構成

438. 銀行は、リテールの内部格付手法を適用するためには、適用当初に、かつ継続的に、一定の最低基準を満たさなければならない。以下の節では、そうした最低基準を定めている。これらの多くは、事業法人向けエクスポージャーに関する内部格付手法と同一である。このため、これらは第 B-2 節の関連部分を相互参照している。しかし、リテール・ポートフォリオの特質を反映するような、重要な差異がある。こうした差異および、事業法人向けエクスポージャーに関する条件に対する追加的な（または代替的な）条件が以下に述べられている。

(ii) 意味のあるリスクの識別を行うための基準

439. 事業法人向けの、意味のあるリスクの識別を行うための最低基準は、以下の基準に置換えられる。

440. リテール・エクスポージャーに関する格付システムは、借り手とファシリティの両方のリスクに配慮していなければならない。また、借り手とファシリティについて、関連する全ての性質を捕捉していなければならない。この条件は、事業法人向けエクスポージャーとは異なり、あるセグメントのリスクの評価において、借り手とファシリティの性質の両方を結び付けるという、リテール・エクスポージャーに関する銀行実務の大勢を反映したものである。

441. 銀行は内部格付手法における「リテール」の定義に当てはまるエクスポージャーを特定のリスク・セグメントに割当てなければならない。銀行は、内部的に採用しているセグメンテーションの水準が意味のあるリスクの識別につながってい

ること、十分に均質的な貸出プールのグルーピングを行っていること、そして、元々の貸出のプールの性質が比較的長期に亘って安定していること、また、個別に状況をたどることができることを確実にしなければならない。

442. リスク・セグメントを判別した後は、銀行はそのセグメント内の全ての借り手および取引に関し、貸出の引受けや組成、経済的資本の配分、価格付け、貸出に関するその他の契約条件、モニタリング、内部的な報告について、同様に取り扱わねばならない。これは、それぞれのセグメント内のエクスポージャーのリスクの均質性を確保するのに役立つ。

(a) セグメンテーションの最低基準

443. 銀行は、リテール・エクスポージャーを以下の4つの手法を用いてセグメント分けすることが期待される。はじめの2つは全ての銀行が満たさなければならない。後の2つは、銀行が監督当局に対して、リテール向けエクスポージャーの性質や業務の規模に照らして、追加的なセグメンテーションが適切でないことを示さない限り、満たさなければならない。

商品種類によるセグメンテーション

444. 銀行は、重要性の原則を適用しつつ³⁶、最低でも以下のような商品の種類によってリテール・エクスポージャーのセグメンテーションを行わなければならない。

- クレジット・カード
- 割賦貸出（例：個人ローン、リースを含む自動車ローン）
- リボルビング形態の貸出（例：当座貸越）
- 居住用住宅向け抵当付き貸出
- 小規模事業向け貸出

借り手のリスクによるセグメンテーション

³⁶ 例えば、銀行がクレジット・カード事業に携わっていない場合には、そうした商品種類にしたがってセグメントする必要はない。

445. 銀行は、クレジット・スコアもしくは同等の制度を用いてセグメンテーションを行わなければならない。これには、申請時のスコアリング（与信の申請時における全ての情報に基づいたスコア）を含む。³⁷

信用度の悪化状況 (*delinquency*) によるセグメンテーション

446. 銀行は、信用度の悪化した貸出とそうでない貸出を個別に識別することが期待される。少なくとも、延滞している貸出プールに対し、最低で二つの別個の、かつ識別可能なカテゴリーがなければならない。この水準のセグメンテーションを持たない銀行は、それが自らのリテール・ポートフォリオにおいては、リスクに関する重要な要因指標もしくは予測指標ではないということについて監督当局を納得させねばならない。信用度の悪化状況に応じてセグメンテーションを行っていない銀行は、信用度の悪化状況がセグメンテーションの妥当性を保証するのに必須かどうかを定期的に評価できるよう、リスク要因指標について十分なデータを収集しなければならない。

経過期間 (*vintage*) によるセグメンテーション

447. 時間の経過による影響を捕捉するため、銀行はエクスポージャーの貸出後経過期間（当該取引が帳簿に計上されている期間）に基づいてセグメンテーションを行うことが期待される。経過期間は最長でも一年以下であるべきである。リテール・エクスポージャーの一部または全てについて、経過期間によるセグメンテーションを持たない銀行は、それが自らのリテール・ポートフォリオにおいてはリスクに関する重要な要因指標もしくは予測指標ではないということについて監督当局を納得させねばならない。経過期間に応じてセグメンテーションを行っていない銀行は、経過期間がセグメンテーションの妥当性を保証するのに必須かどうかを定期的に評価できるよう、リスク要因について十分なデータを収集しなければならない。

(b) 追加的なセグメンテーション

³⁷（信用情報機関のデータもしくは銀行自身の内部データに基づく）継続的、もしくは「行動面の」スコアリングは、セグメンテーションのためではなく、各セグメントにおける損失推計の再評価のために用いなければならない。

448. 銀行は、一部もしくは全てのリテール向けエクスポージャーについて、セグメンテーションにおいて追加的な手法を利用することが許容される。その例には次のようなものがある。

- 水準が異なる担保付貸出の LTV 値の違い
- マーケティングおよび販売の手法（例：戦略的市場に対する得意先向けカード、ゴールド/プレミアム・カード）
- 借入人の種類 / 顧客構成（職業、年齢など）
- 貸出の規模
- マチュリティ（例：10年の抵当権、30年の抵当権）

449. これらのリスク特性を用いてリテール向けエクスポージャーをセグメンテーションする銀行は、そうしたセグメンテーションがリスクを適切に識別することについて、監督当局を納得させなければならない。

(c) セグメント内のエクスポージャー数

450. 分類するセグメントのそれぞれについて、銀行は損失特性に関する計量化可能な尺度（PD および LGD、もしくは EL）を当該セグメントに対して示すことができなければならない。このため、内部格付手法のためのセグメンテーションの水準は、セグメントに基づく損失の概念を計量化するために用いられる統計的な検定力が合理的になるよう、あるセグメントにおける貸出の数が十分な数となるように設定しなければならない。

451. リテール・セグメント全体を通じて、借り手とエクスポージャーに関して有意な程度の分散がなければならない。銀行のリテール向けエクスポージャー全体のうち、あるセグメントに不適切な集中があってはならない。

(d) セグメントにエクスポージャーを割当てる基準

452. 銀行は、エクスポージャーをセグメントに割当てるために特定の基準を持たなければならない。銀行は、その基準がリスクの分析に関する全ての要因をカバーしていることを示さねばならない。そうした要因は、リスクを識別ことができ、予測力と識別力があり、見た目にも直感的にも問題がなく、当該格付制度における安定性があることを示さねばならない。

453. 銀行は、エクスポージャーをセグメントに当てはめる際に、関連する全ての情報を考慮に入れなければならない。この情報は直近のものでなければならない。エクスポージャーを割当てするための手法とデータは明確に特定され、かつ文書化されているべきである。

(iii) 格付の付与に関する完全性と一貫性 (integrity)

(a) 格付の対象範囲

454. 貸出の際に、それぞれの借り手はリスク・セグメントに割当てられなければならない。

(b) 独立した検証

455. 銀行は、エクスポージャーが正しいセグメントに割当てられているか、また、セグメントのリスクと損失の性質が変わっていないかどうかを見極めるため、継続的にポートフォリオをモニターしなければならない。このモニタリングは生じつつある傾向や、「早期の警告的な」兆候を認識させるものであるべきである。

456. 銀行は少なくとも年に一回、それぞれのリスク・セグメントについて、パフォーマンス（損失の性質）および信用度の悪化状況を検証しなければならない。また、エクスポージャーが正しいセグメントに割当て続けられることを確実にする手段として、それぞれのリスク・セグメント内の個別の借り手の状況も検証しなければならない。この基準は、セグメント内の代表的なサンプルの検証を行うことによって満たされるかもしれない。

457. 銀行がスコアリング手法もしくはリスク評価基準を確立している場合、こうした基準を覆す事例は例外的でなければならない。例外的措置が認められた場合、そうしたエクスポージャーは、サンプリングによる手続きとは別に、継続的で詳細な検証を受けるべきである。

(iv) 格付制度と手続に対する監視

458. パラグラフ 248 から 257 に述べられている事業法人向けエクスポージャーに関する基準は、完全に、かつ変更なしに適用されなければならない。

(v) 格付制度に関する基準と考え方

459. 銀行は、エクスポージャーをセグメントに割当てするために特定の手続と基準を持たなければならない。通常これは、ポートフォリオ内の全ての借り手もしくは均質的なセグメントに対して、統一的な基準もしくはスコアカードに基づいてなされるべきである。こうした基準は、あるエクスポージャーを特定のリスク・セグメントに割当てたことについての第三者による評価を可能にする程度に特定されているべきである。また、リスクを差異化することができ、同時に妥当かつ直感的に理解可能であるべきである。

(a) リスク評価手続に関する一般的な規則

460. 事業法人向けエクスポージャーに関する基準が、変更なしに適用される。

(b) リスク評価期間 (time horizon)

461. 事業法人向けエクスポージャーに関する基準が、変更なしに適用される。

(vi) EAD および、(a)PD/LGD もしくは(b)EL の推計に関する基準

462. 銀行は、個別に認識される PD および LGD、もしくは EL に関する明示的な推計を、それぞれのセグメントに関して示さなければならない。LGD もしくは EL の概念においては、損失は経済的損失として理解される。これには、損失の決定に際し、ある与信の回収に関して、割引率、資金調達コスト、資産の回収に伴う直接・間接コストが含まれることを意味する。銀行は単純に会計上の記録によって損失を測定すべきではないが、この両者の比較は行えるようにしておくべきである。さらに、銀行は、それぞれの取引のエクスポージャーの額について、明示的な推計を示さなければならない（一般に、銀行の内部格付制度上、デフォルト時エクスポージャー（EAD）と呼ばれる）。これら全ての損失推計により、元々のエクスポージャーのリスクを完全に捕捉することを目指すべきである。

463. クレジット・カードのように、将来のエクスポージャーが不確実なリテール商品については、銀行は、全体としての損失推計（EL もしくは LGD）の設定において、デフォルト前の追加的な引出しに関する実績か予測あるいはその両者を考慮に入れなければならない。特に、銀行が EAD の推計において、未引出額に対す

る掛目を反映させていない場合には、デフォルト前に追加的な引出しがなされる可能性を反映させることが期待される。

464. こうした推計は、長期的な平均値に基づいていなければならないが、将来を見通した要因も含んでいるべきである。

(a) デフォルトの参照定義を用いた推計

465. 銀行は、損失の測定や、自らの経験からデフォルト・データを収集する場合に、以下のような規制上用いられるデフォルトの参照定義を用いなければならない。銀行は異なったりテール商品に対して異なる定義を用いることもできるが、内部的な定義は全てデフォルトの参照定義と整合的でなければならない。こうした測定を推計するために利用される外部のデータ・セットもこの定義と整合的でなければならない。この参照定義は、借り手が債務を履行できなくなった場合、いかなる意味においても銀行の法的な権利や救済に影響を及ぼすことを意図したものではない。また、受け入れられている会計基準を設定したり変更することを意図したものでもない。これは、銀行内を通じ、また、規制上の所要自己資本算出に利用されるデータ・ソースを通じて、内部格付における損失の特質に関する整合的な推計を提案することだけを意図したものである。

466. デフォルトは、特定の債務者について、以下の事象のうちの一つもしくは複数が発生した時点で生じたものと考えられる。

- 債務者がその債務（元本、利子、手数料）の弁済を完全に行うことができないのではないかと判断されること
- 償却や個別引当のような、債務者の何らかの債務に関する与信毀損事由。もしくは、元本、利子、手数料の免除や支払延期など事業不振に起因する債務見直しや、当該案件に関するあらゆる期限変更（例：毎月の支払を減額するためにモーゲージの期間を延長することは、そうした期限変更が事業不振の状況下で、支払状況の悪化を緩和するために行われた場合には、デフォルト事象とみなされる）。
- 債務者が与信に関する何らかの債務について 90 日以上延滞していること
- 債務者が倒産手続もしくは債権者からの同種の保護を申立てたこと

467. 銀行は、内部的に利用するデフォルトの定義を文書化しなければならず、それが上記に挙げた、参照定義と整合的であることを示さねばならない。

(b) PD/LGD もしくは EL の推計に関する全体的な基準

468. 銀行は、セグメントごとの PD および LGD、もしくは EL（「損失特性」）の平均値の推計を行うにあたって、PD の推計基準において定められている三つの特定の手法（内部的な損失実績、外部データへのマッピング、統計的な損失モデル）など、利用できる全ての情報を考慮すべきである。セグメンテーションは銀行ごとに異なるため、銀行は、損失特性を推計するにあたって、内部的なデータを主要な情報源とみなすべきである。銀行は、銀行が行うセグメンテーションの根拠とリスク・プロファイルの間に強いつながりがあることを示すことができる場合には、計量化のために外部データもしくは統計的モデルを利用することが許容される。どの場合でも、銀行は関連する全てのデータ源を比較の対象として利用すべきである。

469. 銀行は、この手続において、とりわけ損失特性に関して、将来を見通した推計を確実に行うためには、定性的判断の重要性を認識しなければならない。そうした判断は、保守的な考え方に基づいて適用されねばならない。保守性の程度は、長期に亘って一貫していなければならない。

470. 損失特性の推計を行う全ての手法について、以下の基準が満たされなければならない。

- データ・セットに含まれるエクスポージャーの数は、該当するセグメントにおけるものと近接しているか、少なくとも明らかに同等のものでなければならない。
- データ源に含まれるエクスポージャーを生じさせた貸出もしくは引受けの基準が、銀行が用いている現在のセグメントを作るのに際して利用されたものと同等であること。
- 過去の実績が測定された際の経済もしくは市場の状況が、現在もしくは想定される状況と有効に関連づけられること。
- サンプル内の貸出の数および計量化に利用されるデータ期間の面からみて、損失特性の推計と、その元となる統計分析について、銀行がその正確性および信頼性を確信していること。

471. 銀行は、適切に設定され、また新情報が利用可能になった都度、それを速やかに織込んだ損失特性の推計値を継続的に持っていることを要求される。銀行は少なくとも、年一回はそうした推計を検証しなければならない。

472. 銀行が損失特性の推計について、外部データ、内部データ、プールされたデータ、これら三つの組合せのいずれを利用する場合であっても、その元となる観測期間の長さは少なくとも5年なければならない。利用可能な観測期間が、より長い場合には、長い方の期間が利用されるべきである。

(vii) データ収集と文書化

473. リテール・ポートフォリオについては、個別の借り手もしくは借り手のセグメントに対するリスク評価の実績が完全に保管されなければならない。特に、銀行は以下のデータを収集し、保管しなければならない。

- ・商品についてセグメンテーションに利用した特質、借り手についてセグメンテーションに利用した特質、経過期間、信用度の悪化状況といった、セグメントの特質
- ・それぞれのセグメントに関して計量化されたリスク特性（セグメントに関するデフォルト確率、デフォルト時損失率、もしくは期待損失）。それぞれの損失概念について、銀行は予測値および実績値を収集し、保管しなければならない。

474. データ収集に関するその他の基準は全て、事業法人向けエクスポージャーに関する最低基準についてパラグラフ 284 から 288 で述べられているものと同様である。

(viii) 内部格付の利用

475. 事業法人向けの「制度を内部管理上利用しているという要件」は、以下の修正を加えたうえで、リテールに適用される。

476. 内部格付に関する損失推計は、各国における差別禁止関係の法や規制による制限の範囲内において、信用リスクの価格付けに利用されていないなければならない。

(ix) 内部格付の利用

477. 事業法人向けエクスポージャーのPD、LGDおよびEADについて述べられている最低基準は、リテール向けエクスポージャーに適用される。当委員会は、市中協議期間中に、ELの推計値に関する内部的な検証方法に関する提案を作成する予定である。

(x) 開示要件

478. リテール向けエクスポージャーに関する内部格付手法を採用するために、銀行は、第三の柱で述べられている、リテール向け内部格付手法に関する開示要件を満たさなければならない（パラグラフ 652 および 653 から 658 の該当箇所を参照）。これは、内部格付手法に関する最低基準であり、これを満たさない場合、銀行はリテール向け内部格付手法を採用することはできない。

D. ソブリン向けエクスポージャーに関する規則

1. ソブリン向けエクスポージャーのリスク・アセット

(i) リスク・ウェイトの導出

479. ソブリン向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの計算は事業法人向けエクスポージャーの場合と全く同様である。

(ii) リスク・ウェイト関数への入力情報

(a) デフォルト確率

480. エクスポージャーのデフォルト確率は、そのエクスポージャーが割当てられる内部格付に対応する確率である。事業法人の PD に適用される 0.03% の下限はソブリン向けエクスポージャーには適用されない。個々の内部格付に対応する PD の推計値の導出に関する最低基準は、事業法人向けエクスポージャーに関するものと整合的である。

(b) デフォルト時損失率

481. 事業法人向けエクスポージャーでの場合と同様、LGD の推計には 2 つの手法、すなわち基礎的手法と先進的手法がある。

482. 基礎的内部格付手法においては、ソブリン向けの劣後ローンに関する計数（75%）と認識される担保の付されていない優先債権に関する計数（50%）は、事業法人向けエクスポージャーのものと同一である。

483. 基礎的内部格付手法における適格担保のリストと適格担保を認識するための計測手法も、事業法人向けエクスポージャー用のものと同じである。ヘアカット (H) に関する推計と残存するリスクのための係数 (w) は標準的手法と整合的である。

(c) マチュリティ

484. ソブリン向けエクスポージャーに関するマチュリティの評価は事業法人向けエクスポージャーの場合と同様である。

(d) エクスポージャーの測定

485. ソブリン向けエクスポージャーの推計は事業法人向けエクスポージャーと同様である。

2 . ソブリン向けエクスポージャーに関する最低基準

486. 銀行は、以下の修正と追加を施した後で、第 2 節で詳述された事業法人向けエクスポージャーに関する最低基準を満たさなければならない。

487. 修正と追加は以下のとおりである:

(i) 格付等級の構造

488. 一つの格付内に全エクスポージャーの 30%、との上限は適用されない。

(ii) 格付に関する基準

489. 銀行は、ソブリン向けエクスポージャーの評価に関する以下の追加的な最低基準を満たさなければならない。

490. 事業法人向けと同様、銀行は内部格付を付与する際に関連する全ての要因を評価しなければならない。これには、事業法人に関してパラグラフ 265 に列挙された要因の分析が含まれる。さらに、評価される国々の経済的・政治的動向に関する継続的なモニタリングがなければならない。政治的な側面では、あるソブリンが債務を履行できないあるいは履行する意思がない可能性、あるいは外貨にアクセスがない可能性を織込む必要がある。

491. 予測は、重要なマクロ経済変数（例えば GDP 成長率、輸出、輸入、外部負債、経常収支および財政収支等）について行われるべきであり、これらは当該ソブリンへの格付付与に当たっての重要な入力情報として考慮に入れられるべきである。

492. 銀行は、取引されている証券のスプレッドに関する情報を利用しなければならない。

(iii) 格付制度と手続に対する監視

493. ソブリン格付けは、専門家によって、そしてフロント・オフィスから独立している部署によって行われるべきである。

(iv) 先進的手法の下で自行推計 LGD を使用するための要件

494. 銀行は、ソブリン向けの国内通貨建て貸付と外国通貨建て貸付の損失特性を別々に評価しなければならない。

E . 銀行向けエクスポージャーに関する規則

1 . 銀行向けエクスポージャーのリスク・アセット

(i) リスク・ウェイトの導出

495. 銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの計算は事業法人向けエクスポージャーの場合と全く同様である。

(ii) リスク・ウェイト関数への入力情報

(a) デフォルト確率

496. エクスポージャーのデフォルト確率は、そのエクスポージャーが割当てられる内部格付に対応する確率と 0.03%の大きい方である。個々の内部格付に対応する PD の推計値の導出に関する最低基準は、事業法人向けエクスポージャーに関するものと整合的である。

(b) デフォルト時損失率

497. 事業法人向けエクスポージャーの場合と同様、LGDの推計には2つの手法、すなわち基礎的手法と先進的手法がある。

498. 基礎的内部格付手法においては、劣後ローンに関する計数(75%)と、認識される担保の付されていない、銀行向け優先債権に関する計数(50%)は、事業法人向けエクスポージャーのものと同じである。

499. 基礎的内部格付手法における適格担保のリストと適格担保を認識するための計測手法も、事業法人向けエクスポージャー用のものと同じである。ヘアカット(H)に関する推計と残存するリスクのための係数(w)は標準的手法と整合的である。

(c) マチュリティ

500. 銀行向けエクスポージャーに関するマチュリティの評価は事業法人向けエクスポージャーの場合と同様である。

(d) エクスポージャーの測定

501. 銀行向けエクスポージャーの推計は事業法人向けエクスポージャーと同様である。

2. 銀行向けエクスポージャーに関する最低基準

502. 銀行向けエクスポージャーは、第2節で詳述された事業法人向けエクスポージャーに関する最低基準を満たさなければならない。

F. 内部格付手法における自己資本のグラニュラリティ調整に関する計算

1. グラニュラリティ調整の定義と範囲

503. グラニュラリティ調整とは、本文書で先述したリスク・アセットの基本水準から加算ないし減算することである。内部格付手法のリスク・ウェイトは、平均的なグラニュラリティの銀行のポートフォリオを用いて計測されている。グラニュラリティ調整の目的は、粗いグラニュラリティのポートフォリオでは、分散化されないイディオシンクラティック・リスクを平均以上に抱えている(すなわち、単一債務者へのリスク集中が存在)ため、追加的な自己資本が必要であることを

認識することである。また、“典型的”ないし平均よりも細かいグラニュラリティを持ったポートフォリオでは、平均よりも小さい所要自己資本で済む。

(i) エクスポージャーの合算

504. ある 2 つの債務者が互いに強い関係を有し、高いデフォルト相関を持っている場合、両者は異なる法人格か否かにかかわらず、単一の債務者として取り扱われるべきである。関連のある債務者は、単一債務者への信用リスクの集中を制限している各国の規則で明記されているものと同じ手続きを用いて認識されるべきである。ある債務者グループ内の各法人が異なる格付であって同一の PD を持っていない場合、グループの全体の PD は、各法人へのエクスポージャーによる加重平均で計算される。

(ii) 保証とクレジット・デリバティブの取扱い

505. 銀行が、認定された保証ないしクレジット・デリバティブによりエクスポージャーに対する規制上の自己資本の軽減を受ける場合、エクスポージャーは、債務者ではなく保証者ないしクレジット・デリバティブのプロテクション提供者に対するエクスポージャーと認識される。

(iii) 複数のファシリティを有する債務者の LGD

506. 複数のファシリティを有する債務者の LGD は、エクスポージャーの大きさによる加重平均 LGD と等しくなる。

2 . 計算方法

507. 以下の式において、下付き文字の t は資産クラス（例：事業法人向け貸出、不動産担保貸出）を、下付き文字の b はある資産クラス内の債務者格付を、 $i \in b$ は格付 b にある債務者 i を示す。

508. 各ポートフォリオ t の内部格付 b ごとに、以下の値を計算する。

$$F_b = N(\alpha_{t1} \cdot G(PD_b) + \alpha_{t0}) - PD_b,^{38}$$

ここで、 α_{t0} と α_{t1} はポートフォリオの種類のみ依存する定数である³⁹。事業法人・銀行・ソブリン向け貸出では、この定数の値は、それぞれ $\alpha_{t0}=1.288$ および $\alpha_{t1}=1.118$ となる。その他のポートフォリオでは、この定数はまだ決められていない。その他のポートフォリオの定数の値は、それらのポートフォリオに対する適切な内部格付手法での取扱いを当委員会が決定するのに伴い、決められるであろう。

509. その後の計算は、2つの段階の手続きに従う。最初の段階において、リスク構成要素は4つの合算ベースの特性値に変換される。4つの値は、(a)加重平均のPD、(b)加重平均のLGD、(c)加重平均のF、および(d)貸出の「実効的」な個数 n^* である。第2段階で、この合算ベースの特性値からグラニュラリティ調整が計算される。

(i) 段階1: 合算ベースの特性値の計算

510. 合算ベースのデフォルト確率 (PD_{AG}) は、以下の式にしたがって、格付ごとに付与されるデフォルト確率 (PD_b) の加重平均で計算される：

$$PD_{AG} = \sum_b s_b \cdot PD_b.$$

ここで s_b は格付 b のエクスポージャー額の全体に占めるシェアを示す。

511. 合算ベースの損失率 (LGD_{AG}) は、以下の式にしたがって、格付とポートフォリオごとのLGDの加重平均で計算される：

$$LGD_{AG} = \frac{\sum_b s_b \cdot PD_b \cdot LGD_b}{\sum_b s_b \cdot PD_b}.$$

ここで、 LGD_b は格付 b における加重平均のLGDである。

³⁸ F(b)は、システマティック・リスクの感応度を示す。詳細については、補論を参照。

³⁹ $\Phi(x)$ は標準正規累積分布関数を表し（すなわち、平均0、分散1の正規乱数が x 以下となる確率）、 $\Phi^{-1}(z)$ は標準正規累積分布関数の逆関数を表す（すなわち、 $\Phi(x)=z$ となる x の値）。

512. 合算ベースの F_{AG} は、以下の式にしたがって、格付別の F_b の加重平均で計算される。

$$F_{AG} = \sum_b s_b \cdot F_b.$$

513. 実効的な貸出の個数 (n^*) は、以下の式にしたがって計算される。

$$n^* = 1 / \sum_b A_b H_b s_b^2$$

ここで、 H_b は以下の式にしたがって計算される格付内のエクスポージャーの集中度である：

$$H_b = \frac{\sum_{i \in b} EAD_i^2}{\left(\sum_{i \in b} EAD_i \right)^2}.$$

n^* の式にある A_b は、以下の通り。

$$A_b = \frac{LGD_b^2 \cdot (PD_b \cdot (1 - PD_b) - 0.033 \cdot F_b^2) + 0.25 \cdot PD_b \cdot LGD_b \cdot (1 - LGD_b)}{LGD_{AG}^2 \cdot (PD_{AG} \cdot (1 - PD_{AG}) - 0.033 \cdot F_{AG}^2) + 0.25 \cdot PD_{AG} \cdot LGD_{AG} \cdot (1 - LGD_{AG})}.$$

(ii) 段階 2: グラニュラリティ調整の計算

514. 合算ベースの特性値は、ポートフォリオのグラニュラリティ・スケーリング・ファクター (GSF) を計算するために用いられる。

$$GSF = (0.6 + 1.8 \times LGD_{AG}) \times (9.5 + 13.75 \times PD_{AG} / F_{AG}).$$

515. グラニュラリティ調整は、(a) 非リテールのエクスポージャー額に GSF/n^* を乗じた額と、(b) 非リテールの基本水準であるリスク・アセットに 0.04 を乗じた額、の差額として計算される。この額がリスク・アセットに加算される（ないしは、マイナスであれば減算される）。

・ 資産の証券化

516. 証券化⁴⁰には、原債権者が、典型的には「特別目的体」(Special Purpose Vehicle、SPV)と呼ばれる第三者に資産あるいは債権を法的・経済的に移転する取引が介在する。その後、SPVは特定の資産プールに対する債権である資産担保証券(ABS)を発行する。

517. 銀行が原債権者の場合、投資家の場合、あるいはスポンサーである場合に負っている資産の証券化から生じる明示的なリスクの取扱いについては、第1節に示されている。第2節では、内部格付手法における証券化取引の取扱いについての提案の概略が示されている。第3節では、銀行が資産プールに対して契約上の義務を超えた支援(すなわち暗黙の買戻し(implicit recourse))を行った場合に負う暗黙のリスクあるいは残存リスクの取扱いについての原則が議論されている。最後に、第4節では、資産の証券化を行うにあたっての開示基準について概略が示されている。

1. 標準的手法における証券化に伴う明示的なリスクの取扱い

(i) 原債権者である銀行の取扱い

(a) 真正売買を達成するための運用上の最低条件

518. 原債権者である銀行が、リスク・ベースの所要自己資本額を計算する上で証券化した資産をバランスシートから取り除くためには、銀行は、真正売買(例えば更改、譲渡、信託宣言、あるいはサブパーティシペーション)を通じ、法的あるいは経済的に資産を移転しなければならない。

より明確には、真正売買は以下の場合のみ生じる。

- (a) 移転した資産が、譲渡人から法的に隔離されている。すなわち、破産や管財人による管理下にある場合でさえ、資産を譲渡した者とその債権者から資産が

⁴⁰ この節では伝統的な証券化を取扱い、シンセティック・セキュライゼーションについては取扱わない。シンセティック・セキュライゼーションとは、銀行が特定の資産プールの信用リスクを第三者に移転するためにクレジット・デリバティブを利用するようなストラクチャーを組んだ取引のことである。

完全に切り離されている。これは法律意見書によって支持されていなければならない。

- (b) 資産の譲受人は、適格な特別目的体（SPV）であって、その会社の受益権の保有者は、その権利を担保に入れたり、交換する権利を持っている。
- (c) 資産の譲渡人は、移転した資産に対して、実質的あるいは間接的な支配権を持っていない⁴¹。

519. クリーン・アップ・コール⁴²は、証券化された資産担保証券の発行額全体の比較的小さな割合に相当すべきである。そうでない場合、あるいはスポンサーである銀行が事前に設定した水準より大きな水準でクリーン・アップ・コールを実行しようとするときは、コールを実行する前に、当該国の当局に相談すべきである。

(b) 信用補完に対する最低所要自己資本

520. 原債権者である銀行は、ローン・サービサー（あるいはサービシング・エージェンシー）として、また信用補完の提供者として、証券化取引に引続き関与するかもしれない。こうしたつながりから生じるリスクを限定するためには、信用補完が提供されるのはスキームの最初だけでなければならない。一般的に、信用補完を行っている原債権者とローン・サービサーは、資産がバランスシートに残っていれば課されることとなったリスク・ベースの所要自己資本額を考慮に入れつつ、自己資本から信用補完の全額を控除しなければならない（パラグラフ 526 参照）。各国の裁量により、この取扱いが適用されるために信用補完が満たしていなければいけない追加的な要件が設定されるかもしれない。そうでない場合、信用補完を行っている銀行は真正売買を達成していないかもしれず、リスク・ベースの自己資本比率の計算上、資産を取除くことは認められないであろう。信用補完は、サービシング・フィーの形態を取り得る。サービシング・フィーが、バランスシート上の資産として計上されている法域においては、信用補完として機能

⁴¹ 資産の譲渡人が、利益を得るために資産の譲受人から移転した資産を買い戻すことができ、かつ、資産のリスクを保持する義務を負う場合、資産の譲渡人者は移転した資産に対し実質的な支配権を持つ。資産の譲渡人が資産に対するサービシング権を持っていることは、真正売買が行われているかどうかを決める際に必ずしも資産に対する間接的な支配の構成要素とはならない。

⁴² クリーン・アップ・コールとは、資産の残額が減少してサービシング費用の負担が重くなり過ぎる水準になった場合に、サービサー(同時に資産の譲渡人であることもある)が過去に移転した資産を購入するオプションである。

しているサービシング資産の全額が自己資本規制上は同様に控除されるべきである⁴³。

521. 各国の裁量により、第二順位劣後部分に対する信用補完は、最劣後部分の割合が大きい場合、直接的な信用供与代替取引として扱ってもよい。そのようなより劣後する部分に対する信用補完は、一般的には第三者によって提供されなければならない。第二順位劣後部分の信用度を、投資適格へと高めるかもしれない。この場合、自己資本は第二順位劣後部分に対する信用補完の名目額に対して課される。第二順位劣後部分に対する信用補完を自己資本から控除することを求めるのが、もう一つの方法である。

522. 一般的に、短期流動性を供給するための契約条項以外で、原債権者やローン・サービサーは、キャッシュ・フローの短期の不足分を補うために証券化取引へ資金供与（cash advance）や流動性ファシティーを提供してはならない。これは、資金調達や信用補完の提供と同様に考えられ、結果として真正売買は満たされていないこととなる。しかし、各国の裁量により、契約に基づくものであるならば、ローン・サービサーは、如何なる資金供与であっても払い戻しを受ける権利がある限り、投資家へ円滑に支払いを確実に行うための資金供与を行ってもよい。払い戻しは、その後の回収と利用可能な信用補完から賄われるものである。原資産のプールから生じるキャッシュフローからの投資家への支払いと信用補完は、当該資金供与の払い戻しに劣後していなければならない。これらの条件に基づき、未実行の資金供与は基本的に流動性補完とされ、20%の掛目でオンバランスシート資産に換算し、一般的に 100%のリスク・ウェイトを適用することとしてもよい。掛目は、資金供与枠（ファシリティー）の名目額か、枠の額が設定されていない場合、資産プールの全額に適用されるべきである。

(c) 早期償還条項付リボルビング証券化のための最低基準

523. リボルビング形式の債権の証券化は、原資産のプールの信用度が著しく悪化した場合（例えば、経済的な事由や要因がきっかけとなる場合⁴⁴）に、証券化プログ

⁴³ 信用補完ではないサービシング資産には、適切なリスク・ウェイトが割当てられるべきである。

ラムの早期元利払いの繰上げを自動的に行うことを規定した早期償還条項を含むことがある。これらの取引については、その取引におけるオフバランス化された証券化資産のプールの名目額（「投資家持分」と呼ばれることがある）に対し、最低 10%の掛目が適用されるなければならない⁴⁵。運用上の要件の充足状況が不十分であれば、各国の裁量により、掛目の最低水準はより高く（例えば 20%）設定されるかもしれない。その決定は、早期償還に関する条項（例えばどの程度迅速に投資家が償還を受けられるか）、認められているクリーン・アップ・コールの大きさなど、多くの要因によるであろう。

(ii) 投資を行っている銀行の取扱い

524. この節では、第三者により行われている資産担保証券への投資の取扱いが述べられている。

525. 資産担保証券への銀行の投資に対する所要自己資本額は、適格な外部信用評価機関による格付に基づく⁴⁶。証券化の分野で適格とされる外部信用評価機関は、パラグラフ 46 に示されている一般的な適格基準を満たすことに加え、特に広く市場に受入れられていることにより証明するなど、この分野での専門性を示さなければならない。

⁴⁴ 早期償還は、経済的な理由以外、すなわち証券化された資産と関係ない理由でも発動される場合もある。例としては、資産の売却人・サービサーが約定通りの預金や支払いが出来ない場合、または売却人・サービサーの破産・管財人の管理下に置かれること（receivership）がある。

⁴⁵ 加えて、バランスシート上の資産（「原債権者の持分」）には、適切なリスク・ウェイトが割当てられる。

⁴⁶ この自己資本規制上の取扱いは、証券化されている資産の種類に関係なく、適用される。

526. 証券化のトランシェのリスク・ウェイトは以下のとおり。

証券化トランシェ

外部信用 評価	AAA ~	A + ~	BBB + ~	BB + ~	B + 以下
	AA -	A -	BBB -	BB -	あるいは無格付
トランシェ	20%	50%	100%	150%	自己資本から控除 ⁴⁷

527. 無格付の資産担保証券は、一般的に自己資本から控除される。しかし、格付されていない証券化ストラクチャー⁴⁸の一部である優先部分の資産担保証券については、「裏付けとなる資産を参照する（look-through）手法」、すなわち、原資産に対応するリスク・ウェイト区分を適用する取扱いを採用してもよい。この取扱いの主な基準は、投資家が、事実上、発行者のリスクにではなく、原資産のプールにリスクに晒されているということを確認にすることである。

これは、以下の条件が満たされている場合、満たされると考えられる。

- (a) 原資産に対する権利が、資産担保証券の投資家により直接、あるいは投資家のための独立した受託者によって（例えば原資産について対抗要件を具備した第一順位の担保権を持つことにより）、または、権限を与えられた代理人によって、所有されている。直接債権の場合、証券の保有者は、原資産に対し、不可分の比例持分権（undivided pro rata ownership interest）を持つ。間接債権の場合、証券を発行している信託や特別目的体（SPV）（あるいは導管）の全ての負債が発行された証券に関連している。
- (b) 証券が発行されたとき、原資産は十分に稼働していなければならない。
- (c) 再投資による収入に過度に依存することなく、証券のキャッシュフローと原資産からのキャッシュフローが十分見合う元利払いの構造となっていなければならない。

⁴⁷ これは、原債権者と第三者のいずれによって行われた信用補完も自己資本から控除されることを意味している。

⁴⁸ 例えば、証券が私募形式で発行される場合。

- (d) 投資家用に分別されているがまだ支払われていない資金が、重大な再投資リスクに晒されていない。

528. これらの基準が満たされていても、銀行が投資を行っている中間部分や劣後部分のトランシェには、100%のリスク・ウェイト区分が割当てられるべきである。さらに、もし原債権者が劣後した資産担保証券あるいは劣後した持分を保有していれば、最劣後の信用補完と考え、自己資本から控除されるべきである。

529. 裏付けとなる資産を参照する手法（look-through approach）が適格とされる資産担保証券のプールは、異なったリスク・ウェイトが割当てられる資産で構成されているかもしれない。そのような状況の下では、無格付の優先部分の資産担保証券は、原資産のプールに含まれる最も高いリスク・ウェイトの資産にしたがってリスク・ウェイトが割当てられる。

530. 各国の監督当局は、法域内において、証券化ストラクチャーに対して裏付けとなる資産を参照する手法（look-through）の基準を運用する責任を負う。

(iii) スポンサーである銀行の取扱い

531. 資産担保 CP（ABCP）プログラムのような導管プログラムにおいて、銀行は、典型的にはノンバンクである一般事業会社から資産を購入する SPV のスポンサーとなる。スポンサーとしての銀行は、一般的には、原債権者やローン・サービサーではない。これは通常は様々な資産売却人の機能である。しかし、スポンサーとしての銀行は、信用補完と流動性ファシリティーを提供し、導管プログラムを管理し、市場に導管の証券の売出しを行うかもしれない。

532. スポンサーによって提供される最劣後の信用補完は、自己資本から控除されなければならない。第二順位劣後の補完は、彼らが損失に対する保証を提供している対象である原資産のリスク・ウェイトが割当てられる。

533. スポンサーである銀行が、導管へ自身の資産を売却した場合、彼らは原債権者の役割も負うことになる。したがって、スポンサー・原債権者も信用補完を導管プログラムに提供した場合、彼らも自己資本から信用補完の全額を控除しなければならない。

534. 一般的に、スポンサーや資産を組合せ直す主体（repackager）によって提供されている流動性ファシリティーは、信用補完を行わないのであれば、自己資本規制上、コミットメントとして取扱ってよい。

当該ファシリティーが純粋に流動性目的のために利用されていることを確実にするためには、以下の要件を満たすべきである。

- (a) ファシリティーは、独立主体間で、市場の条件、市場金利で、また銀行の通常の与信承認・審査プロセスにしたがって、投資家ではなく、SPV 向けに提供された、独立して文書化された契約でなければならない。
- (b) SPV はファシリティーを提供する第三者を選ぶことができる明確な権限を持っていなければならない。
- (c) 当該ファシリティーは、確定された契約上の義務を超えて銀行が買戻しできないように、額と期間が確定されていなければならない。
- (d) 該ファシリティーの約定は、どのような状況において引出しが可能であるかを明示的に特定・限定していなければならない。また、特に信用支援の提供、持続的な損失の補填、永続的にリボルビングする資金供与として同ファシリティーが利用されてはならない。
- (e) ファシリティーの引出しは、証券保有者の権利に劣後すべきではなく、ファシリティーに対する手数料の支払いはさらに劣後したり免除や繰延べの対象とされるべきではない。
- (f) ファシリティーは、引出し後に悪化・デフォルトした資産をカバーしないことを確保するための合理的な資産の質のテスト、あるいは資産の質が一定程度低下した場合にファシリティーの終了や削減を求めることができる条項を含むべきである。

535. 基本的に流動性補完であると判断されたファシリティーは、20%の掛目と、一般的には100%のリスク・ウェイトを適用してよい。

536. これらの基準を満たさないファシリティーは、信用エクスポージャーと見なされる。監督上の評価に基づき（すなわち信用度によって）、これらのファシリティーは信用供与代替取引と見なされて資産担保証券に対するリスク・ウェイトの枠組みにしたがって取扱われる（パラグラフ 526）か、または、信用補完と見なされて自己資本から控除される。

2. 内部格付手法における証券化：混合手法

537. 当委員会は、標準的手法と同様の経済的な考え方にしたがって、内部格付手法における証券化の取扱いの大枠を作成した。また同時に、当委員会は、内部格付手法の枠組みのリスク感応度の高さを活かしたいと望んでいる。具体的な取扱いの仕組みは、当該銀行が証券化されたトランシェの発行者であるか、投資家であるかによって異なる。ここに記載されている取扱いは、基礎的及び先進的内部格付手法双方のもとで伝統的な証券化取引に適用される。

538. 当委員会は、市中協議期間中に内部格付手法における証券化の取扱いを精緻化し、主要な残された問題に取り組むための作業を続ける予定である。運用上の基準とシンセティック・セキュリタイゼーション取引に適用される取扱いを含め、これらの論点が以下で議論される。

(i) 発行者である銀行

539. 証券化したトランシェを発行する銀行については、証券化された原資産のプールに対し課されたであろう所要自己資本にかかわらず、保有している最劣後部分の全額が自己資本から控除される。

540. 当委員会は、また、発行者である銀行が利用を認められた外部信用評価機関から明確な格付を取得しているトランシェを保有している場合、この格付を PD/LGD の枠組みに変換することによって、この格付に対応した所要自己資本の計算を IRB 手法の中で認めるかどうかについても検討を行っている。この取扱いは、以下で述べる、投資家である銀行によって保有される、外部評価されたトランシェについての手法に実質的に従うものである。

(ii) 投資家である銀行

541. 他の機関により発行された証券化トランシェに投資を行っている銀行については、当委員会は、外部信用評価機関が提供している格付に基本的に依存することを提案している。具体的には、他のエクスポージャーと同様に、銀行はトランシェを一つの信用エクスポージャーとして扱い、そのトランシェに適切な PD と LGD に基づいて所要自己資本を適用する。適切な PD とは、そのトランシェの外部格付に対応したものであろう。この PD は、適切に保守的な姿勢で計測された、

当該外部信用評価機関の格付カテゴリーに分類される商品全体の長期的なデフォルト率の実績値として直接計測されるか、あるいは、当局に承認されたマッピング分析に基づいて、銀行自身の内部格付のために評価された PD のうち当該外部格付と「見合う」ものとして、間接的に計測される。当委員会は、市中協議期間中に分析を引続き精緻化する意向にあるが、保守性の観点から、そのようなトランシェに対して 100%の LGD を適用することを提案する。この 100%の LGD は、基礎的手法と先進的手法を利用する銀行両方に適用される。

542. トランシェが無格付（例えば相対取引に伴う場合）であり、低い信用度のポジションの証明と見なすことができる場合、投資を行っている銀行は自己資本から当該トランシェを控除することが期待される。

3．証券化から生じる暗黙のリスクと残余リスクの取扱い

543. 証券化取引が、パラグラフ 519 に特定されている真正売買の基準を満たしていても、原債権者は、道義上のリスクやレピュテーション・リスクを被るかもしれない。結果として、当該原債権者は証券化された資産のプールに対し、契約上の義務を超えた支援（すなわち暗黙の買戻し（implicit recourse））を提供することを選ぶかもしれない。例えば、暗黙の買戻しは、原資産のプールの信用状況が悪化している証券化取引に対し、原債権者が支援を提供するときに生じる。そのような買戻しの例として、証券化した資産の購入・入替え（substitution）、（短期流動性を供給する契約上の規定を超えた）ストラクチャーへの融資、ストラクチャーに関連した手数料受取の繰延べがある。

544. 金融機関が暗黙の買戻しを提供していると判断された場合には、以下の措置が適用される。

- (i) 金融機関が自身でオリジネートした証券化の一部やトランシェに対して暗黙の買戻しを提供したと判断された場合、そのストラクチャーに関する全ての資産（すなわち特定のトランシェだけでなく全てのトランシェ）が銀行のバランスシートにあるものとして取扱われる。これらの資産には、自己資本規制上の計算にしたがって、リスク・ウェイトが課される。
- (ii) 当局が、金融機関が二回目の暗黙の買戻しを提供したと判断した場合、この金融機関が過去に証券化した全ての資産（暗黙の支援が行われたストラクチャー

ャーのみでなく資産の全て)が、バランスシート上にあるものとして扱われ、適宜リスク・ウェイトが課される。加えて、金融機関は、当局により定められた期間、証券化を通じた自己資本の削減が認められないこととなる。

- (iii) 両方の場合において、銀行は、暗黙の買戻しを提供していたことが発覚したことと、上述のような措置に至ったこととその影響について開示しなければならない。この開示には、銀行のバランスシートに証券化された資産が戻ってくるものの影響と、場合によってはさらなる当局の措置に対する可能性について、含まれることとなる。

545. 当委員会は、これらの手段は、最低限、契約上義務を負う以上のリスクを銀行が負うという問題に対する対応として有益であると考えている。しかし、当委員会は、暗黙の買戻しの性質や頻度、暗黙の買戻しを行う銀行に対する影響を十分に評価するため、さらなる作業を行っている。当委員会は、また、明示的な自己資本賦課では捉えられないその他の残余リスクや、証券化を通じ生じる、容認されざる自己資本規制の抜け道についても検討を行っている。これらの分野における当委員会の検討結果は、暗黙のリスクと残余リスクに十分に対応するために、証券化取引に対し、事前の最低資本賦課についての評価が可能となるであろう。このような資本賦課の設定に際し、当委員会は、資本賦課がリスクに基づいたものであることを確保するとともに、最低所要自己資本の枠組みにより賦課される全ての他の資本の額と証券化市場への影響の可能性を考慮することとなるだろう。当委員会は、資産の証券化の適切な取扱いを開発する上で、市中協議プロセスの重要性を認識しており、この面での業界との有意義な対話を求めたい。

4 . 開示基準

546. 銀行が、証券化を通じ資本削減を行うためには、第三の柱の節のパラグラフ 659 と 660 に掲げられている、定性的な項目と定量的なデータを開示することが要求される。これらは、銀行が原債権者であるかスポンサー・第三者であるかにかかわらず、決算書類において開示されることが、また、発行者 (SPV) によって目論見書(offering circular)において開示されることが要求される。

V. オペレーショナル・リスク

A. オペレーショナル・リスクの定義

547. オペレーショナル・リスクは「内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外性的事象が生起することから生じる直接的又は間接的損失に係るリスク」と定義される（”the risk of direct or indirect loss resulting from inadequate or failed internal processes, people and systems or from external events”）。この定義は法的リスクを含む。しかし、オペレーショナル・リスクに対する規制上の最低所要自己資本賦課を目的とするこの定義には、戦略リスクと風評リスクは含まれない。当委員会はこの問題に関して銀行界と連携をとりつつ検討を続けていく予定である。

B. 計測手法

548. 以下のフレームワークでは、段階的に洗練度とリスク感応度が増していく三つのオペレーショナル・リスクに対する資本賦課の計算方法、(i)基礎的指標手法、(ii)標準的手法、(iii)内部計測手法（I M A）が示される。将来的には、銀行自身が損失の分布とビジネスライン及びリスクタイプを特定する損失分布手法が使用できるようになる可能性がある。

549. 銀行は、より先進的なオペレーショナル・リスク計測の手法と実務を発展させるに連れて、これらの利用可能な手法のスペクトラムに沿ってより高度なものを用いるように進んでいくことが奨励される。各手法を用いる際に満たさなければならない基準は以下に示される。それぞれの手法に該当する基準を満たす銀行は、以前に単純な手法を使っていたかどうかに関わらず、その手法を使用することが認められる。

550. 国際的に活動する銀行及び大きなオペレーショナル・リスクを抱えている銀行は、基礎的指標手法より先進的な手法を用いることが期待される。あるビジネスラインに関しては標準的手法を用いつつ、別のビジネスラインでは内部計測手法を用いるということも認められる。一度、より先進的な手法を使用することが認められた銀行が、自分の意志でより単純な手法に逆戻りすることは許されない。

551. 銀行は、各ビジネスラインにおいて該当リスクを連結ベースで捉えるべきである。

1. 基礎的指標手法

552. 銀行は粗利益（gross income）に対する固定数値割合（ β と表示）をオペレーショナル・リスク相当の自己資本として保持しなければならない⁴⁹。

2. 標準的手法

553. 標準的手法においては、銀行の活動は標準化されたビジネスユニットとビジネスラインに分解される。各ビジネスライン内では、銀行のその分野での活動のサイズや量を大まかに表す指標（broad indicator）が一つ特定される。その指標は、それぞれのビジネスラインにおけるオペレーショナル・リスクの量の大まかな代理変数（proxy）として用いられる。当委員会が提案するビジネスユニット、ビジネスライン及び指標を以下の表に示す。

ビジネスユニット	ビジネスライン ⁵⁰	指標	自己資本係数 ⁵¹
投資銀行	コーポレート・ファイナンス	粗利益	β_1
	トレーディングとセールス	粗利益（又はバリュー・アット・リスク）	β_2
銀行	リテール・バンキング	年間平均資産	β_3
	コマーシャル・バンキング	年間平均資産	β_4
	支払と決済	年間決済額	β_5
その他	リテール・ブローカレッジ	粗利益	β_6
	資産管理	資産管理総額	β_7

⁴⁹ 粗利益 = 資金運用利益 + 非資金運用利益[(i) 受取手数料から支払手数料を引いたもの (ii) 金融取引のネットの損益 (iii) その他の利益。特別損益は除く]。粗利益の定義はオペレーショナル・リスクによる損失を差引く前の利益に基づくべきであると考えられる。当委員会は、この定義をより精緻なものとするために、さらに検討を行う予定である。

⁵⁰ エージェンシー業務（カストディを含む）のビジネスラインは最終提案では含まれる予定。自己資本目的で保険業務が連結対象に含まれる場合、保険のビジネスラインも標準的手法と内部計測手法の両方で含まれる可能性がある

⁵¹ これらで示されるファクターは、さらに多くのデータが使用可能になり次第、値が決定される。現行の最低所要規制自己資本額の20%をもとに β の値を決定する手法の一例が、補論「オペレーショナル・リスク」の付属文書3に示されている。

554. 各ビジネスラインごとに、そのビジネスラインに割り当てられた指標に自己資本係数（ β と表示）を掛けることで自己資本賦課額が計算される。 β の値は監督当局によって設定され、全業界規模で考えたときの、各ビジネスラインにおける過去のオペレーショナル・リスクによる損失と指標の値の関係を表す大まかな代理変数（proxy）として用いられることとなる。

555. 全体の自己資本賦課額は各ビジネスラインに対する規制自己資本賦課額の単純合計で計算される。

3 . 内部計測手法

556. 内部計測手法においては、以下の手続きによって銀行のオペレーショナル・リスクに対する自己資本賦課が決定される。

- 銀行の活動は標準的手法と同じビジネスラインに分類される。オペレーショナル・リスク・タイプの大まかな分類が定義され、ビジネスラインごとに適用される。⁵²
- 各ビジネスラインとリスクタイプの組み合わせごとに、各ビジネスラインのそれぞれのリスク・タイプに対するエクスポージャーのサイズ（あるいは量）の代理変数(proxy)であるエクスポージャー指標(EI)を監督当局が特定する。
- 各ビジネスラインとリスクタイプの組み合わせにおいて、各銀行はエクスポージャー指標に加えて、内部の損失データに基づき、損失事象の発生確率を表すパラメータ(PE)と、そのような事象が発生した場合の損失量を表すパラメータ(LGE)を計測する。EI と PE と LGE の積が期待損失額(EL)の計算に用いられる。
- 監督当局が各ビジネスラインとリスクタイプの組み合わせに対してある係数（以下 α と記述）を特定する。 α は期待損失額を自己資本賦課に変換するもので、業界規模のデータに基づいて監督当局が決定する。各ビジネスラインとリスクタイプの組み合わせに対する自己資本賦課は、 α と EL の積となる。
- ある銀行に対する全体の自己資本賦課は上記の積の単純合計となる。

557. 監督上の検証プロセスの一部として、銀行は監督当局に期待損失額そのものではなく、積を構成する各要素（EI,PE,LGE）を報告することになる。

⁵²ビジネスライン、リスクタイプ、エクスポージャー指標の例が補論の付属文書4に示されている。

558. この手法に関して銀行と監督当局がさらに経験を積むにしたい、銀行自身が独自に定義したビジネスラインとリスクタイプを用いるという柔軟性を認めることが可能かどうか検討される予定である。

4. 「フロア」

559. 内部計測手法を採用する銀行に対して、当委員会はフロアを設定し、それを自己資本賦課が下回ることをできないようにする予定である。今回の「新しい合意」が施行されてから2年後に、当委員会はフロアの必要性とそのレベルを見直す予定である。フロア設定の仕組みに関しては「補論：オペレーショナル・リスク」で議論されている。

C. 適格性基準

560. 各手法を用いるのに満たさなければならない最低基準を以下に示す。

1. 基礎的指標手法

561. 基礎的指標手法は、複雑度や洗練度に関わらず全ての銀行に対して適用可能であるようにするつもりである。したがって、この手法を使用するために満たすべき基準というものはない。しかし、この手法を用いる銀行であっても、現在検討中で将来公表される予定である当委員会の指針「オペレーショナル・リスクに係る健全な実務」に従うよう努めることが強く要請されることとなる。この文書は第2の柱に関して監督者に対する指針にもなるであろう。

2. 標準的手法

562. バーゼル委員会の「オペレーショナル・リスクに係る健全な実務」を満たすことに加えて、標準的手法を用いる適格性を得るためには、以下の基準を満たさなければならない。

(i) 効果的なリスクの管理と統制

563. 銀行が満たさなければならない定性的基準としては、下記の独立したリスクの統制と監査の機能、リスク報告システムの効果的な使用、取締役会と上級管理職の積極的な関与、リスク管理方法の適切な文書化などが挙げられる。

- 銀行はオペレーショナル・リスクを管理し統制するための独立した手続を確立しなければならない。その手続は、オペレーショナル・リスク測定方法の設計・実施・検証を含むものとする。その責任の範囲としては、オペレーショナル・リスク計測のための枠組みを確立することや、オペレーショナル・リスクに係る測定方法及び主要な入力項目を統括することを含む。
- 銀行の内部監査部門はオペレーショナル・リスク管理の手続きと計測手法の検証を定期的実施しなければならない。

(ii) 計測と検証

- 銀行は、自己資本賦課の計算に用いるデータを生成するための適切なリスク報告システムと、計算結果に基づいて経営陣に報告を行う仕組みを構築しなければならない。
- 銀行は各ビジネスラインに該当するオペレーショナル・リスクに係るデータを体系的に記録し始めなければならない。
- 銀行は、標準化された枠組みに、現状のビジネスラインと活動を割り付けていく（mapping）ための明確で文書化された基準を作らなければならない。この枠組みは、ビジネスの活動の内容やリスクに新たなものが生じたり、それらが変化した場合には、見直しを行ったり、適切な調整を行ったりしなければならない。

3 . 内部計測手法

564. 標準的手法を使用する銀行が満たさなければならない基準に加えて、内部計測手法を用いることを希望する銀行は下記の基準を満たさなければならない。

(i) 効果的なリスク管理と統制

565. 損失データの精度と、それらのデータ（PE と LGE を含む）を用いた計算結果の信頼性は、「実際に使用しているかどうかのテスト」（use tests）を通して確立されなければならない。銀行は集めたデータと計測結果をリスクの報告・経営報告・内部の資本配分目的・リスクの分析等に用いていなければならない。日々の業務と重要な経営判断に内部計測の仕組みを完全に取り入れていない銀行は、この手法を使用することは認められない。

(ii) 計測と検証

- 銀行は、内部損失を報告するための健全な仕組みを持たなければならない。また、この仕組みは、監督当局と銀行界によって定義されたオペレーショナル・リスク

の範囲と統合的な損失データベース・システムに支えられたものでなければならない。

- 銀行は、オペレーショナル・リスクを計測する手法、十分な知識と技術を持つ人員、及び、適切なシステムのインフラストラクチャーを備えなければならない。このインフラストラクチャーは、オペレーショナル・リスクに係る損失データを包括的に認識・収集することにより、損失データベースを構築するとともに、P EとL G Eを適切に計算することができるようにするものでなければならない。また、システムは必要な全てのサブシステム及び全ての地域にわたってデータを集められるようになっていなければならない。それぞれのシステム・部署・地域からのデータの欠損は明示的に認識され記録されなければならない。
- 銀行において、損失データベースを構築するのに用いられる損失事象を特定する手続は、健全で、長期間一貫して統合的なものになっていなければならない。また、過去に経験したどの損失が当該銀行に対して当てはまり、この損失が現在と将来の業務内容を代表したものとなっているかを特定することができる長期間一貫して統合的で健全な手続も備えておかななければならない。これら内部手続において、どの損失データを用いるかの基準を損失のタイプや金額に関して設定し定義するに当たっては、監督上の一般的な定義や細目を越えた水準のものであることが求められる。
- 外部データの使用を望む銀行は、そのようなデータを使用する際の手続きを確立しなければならない。銀行は外部の損失データ、または他の情報源から得た内部の損失データを銀行の活動規模等に応じて修正する場合の手続きと方法を明確化しなければならない。これらの条件と実務上の取扱いは定期的に見直し、文書化され、また独立した検証を定期的に行う必要がある。
- 外部データの情報は、その精度と利用妥当性を確保するために定期的に行う必要がある。銀行は、損失事象の収集・分類のために用いられた諸仮定や損失に関する統計値を算出するために用いられた諸仮定を検証し理解しなければならない。
- 銀行のオペレーショナル・リスクの損失データベースは主要なビジネスラインに対して何年かの期間（当委員会により設定されることとなる）にわたるものでなければならない。さらに、銀行は、損失データを特定のビジネスラインとリスクタイプに割り当てる具体的な基準を作成しなければならない。データベースの観測期間から外れていても、適当と思われる過去の巨額もしくは重要な事象は認識し、データベースに登録するような仕組みが作られていなければならない。これらの仕組みは明確に文書化され、独立した審査や検証を受けるに十分な具体性を備えていなければならない。
- 規制自己資本額計算式へ代入する数値が信頼できるものであることを確保するために、銀行は損失率、リスクの指標及び規模の算出値の検証を定期的に行う必要がある。
- 規制当局は、データの収集・検証の仕組みを検査するとともに、銀行による管理の状況（control environment）に対して意見を述べるものとする。

- 銀行は EI、PE、LGE 等のパラメータを推定するに当たり、厳格な手続に従わなければならない。
- 銀行の経営陣は損失データと計算される PE 及び LGE を分析するに当たって、経験と定性的判断も取り込むべきである。銀行は、どのような例外的な状況において定性的判断が優先されるのか、どの程度そのような定性的判断が用いられるのか、誰がそのような判断を下す権限を有するのかを明確化しなければならない。このような優先が行われる可能性がある条件と、判断の優先による変更を行ったことの詳細な記録は明確に文書化され、独立した検証を受けなければならない。

VI. トレーディング勘定

A. トレーディング勘定の定義

566. 以下のトレーディング勘定の定義が、1996 年のマーケットリスクを自己資本合意の対象に含めるための改定（序文 1、リスク測定フレームワーク、第 2 段落参照）⁵³における定義を置換えることになる。

567. トレーディング勘定は、トレーディング目的、またはトレーディング勘定の他の要素のヘッジ、のいずれかのために保有している、金融商品及びコモディティのポジションから成る。トレーディング勘定に適格となるためには、金融商品には売買可能性を制約する如何なる条項も付されていないか、完全にヘッジ可能である必要がある。

568. 金融商品とは、ある主体にとっては金融資産となるとともに、別の主体にとっては金融負債または株式となるあらゆる契約をいう。金融商品には、一次金融商品（primary financial instruments）（すなわち現物商品）とデリバティブの金融商品の双方が含まれる。金融資産とは、現金、現金または他の金融資産を受領する権利、金融資産を有利となりうる条件で交換する契約上の権利、または株式商品、に該当する全ての資産をいう。金融負債とは、現金または他の金融資産を引渡す、または金融負債を不利となりうる条件で交換する、契約上の義務をいう。

569. トレーディング目的で保有するポジションとは、短期の転売を意図して保有されるもの、現実のまたは予想される短期の価格変動から利益を得ることや裁

⁵³ マーケット・リスクの改定の序文第 3～5 段落に記載されているトレーディング勘定のルール及び原則には変更はない。

定取引による利益を確定することを意図して保有されるもの、と の両方の側面をもつもの、及び 顧客間の取引の取次業務（matched principal brokering）やマーケット・メイキングを通じて保有するポジションをいう。

以下の一部または全てはトレーディング目的であることの証左である。

- ・ 上級管理職による承認を受け、明確に文書化されたポジション・商品についてのトレーディング戦略（予想保有期間を含む）。
- ・ 機動的なポジションの管理についての明確に定義された方針及び手続き。これには以下のものが含まれなければならない。

ポジションはトレーディング・デスクにおいて管理されている。

ポジション・リミットが設定され、その適切性がモニターされている。

ディーラーは、合意された上限内で、合意された戦略にしたがって、ポジションをとり、管理する自主性を有する。

ポジションは、市場価格またはモデルにより定期的に評価されている。

当該機関のリスク管理プロセスを構成する必要不可欠な項目として、上級管理職に対し、ポジションの報告が行われている。

ポジションは、市場情報に照らして機動的にモニターされている（ポジション及び構成するリスクについての市場性またはヘッジ可能性の評価が行われるべき）。これには、評価プロセスへの入力情報である市場情報の質及び入手可能性の評価、市場出来高の水準、市場で取引されているポジションの規模等が含まれる。

- ・ 銀行のトレーディング勘定の取引高及び動きの少ないポジションのモニタリングを含む、銀行のトレーディング戦略に照らしてポジションをモニターするための、明確に定義された方針および手続き。

570．ヘッジとは、トレーディング勘定内の他の単一または複数のポジションを構成するリスク要素を、実質的にまたは完全に相殺するポジションをいう。

B．健全な評価のための指針

571．本節は、銀行に対し、トレーディング勘定のポジションの健全な評価のための指針を与えるものである。本指針は、流動性のより低いポジションについて特に重要である。これらのポジションは、流動性の低さのみを理由にトレーディング

勘定から除外はされないものの、健全な評価という観点から監督上の懸念をもたらす。

572．健全な評価のための実務の枠組みは、最低でも以下の項目を含むべきである。

1．システム及び管理体制

573．銀行は、自らの評価による推計が健全で信頼できるものであると、管理職及び監督当局に信用されるに足る、正確なシステム及び管理体制を確立し、維持しなければならない。これらのシステムは、組織内の他のリスク管理システム（与信分析等）と統合されていなければならない。

このようなシステムには以下が含まなければならない。

評価プロセスについての文書化された方針及び手続き。これには、評価の決定において関連する様々な部門の明確に定義された責任、市場情報の情報源及びその適切性についての検証、独立した評価の頻度、終値の時点、評価を調整するための手順、月末及び随時の検証手順。及び、

評価プロセスについて責任をもつ部署について、明確で独立した（即ちフロント・オフィスから独立した）報告のライン。この報告は、最終的には取締役である執行役員に対して行われるべきである

2．評価手法

(i) 市場価格による評価

574．市場価格による評価は、独立した情報源に基づき、常時入手可能な終値での日次の評価をいう。常時入手可能な終値の例としては、取引所での価格、スクリーン価格、または複数の独立した有力なブローカーが提示する価格が挙げられる。

575．銀行は可能な限り市場価格による評価をしなければならない。当該機関が特定のポジションの主要なマーケット・メーカーであり、市場価格の仲値でクローズできない限り、ビッド、オファーのうちのより保守的な値を使用しなければならない。

(ii) モデルによる評価

576. 市場価格による評価が可能でない限定的な状況においては、健全性が実証できる場合、銀行はモデルによる評価を行ってもよい。モデルによる評価とは、基準値との比較、外挿、または市場情報をもとにしたその他の計算が必要な評価、と定義される。モデルによる評価にあたっては、より保守的な取扱いが適切である。

監督当局は、モデルによる評価の健全性につき以下を考慮する。

上級管理職は、モデルによる評価の対象になっている要素を承知しているべきであり、これが業務のリスクと業績の報告に与える不確実性の重要性を理解すべきである。

市場情報は、可能な限り、市場価格（前述の通り）に合致するものを参照していなければならない。特定のポジションの評価に使用している市場情報の適切性は、定期的に検証されるべきである。

可能であれば、特定の商品について一般的に採用されている評価手法を極力使用すべきである。

モデルが当該機関により開発されたものである場合、それは、開発プロセスから独立し、十分に能力のある者により評価された、適切な仮定に基づいているべきである。モデルは、フロント・オフィスから独立して開発または承認されるべきである。それは独立してテストされるべきである。このテストには、数式、仮定、及びソフトウェア適用の検証が含まれる。

管理の変更についての正式な手続きが存在するべきであり、セキュリティを確保したモデルの複製を保有し、評価の確認のために定期的に使用されるべきである。

リスク管理者は、使用されているモデルの弱点、及びその評価結果への最善の反映方法を認識しているべきである。

モデルは、その予測精度の正確さを判定するために、定期的に検証されるべきである（例えば、前提が引続き適切であることの評価、損益対リスク・ファクターの分析、モデルの算出結果と実際の終値との比較）。

評価額の調整は、例えばモデルの評価の不確実性を補うために、適切に行われるべきである（評価の調整も参照）。

3．評価額の調整または引当（reserves）

577. 銀行は、評価額の調整及び引当を考慮する手続を、確立し、維持しなければならない。監督当局は、第三者による評価を使用している銀行について、評価額の

調整が必要か否かを考慮することを期待する。そのような考慮は、モデルにより評価する場合にもまた必要である。

578. 監督当局は、最低でも以下の評価の調整及び引当が正式に考慮されることを期待する。未収の信用スプレッド、手仕舞費用、オペレーショナル・リスク、早期解約、投資及び調達費用、将来的な管理費用、及び適当な場合、モデル・リスク。

579. 加えて、監督当局は銀行に対し、より流動性の低いポジションに対し引当を設定する必要性について考慮すること（及び継続的にその適切性を検証し続けること）を義務づける。流動性の低下は市場の事象から生じうる。加えて、集中したポジションまたは動きの少ないポジションあるいはその両者のポジションの終値は、不利な方向に帰着する可能性が高い。銀行は、評価引当が、より流動性の低い項目に対し、必要か否かを判断するにあたって幾つかの事項を考慮するべきである。これらの事項には、当該ポジションの中でポジション及びリスクをヘッジするために必要な時間、ビッド及びオファーのスプレッドの平均ボラティリティ、市場の建値の参照可能性（マーケット・メーカーの所在と数）及び取引高の平均値及びボラティリティ。

580. 評価額の調整は所要自己資本に反映されなければならない。

C. トレーディング勘定での標準的手法による個別リスクに対する自己資本の取扱い

581. 以下の節は、トレーディング勘定での標準的手法による個別リスクに対する自己資本の取扱いの変更点を記述したものである⁵⁴。これらの変更点は、バンキング勘定における標準的手法での所要自己資本の変更と整合的である。

⁵⁴ 1996年の「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」に示されている、優良債の個別リスクに対する自己資本賦課については、引続き変更はない。

1. 政府債に対する個別リスク自己資本賦課

582. 新たな自己資本賦課は以下の通りとなる。

外部信用評価	個別リスクの自己資本賦課
AAA から AA-	0 %
A+ から BBB-	0.25 % (残存期間 6 ヶ月以内) 1.00 % (残存期間 6 ヶ月超 24 ヶ月以内) 1.60 % (残存期間 24 ヶ月超)
その他全て	8.00 %

2. クレジット・デリバティブによりヘッジされた個別リスクの自己資本賦課

583. クレジット・デフォルト・スワップ及びクレジット・リンク債によるプロテクションは、元々のエクスポージャーと、参照資産、期間、及び通貨がともに完全に一致している場合に、プロテクション効果が部分的に認識される。当該取引がリスクを移転する限りにおいて（すなわち、固定支払い及びマテリアリティ条項等の制限的な支払い条項を考慮した上で）、より高い自己資本賦課が行われる側に、80%の個別リスクの相殺が適用され、他方の側の個別リスク所要自己資本はゼロとなる。

584. トータル・リターン・スワップによるプロテクションは、元々のエクスポージャーと、参照資産、期間、及び通貨がともに完全に一致している場合に、プロテクションの効果が完全に認識される。当該取引がリスクを移転する限りにおいて（すなわち、固定支払い及びマテリアリティ条項等の制限的な支払い条項を考慮した上で）、マッチしたポジションは、自己資本規制上は完全に相殺される。

585. 上記2つの段落に該当するクレジット・デリバティブで、原資産と参照資産との間に資産のミスマッチはない⁵⁵が、原資産と信用補完手段との間で、通貨または期間のミスマッチがある⁵⁶場合には、以下のルールが適用される。取引の両側（即

⁵⁵ または資産のミスマッチが、第 126 段落(h)の基準を満たす場合。

⁵⁶ 通貨のミスマッチは、通常の為替リスクの報告へ反映されるべきである。

ち、信用補完手段及び原資産)に個別リスクの所要自己資本を追加するのではなく、両者の所要自己資本のうちの高い方のみが適用される。

第3部：第二の柱 監督上の検証プロセス

586. 本セクションでは、監督上の検証における主要原則、監督上の透明性と説明責任、及び銀行勘定の金利リスクの取扱いに関するガイダンスを含め銀行業務に伴うリスクに関して当委員会が作成したリスク管理のガイダンス、について議論する。

A. 監督上の検証の重要性

587. 「新しい合意」の監督上の検証プロセスは、銀行がその業務における全てのリスクを支えるのに十分な自己資本を保有することを確保するだけでなく、銀行がこうしたリスクをモニタリングし管理するにあたって、より良いリスク管理手法を開発し活用することを促すよう企図されたものである。

588. 監督上の検証プロセスにおいては、自己資本に関する銀行内部の評価プロセスを開発し、また自行のリスク・プロファイルやリスク統制の状況と統合的な自己資本の目標を設定するのは銀行経営陣の責任であると認識されている。「新しい合意」において、銀行の経営陣は、所要自己資本に加えて、自行のリスクに見合うだけの十分な自己資本を確保する責任を引続き負っている。

589. 監督当局は、銀行がそのリスクに対してどのくらい自己資本を充実させることが必要かを適切に見積もっているかを評価し、適切な場合には介入することが期待される。こうした銀行と監督当局との間の連携は、両者のより積極的な対話を促進することを目指したものであり、自己資本の不十分性が認識された場合に、リスクの削減または自己資本の回復のための迅速かつ断固とした行動がとられ得るようにするものである。そこで、監督当局は、リスク・プロファイルや業務状況からみて注意を払う必要のある銀行により重点的に焦点を絞るという手法を採用しようとするかもしれない。

590. 当委員会は、銀行がそのリスクに対して保有する自己資本の額の大きさと、銀行のリスク管理及び内部統制のプロセスの強さや実効性の間には関係があることを認識している。しかし、自己資本を増加させることが、銀行が直面しているリ

スクの増加に対処する唯一の手段であると考えられるべきではない。リスク管理の強化、内部的なリミットの設定、内部統制の改善といったリスクに対処するためのその他の手法もまた検討されなければならない。さらに、自己資本が根本的に問題のある内部統制やリスク管理プロセスを改善することに代わり得るものではない。

591. 第二の柱の下で扱われることが特に適していると考えられる主要な分野は3つある。すなわち、第一の柱の下で考慮されるものの、第一の柱のプロセスによっては十分に捉えられないリスク（例えば、第一の柱の下で提案されているオペレーショナル・リスクに対する自己資本賦課においては、どの金融機関についても全てのリスクを適切にカバーすることはできないかもしれない）、第一の柱のプロセスでは考慮されない要素（例えば、金利リスク）、及び銀行にとっての外的な要因（例えば景気循環の影響）である。第二の柱のさらに重要な側面は、第一の柱、特に信用リスクにおける内部格付手法の適用に係る最低基準やディスクロージャーに係る要求事項の遵守状況を評価することである。監督当局は、銀行がそのような最低基準を適格基準として継続して遵守していることを確実なものとしなければならない。

B. 監督上の検証における4つの主要原則

592. 当委員会は監督上の検証における4つの主要原則を認識している。これらは、補論「監督上の検証プロセス」において議論されている。

593. 4つの主要原則は、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」および「コア・プリンシプル・メソドロジー」⁵⁷を中心とした、バーゼル委員会作成の広範な監督上のガイダンスに示された諸原則を補完するものである。銀行業務のリスク管理に係るガイダンスの具体的なリストは本第3部の最後に示されている。

原則 1： 銀行は、自行のリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を評価するプロセスと、自己資本水準の維持のための戦略を有するべきである。

⁵⁷ 「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」（1997年9月）、および「コア・プリンシプル・メソドロジー」（1999年10月）、バーゼル銀行監督委員会

594. 銀行は、自ら設定した自己資本の目標が十分に根拠のあるものであること、およびこの目標が当該銀行全体のリスク・プロファイルや現時点での業務を取り巻く状況と整合的であることを説明できなければならない。自己資本の充実度を評価する際、銀行の経営陣は現下の経済が景気循環のどの段階にあるか注意を払う必要がある。銀行に悪影響を与え得るような事象や市場環境の変化を識別できるような、厳格でありかつ今後の変化を見据えたストレス・テストが実施されるべきである。銀行がそのリスクを支えるのに十分な自己資本を保有していることを確保する第一義的な責任は明らかに銀行の経営陣が負うものである。

595. 精緻なプロセスの5つの主な特徴は以下のとおりである。

- ・ 取締役会と上級管理職による監視
- ・ 健全な自己資本の評価
- ・ リスクの包括的な評価
- ・ モニタリングと報告
- ・ 内部統制の検証

1. 取締役会と上級管理職による監視⁵⁸

596. 健全なリスク管理のプロセスは、銀行の自己資本のポジションが適切であるかどうかを実効的に評価するうえでの基礎となる。銀行の経営陣はその銀行が取っているリスクの性質や水準、またそれらのリスクが適切な自己資本の水準とどのような関係にあるかについて理解する責任がある。また、経営陣は、リスク・プロファイルと経営計画に照らして、こうしたリスク管理プロセスがその手続や洗練度において適切なものであることを確保する責任がある。

⁵⁸ 本文書の本セクションは、取締役会と上級管理職から成る経営構造に言及している。当委員会は、国によって、取締役や上級管理職の機能に関して、法律上または規制上の枠組みがかなり異なると認識している。いくつかの国では、執行主体（上級管理職、一般管理職）の職務遂行を確実にすることに関し、取締役会が排他的でないとしても主たる監督機能を持つ。このため、事例によっては、取締役会は監督役会（supervisory board）となっている。これは、取締役が執行機能を持たないことを意味する。一方、取締役会が幅広い権限を持ち、銀行の経営全般の枠組みを定めている国もある。こうした差異があるため、本文書では、取締役会と上級管理職の概念を、法的な構造を識別するのではなく、むしろ銀行内の二つの意思決定機能を分類するために用いている。

597. 銀行の現在及び将来における自己資本の必要額をその戦略目標と関連付けて分析することは、戦略的な経営計画の策定プロセスの重要な要素である。戦略的な経営計画は、必要とされる資本額、予想される資本支出、望ましい自己資本の水準、及び外部の資本調達先についての概要を明確に示すべきである。上級管理職及び取締役会は、資本計画を望ましい戦略目標を達成する上での不可欠な要素と考えるべきである。

598. 銀行の取締役会は、自行のリスクに対する許容度を定めておく責任がある。また、取締役会は、銀行の経営陣が様々なリスクを見積評価するための測定体制を確立すること、リスクを銀行の自己資本の水準に関連付ける方法を開発すること、銀行の内部的な方針の遵守状況をモニタリングする手法を確立すること、を確実なものとするべきである。同様に、取締役会が強力な内部統制や明文化された方針と手続きを採用・支援し、経営陣によってこれらが組織全体に確実に行き渡るようにさせることが重要である。

2 . 健全な自己資本の評価

599. 健全な自己資本の評価の基本的な要素には以下の要素が含まれる。

- 銀行が確実に、全ての主要なリスクを識別し、測定し、報告するように整備された方針と手続き
- 自己資本をリスクの水準に関連付けるプロセス
- 銀行が戦略上重点を置く事項や経営計画を考慮した上でのリスクに対する自己資本の充実度に係る目標を示すためのプロセス、及び
- 銀行の管理プロセス全体が適切なものであることを確保するような、内部統制、検証、監査のプロセス

3 . リスクの包括的な評価

600. 銀行が抱えている主要なリスクは全て自己資本評価のプロセスにおいて捉えられるべきである。全てのリスクを正確に計測することはできないと認識されているが、リスクを推定するためのプロセスは開発されるべきである。したがって、以下に述べるリスクに対するエクスポージャーが捉えられるべきである。ただし、以下は決して全てのリスクの包括的なリストではない。

601. **信用リスク**：銀行は、信用リスクの評価において、ポートフォリオに係るエクスポージャーに加え、個別の借手や取引相手先に対するエクスポージャーに係るものも捉えることができるような手法を持つべきである。より先進的な銀行であれば、信用リスクに対して自己資本充実度を評価するに当たり、最低でも以下の4つの分野に対応していなければならない。すなわち、信用格付制度、ポートフォリオの分析・集計、証券化や複雑なクレジット・デリバティブ、大口のエクスポージャー及びリスク集中、である。
602. 内部信用格付は信用リスクをモニタリングする上で重要な手段である。内部信用格付は、全ての信用エクスポージャーに伴うリスクを認識し測定することの基礎となり得るだけの適切なものであるべきであり、また銀行が信用リスクに係る自己資本充実度を分析する際の全体の枠組みに組み込まれているべきである。信用格付の枠組みは問題債権に限らず、全ての資産を対象に詳細な格付を行うものであるべきである。貸倒引当金は自己資本充実度を見積もるための信用リスク評価に含まれるべきものである。
603. 信用リスクの分析は、ポートフォリオが抱える問題点を、リスクの集中を含め、適切に認識すべきである。また、与信集中に係るポートフォリオ上の問題、及び証券化や複雑なクレジット・デリバティブといった手法がもたらすその他の問題を管理することに係るリスクも適切に考慮されるべきである。さらに、取引相手先の信用リスクの分析においては、取引相手先が所在する監督当局が「実効的な銀行監督のための諸原則」を遵守しているかどうかについて、公にされている評価をも考慮すべきである。
604. **マーケット・リスク**：この評価は主に銀行自身による VaR の測定に基づくものである。トレーディング業務を支えるだけの自己資本の充実がなされているかどうかを評価するに当たって、銀行がストレス・テストを実施しているかどうかという点にも重点が置かれるべきである。
605. **銀行勘定の金利リスク**：計測プロセスには、当該銀行の重要な金利リスク・ポジションが全て含まれ、関連する全ての金利改訂・満期データが織り込まれているべきである。一般に、そうした情報には、当該取引手段およびポートフォリオの現残高と契約上の金利、元利払い、金利改訂日、満期、金利改訂に用いられる

金利指数、および変動金利商品における契約上の金利上・下限が含まれる。計測システムに用いられる仮定と技術は、十分に文書化されているべきである。

606. 用いられる計測システムのタイプや複雑度に関わらず、リスク管理は同システムの充分性と完全性を確保し得るものとすべきである。計測システムの質と信頼性は、モデルに用いられるデータや諸仮定の質に大きく依存するため、経営陣はそうしたデータや仮定にとくに注意を払うべきである。

607. **流動性リスク**：流動性は、銀行が存続する上できわめて重要である。自己資本の状況は、銀行が流動性を確保できるかどうか影響を及ぼし得るものであり、このことは特に危機的な状況において当てはまる。各銀行は、流動性リスクを測定し、モニタリングし、コントロールするための適切なシステムを持たなければならない。銀行は、自行の流動性の状況及び業務を行っている市場の流動性を前提として、自己資本充実度が十分かどうかを評価すべきである。

608. **その他のリスク**：当委員会は、その他のリスクのカテゴリーの中でオペレーショナル・リスクが、戦略リスクや風評リスク等に比べ計測可能性がより高いと認識している。当委員会は、銀行業界に対して評価手法の開発及びオペレーショナル・リスク管理に関するデータ収集を促すことで、オペレーショナル・リスクの評価の努力を強化していく所存である。当委員会は、第一の柱の下での測定を行うために、銀行業界はその他のリスクのうちでも主としてオペレーショナル・リスクに焦点を当てることとなることを期待している。しかし、銀行業界がその他のリスクの全てについて測定し、モニタリングし、削減するための手法を引続き開発していくことをも期待している。

4．モニタリングと報告

609. 銀行は、リスクに対するエクスポージャーをモニタリングし報告するとともに、銀行のリスク・プロファイルが変化することによって、自己資本の必要額がどのような影響を受けるかをモニタリングし報告する適切な体制を構築すべきである。銀行の上級管理職または取締役会は、銀行のリスク・プロファイルと自己資本の必要額についての報告を定期的な受けるべきである。それは、上級管理職が受理した報告により以下の事項を実行することが可能となるような内容のものである。

- 主要なリスクの水準と傾向、及びそれらが自己資本の水準へ与える影響についての評価

- 自己資本の評価測定システムにおいて使用されている主要な仮定の感応度及び合理性の評価
- 銀行が様々なリスクに対して十分な自己資本を維持しているか、及びこれらのリスクが現行の自己資本の充実目標と整合的であるかについての判断、及び
- 報告されたリスク・プロファイルに基づく将来の自己資本の必要額の評価、及びそれに応じた銀行の戦略的な経営計画に対する必要な修正

5 . 内部統制の検証

610. 銀行がどのような内部統制を有しているかは自己資本評価を行うプロセスに不可欠のものである。自己資本評価プロセスを効果的に管理するには、独立した検証と、適切な場合には、内部監査もしくは外部監査の関与が必要となる。銀行の取締役会は、経営陣が確実に、様々なリスクを評価するための測定システムを構築し、リスクを銀行の自己資本水準に関連付けるためのシステムを開発するとともに、内部方針の遵守状況をモニタリングする手法を構築することに対して責任を負っている。取締役会は、業務が整然と慎重に遂行されることを確保する上で、内部管理体制は適切かどうかを定期的に検証すべきである。

611. 銀行はリスク管理プロセスの適切性、正確性、合理性を確保するために、その定期的な検証を行うべきである。検証の対象となるべき分野には以下のものが含まれる。

- 銀行の業務の性質、範囲、複雑さに応じた、自己資本評価プロセスの適切性
- 大口のエクスポージャー及びリスク集中の識別
- 銀行の評価プロセスの中で利用されるデータの正確性と完全性
- 評価プロセスで使用されるシナリオの合理性と妥当性、及び
- ストレス・テスト及び、諸仮定と使用データの分析

原則 2： 監督当局は、銀行が規制上の自己資本比率を満たしているかどうかを自らモニター・検証する能力があるかどうかを検証し評価することに加え、銀行の自己資本充実度についての内部的な評価や戦略を検証し評価すべきである。監督当局はこのプロセスの結果に満足できない場合、適切な監督上の措置を講ずるべきである。

612. 監督当局は、銀行が自己資本充実度を評価するプロセス、銀行のリスク・ポジション、また、そのプロセスを通じて導出された自己資本の水準と質を定期的に検証すべきである。また、監督当局は、銀行が自己資本の充実度を評価するための内部プロセスが、どの程度健全なものであるかを評価すべきである。検証においては、銀行のリスク管理や内部統制の質に重点が置かれるべきであり、監督当局が銀行の経営陣の果たすようなこととなるべきでない。定期的な検証には以下の手法を組み合わせて用いることができる。

- オンサイトでの検証
- オフサイトでの検証
- 銀行の経営陣との議論
- 外部監査人の行った監査の適切性の検証（自己資本に係る検討を要する課題に監査が適切に焦点を当てたものであることが前提）、及び
- 定期的な報告

613. 手法上の誤りや体系的な分析における仮定の誤りが、銀行の内部分析によって導かれた自己資本の必要額に大きな影響を与え得るため、監督当局が各行の内部分析を詳細に検証することが必要である。

(i) リスク評価の適切性の検証

614. 監督当局は、銀行の内部の目標やプロセスが、銀行の直面している主要なリスクのうちどの程度の範囲のものを取り込んでいるかを評価すべきである。また、監督当局は、銀行自身が自己資本の充実度を内部評価するために利用しているリスク測定法の妥当性や、こうしたリスク測定法が、リミットの設定、業務ラインの業績評価、そしてリスクの評価・管理全般において、実際にどの程度利用されているかを検証すべきである。監督当局は、銀行が行った感応度分析やストレス・テストの結果とこうした結果が資本計画にどう関係付けられているかを検討すべきである。

(ii) 自己資本の充実度の評価

615. 監督当局は、以下の事項を判断するために銀行のプロセスを検証すべきである。

- 銀行によって策定された自己資本水準の目標が包括的なものであり、現在の業務を取り巻く状況に相応しいものであるか。

- この水準は上級管理職によって適切にモニタリングされ、検証されているか、及び
- 自己資本の構成は、銀行の業務の性質及び規模に対して適切なものであるか。

616. 監督当局はまた、銀行が自己資本の水準を設定するに当たり、不測の事態の発生にどの程度備えているかを考慮すべきである。この分析には、広範にわたる外生的な条件やシナリオを織り込むべきであり、分析に用いられる手法やストレス・テストの洗練度は、銀行の業務に見合うものであるべきである。

(iii) 統制環境の評価

617. 監督当局は、銀行における、経営陣へ報告される情報や、経営陣へ情報を伝達するシステムの質、ビジネス・リスクや業務活動を集計する方法、発生・変化するリスクに対して経営陣が対応を行った際の記録について、検討すべきである。

618. 全ての場合において、各銀行の経済的自己資本額（エコノミック・キャピタル）の水準は、リスク・プロファイル、リスク管理プロセスや内部統制の適切性に依りて判断されるべきである。加えて、景気循環の効果やマクロ経済環境といった外生的な要因も考慮されるべきである。

(iv) 最低限の基準の遵守に係る監督上の検証

619. 銀行が内部計測手法、信用リスク削減手法、資産の証券化を規制上の所要自己資本を算出するために用いることが認められるためには、銀行はリスク管理に係る基準やディスクロージャーを含め、多くの条件を満たす必要がある。特に、銀行は最低所要自己資本を算出する際に使用する自らの内部手法の特徴となる要素を公表することを求められる。監督上の検証プロセスの一部として、監督当局はこうした条件が継続して満たされていることを確保しなければならない。

620. 当委員会は、こうした最低基準や適格基準に係る検証を監督上の検証プロセス原則 2 の重要な一部を構成するものと考えている。最低基準を設定するにあたって、当委員会は、銀行業界における現行の実務を考慮してきているので、こうした最低基準が、銀行の経営陣が実効的なリスク管理はこうあるべきだと考える水準に沿った一連の有用な評価基準を監督当局に与えることを期待している。

621. また、監督上の検証は、標準的手法において求められている条件や要件を銀行が遵守しているかどうかを検証する際にも重要な役割を果たす。この関連で、特に、第一の柱の下での所要自己資本を軽減し得る様々な手段が、健全であり、検証を経て、適切に文書化されたリスク管理プロセスの一部に組み込まれて活用されるとともに、理解されることが確保される必要がある。

(v) 監督上の対応

622. 監督当局は、上記の検証プロセスを行った上で、銀行自身によるリスク評価及び自己資本配賦の結果に満足できない場合には適切な措置を講ずるべきである。監督当局は下記の原則 3 及び 4 で示されるような様々な措置を検討すべきである。

原則 3： 監督当局は、銀行が最低所要自己資本比率以上の水準で活動することを期待すべきであり、最低水準を超える自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。

623. 第一の柱における規制上の所要自己資本には、第一の柱の枠組みを取り巻く不確定要素であって銀行界全体に影響を与えるような要素に対するバッファとなるものが含まれることとなるが、個別銀行に特有の不確定要素については第二の柱において扱われることとなる。第一の柱におけるこうしたバッファというものは、優れた内部システムと内部統制、十分に分散されたリスク・プロファイル及びビジネス・プロファイルを持った銀行であって、かつ、第一の柱において要求される自己資本を保有している銀行であれば、第一の柱が想定する最低限の健全性の目標を達成できるという合理的な保証があるように設定されることが期待されている。しかし、監督当局は、その監督対象となる市場に特徴的な要素が第一の柱によりバッファによって十分にカバーされているかどうかを考える必要がある。

624. 通常、監督当局は、銀行が第一の柱の下で求められる所要自己資本以上のバッファを有して業務を行うことを求める（または、促す）こととなる。銀行は、以下の諸点を勘案して、このバッファを維持すべきである。

(a) 第一の柱における最低所要自己資本は、多くの銀行が自行に係る種々の理由から必要とする信用度の水準を下回るところに設定される考えられる。例えば、国際的に活動する銀行のほとんどは、国際的に認知されている格付機関

から高い格付を賦与されたいと考えるようである。このように銀行は競争上の理由から、第一の柱に示された最低所要額を上回る自己資本を保有して業務を行うことを選択する傾向がある。

- (b) 通常の業務運営において、業務活動の種類や規模は変化し得るが、それに伴い対処すべきリスクも変化することとなる。これにより全体の所要自己資本比率に変動が生じる。
- (c) 銀行が追加的に自己資本を充実させる際のコストは、特に自己資本の充実の必要性が急速に生じた場合あるいは市場の状況が好ましくない場合には、高い物となるかもしれない。
- (d) 銀行にとって規制上の最低所要自己資本を割り込むことは深刻な問題である。これは、関連法規違反となるかもしれず、その上（あるいは）監督当局により、裁量の余地のない是正措置が発動されることとなるかもしれない。
- (e) 第一の柱においては考慮されないような個別銀行に特有のリスク、あるいはより一般的に経済全体に対するリスクが存在する可能性がある。

625. 個別の銀行が適切な自己資本の水準を保持して業務を行うことを確保するために監督当局が用いるものとしては、いくつかの手段がある。種々の選択肢はあるが、監督当局は、銀行の自己資本充実の状況を確認するため、トリガー・レシオおよびターゲット・レシオを設定するかもしれないし、最低自己資本比率を上回る区分（例えば、適切な自己資本水準や十分な自己資本水準）を定義付けるかもしれない。

原則 4： 監督当局は、銀行の自己資本がそのリスク・プロファイルに見合っ必要とされる最低水準以下に低下することを防止するために早期に介入することを目指すべきであり、自己資本が維持されない、あるいは回復されない場合には早急な改善措置を求めべきである。

626. 監督当局は、銀行が上記の監督上の原則に具体化されている要件を満たしていないとの懸念が生じた場合には、様々な選択肢を検討すべきである。こうした措置には、銀行に対するモニタリングの強化、配当の支払制限、十分な自己資本回復に関する計画の提出及び遂行の銀行への要求、早急な追加的自己資本の積み増しの銀行への要求が含まれるかもしれない。監督当局は、銀行を取り巻く状況や

業務を取り巻く状況に応じてどのような手段を使うことが最適かを決めるにつき、裁量を持つべきである。

627. 銀行が直面する困難に対して、自己資本の積み増しが永続的な解決策であるとは限らない。しかし、（管理体制や内部統制の改善といった）監督上の要求事項の中には、その実行までに時間を要するものもある。したがって、自己資本の積み増しは、銀行のリスク・ポジションを改善するための永続的な手段が実行に移されるまでの間の、暫定的な措置として用いられるものとなろう。こうした永続的な手段が実行に移され、監督当局によって有効であると認定された場合には、暫定的な自己資本の積み増し要求は撤回されることとなろう。

C. 監督上の検証プロセスにおけるその他の側面

1. 監督上の透明性と説明責任

628. 銀行監督は厳格な科学ではなく、監督上の検証プロセスに裁量的要素が含まれるのは不可避である。監督当局は、その職務を遂行するに当たり、高度な透明性があり、説明責任が果たされるという方法で行わなければならない。監督当局は、銀行による自己資本についての内部評価を検証する際に用いる判断基準を公開すべきである。監督当局がターゲット・レシオやトリガー・レシオを設定することとした場合、あるいは規制上の最低水準を上回る自己資本の区分を設定することとした場合には、その際に考慮した要素は公開されるべきである。個別銀行に対して最低基準を上回る自己資本の所要額を設定した場合には、監督当局は、当該銀行に対して、こうした要求をすることとなった根拠となる当該銀行に特有なリスクの性質、こうしたリスクがなぜ第一の柱において適切に捉えられないか、識別された特有なリスクを構成する各性質の追加的な自己資本所要額への寄与度、及び必要な改善策についての説明を行うべきである。

2. 銀行勘定における金利リスク

629. 当委員会は、銀行業務に伴うリスクの管理に関する広範な指針を公表してきた。当委員会は、第二次市中協議パッケージの一環として、当委員会が1997年に公表した「金利リスクの管理のための諸原則」を改定した。本改定版は、「金利リスクの管理と監督のための諸原則」と題する「補論」として、コメントを求めるために公表されている。

630. 当委員会は、銀行勘定における金利リスクは潜在的に大きなリスクであり自己資本の手当てが必要であると、引続き確信している。しかし、銀行業界から寄せられたコメントおよび当委員会が行った更なる作業の結果、国際業務を営む銀行の間には、内在するリスクおよび同リスクをモニター・管理するプロセスに関してかなり大きなばらつきがあることが明らかになった。このため当委員会は、銀行勘定の金利リスクは新たな枠組における監督上の検証の柱（第二の柱）の下で取り扱うことが現時点においては最も適切であるとの結論に達した。但し、金利リスクのモニタリング・計測の特性や手法について、自国銀行の間に十分な均質性があると考える監督当局は、最低所要自己資本を課しても構わない。

631. 「金利リスクの管理と監督のための諸原則」においては、銀行が銀行勘定における金利リスクを計測し、監督当局がこれに対応するうえで、銀行の内部システムが主要な手段になると認識している。監督当局が銀行の金利リスク・エクスポージャーを横断的にモニターし易いように、銀行は標準化された金利ショックに伴う経済価値の変動について自己資本と対比した内部計測結果を当局に提供しなければならない。

632. 監督当局は、銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断した場合、当該銀行に対して、リスクの削減、一定額の追加的自己資本の保有、ないしその両者の何らかの組み合わせを要請しなければならない。監督当局は、“outlier”銀行の自己資本の適正度について特に注意を払わなければならない。「補論：金利リスクの管理と監督のための諸原則」に述べられているとおり、標準化された金利ショック（200 ベーシス・ポイント）ないしこれと同等のショックに伴って、Tier 1 と Tier 2 の合計額に対して 20% を超える経済価値の低下が生じる場合、“outlier”銀行と定義される。

監督上の検証プロセスに関するガイダンス
(バーゼル銀行監督委員会公表)

1	マーケット・リスクに関する自己資本合意の改訂 (パートB)	1996年1月、最終版
2	実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則	1997年9月、最終版
3	コア・プリンシプル・メソドロジー	1999年10月、最終版
4	デリバティブのためのリスク管理指針	1994年7月、最終版
5	金利リスク管理のための諸原則	1997年9月、最終版
6	電子バンキングおよび電子マネー業務のリスク管理	1998年3月、最終版
7	内部管理体制の評価のためのフレーム・ワーク	1998年9月、最終版
8	銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引に 関する健全な実務のあり方	1999年1月、最終版
9	銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化	1999年8月、最終版
10	銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス	2000年2月、最終版
11	信用リスク管理の諸原則	2000年9月、最終版
12	外為取引における決済リスクを管理するための監督上の 指針	2000年9月、最終版
13	金利リスクの管理と監督のための諸原則	2001年1月、市中協議
14	オペレーショナル・リスク管理のためのサウンド・プラクティス	作成中

注) これらのペーパーはBISのホームページで入手可能 (www.bis.org/publ/index.htm)。

第4部：第三の柱 - 市場規律

A. 概説

633. 原則として、当委員会は開示に関して「推奨項目」を導入する。しかし、ある手法や特定の商品を用いるいくつかの場合においては開示が「要件」とされており、それらはある手法や特定の商品を自己資本規制において用いるための前提条件となっている。第三の柱は銀行が行う開示について、要件と推奨項目を示している。外部信用評価機関及び銀行監督当局が行う開示についての要件と推奨項目は、本枠組みの他の箇所に示している。開示項目の掲載箇所と性質は、下記の表に要約されている。

表1：「新しい合意」における開示項目

分野	性質	「補論」での掲載箇所
適用範囲	強い推奨	第三の柱
自己資本	強い推奨	第三の柱
信用リスク（一般）	強い推奨	第三の柱
信用リスク（標準的手法）	要件と強い推奨	第三の柱
信用リスク削減手法	要件と強い推奨	第三の柱
信用リスク（内部格付手法）	要件	第三の柱
マーケット・リスク	強い推奨	第三の柱
オペレーショナル・リスク	強い推奨、将来要件となる可能性あり	第三の柱
銀行勘定の金利リスク	強い推奨	第三の柱
自己資本充実度	強い推奨	第三の柱
資産の証券化	要件	資産の証券化
外部信用評価機関の承認	要件	標準的手法
監督の透明性	強い推奨	標準的手法と第二の柱

634. 推奨項目の位置付けを強化するために、当委員会は、以下に示した非常に重要な原則を全ての銀行が遵守すべきであると提案する。

「銀行は、取締役会によって承認された、開示に関する正式な方針を持つべきである。この方針には、銀行の財務状況と業績に関する情報公開についての目標と戦略が示されるべきである⁵⁹。さらに銀行は、開示の頻度を含めて、自らの開示の適切性についての評価を実施すべきである。」

1．主要な開示項目と補完的開示項目

635. 主要な開示項目は、全ての銀行について不可欠な情報をもたらすものであり、また市場規律の基本的な活用にとって重要な項目である。全ての銀行は、この基本的な情報を開示することが期待される。補完的開示項目という区分も定義される。これらの開示項目は、すべての銀行においてではないが、銀行のリスク・エクスポージャーの性質、自己資本充実度、自己資本比率の計算方法によっては、いくつかの銀行において重要である。主要な開示項目と補完的開示項目の区別は、開示に関する銀行の負担を削減する。しかし、補完的開示項目は、特定の銀行に関する市場規律の活用にとって重要な意味を持つ情報をもたらす可能性があり、「二次的な」あるいは「選択的な」開示とされるべきではない。先進的で国際的に活動する銀行は、主要な開示項目及び補完的開示項目の全ての範囲の情報を公表することが望まれる。

2．重要性の原則

636. 開示がなされるかどうかは重要性の原則に基づいて決定される。重要な情報とは、それが省略されたり誤って伝えられる場合に、当該情報に基づいて利用者が行う評価や決定が変更されたり、これらに影響が及ぶ可能性のある情報を指す。重要性の概念は、開示を「操作」するために用いられるべきではない。「合理的な投資家」テスト、つまり特定の状況に鑑みて「合理的な投資家」がある項目を重要と考えるかどうかということは、適切な開示を確保するための有用な基準となる。

⁵⁹ 開示に関する特定の情報は、この文書の第5～8節に含まれている。

3 . 頻度

637. 一般的に言って、この文書で示した項目は、半年ごとに開示されるべきである。情報は、おそらくは年次報告書や財務諸表などにより、少なくとも年に一回は適正な検証過程を経ることが期待される。時間の経過に伴って急速に変化するような分野の開示、例えばリスク・エクスポージャーについては、とりわけ国際的に活動する銀行の場合には、四半期ごとに開示することが期待される。これは、ポジションが急激に変化するマーケット・リスク・エクスポージャーの分野において特に当てはまる。また、全般的な重要な変化が生じた場合には、そうした事情を可及的速やかに開示することが期待される。
638. 年一回の開示で十分である場合もありうる。例えば、銀行のリスク管理体制に関する情報は、年一回の開示となるかもしれない。また、リスク・プロファイルが安定している銀行は、年一回の開示を行うかも知れない。その場合、銀行は年一回の開示で十分である理由を示すべきである。多くの場合、年次や半期の報告書と決算書が開示の手段として利用可能であるが、より頻繁な開示を行う場合には特に、代替的な方法が必要とされる場合もありうる。銀行がこの点に関して柔軟に考え、電子媒体の活用を考慮して適切な開示を頻繁に行うことを奨励する。
639. 第三の柱で行っている開示の推奨に従わない銀行があった場合、当委員会は、その状況を改善するための監督上の対応を期待する。この対応の度合いは、不遵守の状況や性質、またその状態の継続期間によるべきである。監督当局にとって可能な対応には、銀行経営陣との対話を通じた「道徳的説得」から、嚴重注意や罰金まで、「幅」がある。当委員会は、銀行に関する開示基準である IAS 第 30 号⁶⁰の見直しを行っている国際会計基準委員会（IASC）をはじめとする会計当局と協力し、開示に関する枠組みの間の整合性向上のための作業を継続する。開示に関する推奨が国際会計基準に反映される限りにおいて基準の実効性は極めて強化されることになるであろう。

⁶⁰ 「銀行業及び類似する金融機関の財務諸表における開示」、国際会計基準委員会、1990 年公表（1994 年に改訂）。

4 . テンプレート

640. 「補論：第三の柱 - 市場規律」では、開示様式に関する提案がテンプレートの形で示されている。比較可能性を向上させるため、開示の際にこれらのテンプレートを活用することを銀行に対して奨励する。

641. この文書に含まれる要件と推奨項目は、次の4つの分野に大別される；適用範囲、自己資本の構成、リスク・エクスポージャー、自己資本充実度。

B . 開示 - 「新しい合意」の適用範囲

642. 自己資本比率規制の適用範囲に関して銀行グループが行う開示は、広範かつ明確であることが重要である。これにより、(i)ある銀行グループをどの企業が構成しており、それによって当該企業のリスクが含まれていること、および、(ii)そうした企業を捕捉するために用いられた手法について、市場参加者が理解できるようにすることが確実になると思われる。

643. 銀行グループが、開示すべき項目は、以下の通り。

1 . 主要な開示項目

- 自己資本比率規制が適用される銀行グループの、最上位の企業
- 子会社の連結ベース（sub-consolidated basis）で、自己資本比率規制が適用される企業
- 銀行グループ内の証券、保険、その他の金融子会社などの企業で、連結対象となっていない企業（また、それらの企業に対して銀行グループが保有する議決権の割合）
- 連結対象となっていない企業が、自己資本充実度の計算の際にどのように扱われているのかについての詳細。例えば、銀行グループ内の企業に係る株式保有や、規制上では自己資本として扱われている投資の控除
- 控除方式以外の方法を用いている場合には、控除方式を採用した場合と比べて、そうした方式の採用がもたらす影響度
- 規制上の剰余資本、すなわち連結対象外の企業が規制上の所要自己資本を超過して保有する自己資本を規制上算入することが認められている場合、それがグループの自己資本充実度に与えている影響度

- (a)比例連結または(b)控除の取扱いを受ける銀行グループ内の企業（また、銀行グループがそれらの企業に対して有する議決権の割合）
- Tier 1 と Tier 2 のそれぞれから、非連結対象企業のために控除した額
- 一定限度以上の重大な投資を行った事業法人について自己資本から控除した累積額
- そうした事業法人に関する、Tier 1 と Tier 2 それぞれからの控除額

2 . 補完的開示項目

- 連結対象となっていない、つまり控除対象となっている子会社が、規制上の所要自己資本を満たしているかどうか。

C . 開示 - 自己資本の構成

644. 自己資本の性質、構成要素、特徴を開示することは、銀行が財務的損失を吸収する能力についての重要な情報を市場参加者に与える。

645. 銀行は以下の項目を開示すべきである⁶¹。

1 . 主要な開示項目（定量的情報）

- Tier 1 の額および、以下の項目に関する個別の開示。
 - 株主払込資本金/普通株式
 - 公表準備金
 - 子会社の少数株主持分
 - 既存の発行分に関する例外条項の対象となっている先進的な Tier 1 資本調達手段（バーゼル委員会の 1998 年 10 月のプレスリリースによる）
 - 既存の発行分に関する例外条項の対象となっていない、先進的な Tier 1 資本調達手段（バーゼル委員会の 1998 年 10 月のプレスリリースによる）
 - Tier 1 から控除された営業権その他の額

⁶¹ 自己資本の構成及び各要素の額については、バーゼル自己資本合意での定義に基づくべきである。

- Tier 2 と Tier 3 の総額
- Tier 1 と Tier 2 からの控除額
- 規制上の自己資本の総額

2 . 主要な開示項目（定性的情報）

- 資産と負債の評価、引当および収益の認識についての会計方針に関する情報
- 年度間における会計方針の一貫性に関する情報
- 未実現利益が Tier 1 に含まれているかどうか
- 未実現損失が Tier 1 から控除されているかどうか
- 繰延税金資産が Tier 1 に与える影響
- 先進的な Tier 1 資本調達手段の性質と特徴

3 . 補完的開示項目

- Tier 2 の額（upper Tier 2 と lower Tier 2 を区別する）およびその他の重要な構成要素に関する個別の開示
- Tier 3 の額

4 . 主要な開示項目と補完的開示項目に共通する事項

646. 銀行は、全ての資本調達手段、特に、先進的な、複雑な、あるいは複合的な自己資本調達手段については、その発行条件や主要な特徴について、概略の情報を開示すべきである。開示された情報は、資本調達手段の損失吸収能力を明確に表しているべきであり、また、銀行の自己資本充実度の分析に影響を与える条件を含んでいるべきである。これには以下に関する情報が含まれる。

- マチュリティ（償還オプションに関する情報を含む）
- 支払の優先順位
- ステップ・アップ条項
- 金利ないしは配当の繰延べとあらゆる累積的な性質
- 特別目的体（SPVs）の利用

- 主要なトリガー・イベント（“trigger” events）に関する議論（例えば、自己資本調達手段の性質やコストに影響を及ぼしうる、重大な条項の発動やペナルティの実行を引き起こすような事象）
- 複合的な資本調達手段に組み込まれたデリバティブの公正価値と条件

D. 開示 - リスク・エクスポージャーおよび評価

647. 以下には、銀行業務における 4 つの主要なリスク（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク⁶²、及び銀行勘定の金利リスク）にかかる開示の要件及び推奨項目を提示している。それぞれのリスクの種類ごとに、全ての銀行がそのエクスポージャーについて行うべき開示が示されている。その後、標準化された評価手法を用いている銀行に対する推奨項目と、より高度な（内部的）手法を用いている銀行に対する推奨項目及び要件が示されている。また、信用リスク削減手法の認識のための開示要件及び推奨項目も提示されている。

1. 銀行勘定の信用リスク

648. 信用リスクについて、「新しい合意」では大きく分けて 2 つの手法が存在する。即ち、標準的手法と、銀行自身の内部格付を用いる手法である。内部格付（IRB）手法の中では、基礎的内部格付手法から、より先進的な内部格付手法まで、いくつかの選択肢が存在する。信用リスクの開示の程度及び形式は、信用リスクについて当該銀行が採用している自己資本規制上の特定の手法により、大きな影響を受ける。

649. 信用リスクの開示の推奨項目及び要件は、3 つの区分に応じて提示される。即ち、全ての銀行に適用される開示項目、標準的手法を採用する銀行に適用される開示項目、及び内部格付手法を採用する銀行に適用される開示項目である。

(i) 全ての銀行に適用される開示

650. 銀行は以下の項目を開示すべきである。

⁶² オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外性的事象が生起することから生じる直接的又は間接的損失に係るリスクと定義される

(a) 主要な開示項目（定量的情報）

- 当期及び前期における、信用リスク削減手法の勘案前及び勘案後の、リスク・ウェイト付けしない信用エクスポージャーの合計、及びリスク・アセットの合計。
(i)貸出、コミットメント、及びその他の非デリバティブ・エクスポージャー、(ii)有価証券、(iii)OTC デリバティブ、ごとの内訳（かかる内訳は以下の2項目にも適用される）。
- 当期及び前期における信用リスク・エクスポージャーの、クロスボーダーの分布（銀行がクロスボーダーの分布を管理する目的、または会計上の目的、もしくはその両方のために用いているのと同様の地理的な内訳を用いる（例：地域別、国別等））。
- 当期及び前期における信用リスク・エクスポージャーの、産業別または取引相手の種類別の分布（自身の内部的な分類または会計上の目的による分類、もしくはその両方と整合的な内訳を用いる。例：金融サービス業、製造業、テクノロジー産業等）。
- 信用リスク・エクスポージャーのマチュリティ別の分布。例：1年以下、1年超5年以下、5年超10年以下、及び10年超。
- 当期及び前期における、引当前または引当後の延滞債権 / 減損債権の金額。例：取引相手の種類別、または産業別。
- 当期及び前期における、貸倒引当金（個別引当金と一般引当金を区別して）を含む、与信上の損失に対する引当金の額、回収額、及び償却額。

(b) 主要な開示項目（定性的情報）

- 信用リスク管理機能の構造、管理、及び組織体系。
- 信用リスク・エクスポージャーの管理にかかる戦略、目的、及び実務。
- 延滞債権及び減損債権の管理のための技術及び手法に関する情報。
- 不稼動債権、延滞債権及び減損債権の定義に関する情報、及びデフォルトの定義。
- 使用している個別引当金及び一般引当金の定義。また、該当する場合には、トリガー・イベント及び推計プロセスにおいて使用されている統計的手法。

(c) 補完的開示項目

- 当該期間中の平均エクスポージャーの額

- エクスポージャーの、種類別のより詳細な内訳（主要な開示項目の内訳に加えて）。例：貸出金、投資、偶発債権、レポ、デリバティブの種類。
- 信用リスクの著しい集中に関する情報、またはポートフォリオを構成する与信サイズに関する集中度合いに関するより詳細な情報。
- 地域別、産業別、取引相手の種類別の分布についてのより詳細な内訳。
- 特定の種類のポートフォリオのマチュリティ別内訳に関する定量的な情報。
- 延滞債権または減損債権、もしくはその両方の延滞日数に関するより詳細な情報。
- 証券化商品に転換された信用リスクの額。
- クレジット・デリバティブを用いた信用プロテクションの購入額。
- 取引先格付システムなど、銀行（または該当する場合には外部信用評価機関による格付）において使用されているクレジット・スコアリングまたはポートフォリオ・ベースの信用リスク計測モデルについての定量的及び定性的な情報。

(ii) 標準的手法を採用する銀行に適用される開示項目

651. 銀行は以下の項目を開示しなければならない。

(a) 開示要件（定性的情報）

- リスク・ウェイトの換算にあたって使用している、全ての外部信用評価機関及びその他の外部評価を使っている機関の名称。
- それぞれの格付会社を使用しているエクスポージャーの種類（例：格付会社によっては、特定の地域や産業向けのエクスポージャーについてのみ用いられる）。
- 異なる格付会社の格付記号とリスク区分との対応関係。

(b) 開示要件（定量的情報）

- 各リスク区分ごとの、各格付会社によりカバーされている残高の割合。

(c) 開示推奨項目

銀行は以下の項目を開示すべきである。

- ポートフォリオの評価のために銀行が使用している格付会社のリストについて、前期の開示以降大きく変更されているもの（他で開示されていない場合。また、その変更理由を含む）。

- 特定の債券の公表格付を、貸出に関する債務者格付に置き換える場合の方針。
- 公表格付を、対応する銀行勘定の資産に置き換える場合の手続についての包括的な指針。
- 各格付分類ごとの平均的なデフォルト確率の実績、及びデフォルトの定義。
- 無格付の貸出に関するデフォルト確率の実績。

(iii) 内部格付手法を採用する銀行に適用される開示項目⁶³

652. 内部格付手法に対して、当委員会は開示要件を設定した。銀行は以下の項目を開示しなければならない。

(a) 定性的開示項目：手法と主要な入力情報に関する一般的な情報

- 手法を採用することに関する監督当局の認可。
- 各ポートフォリオ⁶⁴について使用している LGD または EAD、もしくはその両方が独自の推計値か、監督当局の設定値か。
- 各ポートフォリオについて PD (LGD および EAD も同様) を推定し検証する方法。
- モデルの推計に必要なデータ、内部格付手法による所要自己資本の計算以外の目的での銀行内部での推計値の使用、格付プロセスに対する責任と独立性。
- 内部格付と外部格付の関係。
- 信用リスク削減の管理と認識のプロセス。
- 各ポートフォリオにおける、内部格付手法の枠組みにおいて内部的に使用しているデフォルトの定義 (EAD および LGD も同様)。さらに、採用されている定義が参照定義と異なる場合は、銀行が使用している手法も含めてデフォルトの内部的な定義と参照定義との間の対応づけ (EAD および LGD も同様)。
- 内部格付手法間の移行期間として監督当局に認められている銀行は以下の項目を開示しなければならない：移行措置が適用されている特定の最低基準、基準未達分野と程度、および、最低基準の完全な遵守に向けた進展状況。

⁶³ 第 (iii) 節においては、括弧書きの項目は先進的内部格付手法のみに適用されるものである。

⁶⁴ ポートフォリオとは内部格付手法において個別に認識されているエクスポージャーまたはビジネスラインで、別々のリスク・ウェイトの表に関連づけられているものの集合をいう。

(b) 定量的開示項目 パート(i): リスクの評価に必要な情報

- 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの名目ベースの割合。
- 各ポートフォリオの各 PD (および LGD) 区分に対して、どのような PD (および LGD) の値を仮定しているか。
- 各ポートフォリオの各 PD (および LGD) 区分に対する、信用リスク削減手法の勘案前と勘案後の名目エクスポージャー額、および、ポートフォリオ全体に関する加重平均のマチュリティとグラニュラリティ調整。
- リテール・ポートフォリオにおいて、名目額が定まっている場合には⁶⁵各リスク・セグメントに対する PD と LGD、または EL の値 (なお、基礎的内部格付手法はない)。
- 先進的手法においては、可変的なエクスポージャーをもつ与信について、EAD の仮定、推計に用いられたエクスポージャーの名目値と、信用リスク削減手法の勘案前と勘案後の両方の EAD の推計値。
- リテール・ポートフォリオの可変的なエクスポージャーについては、各リスク・セグメントに関する名目エクスポージャーと PD、LGD および EAD、または EL の値。
- 外部格付のある債務者の、内部的な PD 格付区分に対する分布。

(c) 定量的開示項目 パート(ii): 品質と信頼性の指標としての事後的なパフォーマンス

- 各ポートフォリオの各 PD (-LGD) 区分における、1、2 および 3 年間の、(i) デフォルトの数 (さらに先進的手法においては、(ii) デフォルト時の実際のエクスポージャー額と (iii) 実際の平均 LGD 及び、標準偏差や 10、50、90 パーセンタイル点など、LGD の分布に関する基本的な統計値)。
- 回収額が確定した時点における各 PD/LGD 区分ごとの損失率。
- (デフォルトしたときではなく) 前もって定められた過去の参照時点、デフォルトの 1 年前の時点での、全ての PD (及び LGD) 区分のエクスポージャーに対するデフォルトの数。
- 先進的手法においては、標準偏差や 10、50、90 パーセンタイル点など、LGD の実績値の分布に関する基本的な統計値、およびそれらをエクスポージャーで加重

⁶⁵ 可変的なエクスポージャーに関しては以下を参照。

平均したもの。リテール・ポートフォリオについては、各リスク・セグメントについてのPD、LGDおよびEAD⁶⁶、またはELの値。

- 各ポートフォリオの各PD - LGD区分に対して、(i)デフォルトした案件（facility）の数、(ii)デフォルト時点での案件種別ごとの引出し済み額。リテール・ポートフォリオの各リスク・セグメントにおけるデフォルト件数及び、デフォルト時点での案件種別ごとの引出し済み額。有意な限りにおいて、各ポートフォリオごとのEADの分布に関する基本的な統計値とそれらをエクスポージャーで加重平均したもの、および借手手の数。
- 過去1、2及び3年間の、各ポートフォリオの格付区分間での借手手の分布。
- 過去1、2及び3年間の、各ポートフォリオ内の格付遷移の分布。
- 先進的手法に関しては、名目エクスポージャー額とEADのそれぞれ両方で加重した格付遷移の、1、2および3年後の時点での分布。
- 銀行が自らのLGD推計値を用いる場合には、経済的自己資本、実際に保有している自己資本、最低所要自己資本の比較と、主要なビジネスラインに割り当てられている経済的資本の概要を表す指標。

(iv) 信用リスク削減手法

653. 当委員会は、信用リスク削減手法の分野において、要件及び推奨項目を設ける。

(a) 要件

654. 標準的手法及び基礎的内部格付手法においてリスク削減手法を適用する銀行には、以下の開示が義務づけられる。また、これらは先進的内部格付手法を採用する銀行についても妥当する。第 節で既に同様の情報開示を義務づけられている先進的手法の銀行については、本節の開示を重ねて行う必要はない。

定性的開示項目

655. 金融機関は以下の項目について情報を開示しなければならない。

- 担保の管理、特にその価値の継続的なモニタリングについての、総合的な戦略及び手法。

⁶⁶ 可変的なエクスポージャーに関する場合。

- 担保の認識についての主要な内部方針。例えば、エクスポージャーの担保に対する比率（即ちLTV比率）及びマチュリティ・ミスマッチ。
- 信用補完者の信用力のモニタリング、取引を行う要件とされた保証およびクレジット・デリバティブの管理に関する、戦略及び手法。

定量的開示項目

656. 銀行は以下の項目について情報を開示しなければならない。

- エクスポージャーの総額、担保及びオンバランスシート・ネットティング契約により担保されたエクスポージャーの額および、担保／オンバランスシート・ネットティングによる効果の勘案前および勘案後のリスク・アセット。これらの額はリスク・ウェイト区分／内部格付ごとに開示されなければならない。
- 保証／クレジット・デリバティブによりカバーされているエクスポージャーの額、保証／クレジット・デリバティブによる効果の勘案前および勘案後のリスク・アセット。これらの額は、リスク・ウェイト区分／内部格付ごとに開示されなければならない。
- 規制上、どの監督上の計算手法を選択したか（即ち、簡便手法か包括的手法か、当局設定の標準的手法か自身の推計したヘア・カットか）。

(ii) 推奨項目

定性的開示項目

657. 銀行は、以下の項目を開示することが推奨される。

- オンバランスシート・ネットティングによる効果が重要な場合、オンバランスシート・ネットティング契約の管理に関する総合的な戦略及び手法。

定量的開示項目

658. 銀行は、以下の項目を開示することが推奨される。

- 内部でのリスク管理目的に使用している、リスク・ウェイト区分／内部格付ごとのネット・エクスポージャー（担保／オンバランスシート・ネットティングの勘案後）の額。
- 担保付取引における年間の回収合計額。
- 適格担保ごと、内部管理の目的で銀行が使用している地域的分類ごとのエクスポージャーの額（総額、担保勘案前および勘案後のリスク・アセット）。

- 総エクスポージャー、ネット・エクスポージャー、及び貸出と預金のオンバランスシート・ネットिंग勘案前および勘案後のリスク・アセットは、リスク・ウェイト区分／内部格付ごとに個別に開示すべきである。取引相手の種類も開示すべきである。
- 保証／クレジット・デリバティブによりカバーされている総エクスポージャー、保証／クレジット・デリバティブによる効果の勘案前および勘案後のリスク・アセットの地域別、産業別内訳。
- 主要な保証人、信用補完提供者。

(A) 資産の証券化

659. 銀行には、原債権者であってもスポンサー・第三者であっても、決算書類において、また、発行者（SPV）には、目論見書において、以下の開示を行うことが求められる。

(a) オリジネーターによる開示

	開示	* 67	根拠	望ましい開示場所
1	<p>以下についての定量的なデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シンセティック・セキュリティゼーションと伝統的な証券化のカテゴリーに分けた、証券化されたローンとコミットメントの総額（名目残高、想定元本及び未払残高）。 ・ 該当する場合には、上記はさらに期間の定めのある長期資産（term assets）とリボルビング資産へ分けられるべき。 ・ リボルビングについては、売主持分の額を開示すべき。 ・ 証券化業務により調達している資金の額。 <p>全てのデータは、重大な場合、取引ごとに開示されるべき。</p>	A D	<p>証券化された資産の額の情報は、証券化市場における銀行の活動の水準と移転されたリスク額を銀行の取引相手に示す。資金調達額についてのデータは、証券化業務に依存する程度を示す。</p>	決算書類

⁶⁷ A - 集計値、D - 取引ごと、あるいは両方

2	証券化されている資産の種類。重大な場合には取引ごとに開示。	A D	開示は、銀行のリスク・プロファイルを確認するのに役立つものである。	決算書類
3	証券化業務に関連し、原債権者が果たしている役割(例えば、サービサー、信用補完の提供者、流動性の提供者、スワップの提供者等)	A D	原債権者とスキームの繋がりに関する情報を提供し、したがって、暗黙の買戻しの潜在的な範囲に焦点を当てる。	決算書類
4	リコース（買戻し）や信用補完から生じる信用エクスポージャーの最大額の集計データとともに、支援はこれらの契約上の義務のみに限られるとの宣言。 重大な場合には取引ごとに信用補完のデータを開示する。	A D	銀行のリスク・プロファイルの真の姿が取引相手にわかるよう、リコース（買戻し）と信用補完の額は開示されなければならない。さらなる支援に関する宣言を行うことにより、さらなる支援を防ぐことの助けになるはずである。	決算書類
5	提供されている流動性ファシリティーの額と性質に関する集計データ。 重大な場合には取引ごとに開示する。	A D	原債権者が自らの証券化に対し流動性ファシリティーを提供することが認められている法域においては、スキームとの関連、銀行の流動性の特性に関する情報を提供する。	決算書類

(b) スポンサー・第三者による開示

660. 全てのスポンサー（と一部の第三者）には、以下の開示を行うことが求められる。これらの開示は、銀行が取引に重大な関わりを持つ（すなわち流動性の供給や信用補完を行っている）証券化に関して求められる。銀行がその証券化に関してのみ特定の役割を果たしている場合、その役割が開示されるべきである。しかし、銀行が単に重大でない役割（例えばスワップ取引の相手方）を担っている場合には、銀行は、証券化関連で特別の開示を求められるわけではない。

	開示	*	根拠	望ましい開示場所
1	リコース（買戻し）や信用補完から生じる信用エクスポージャーの最大額の集計データとともに、支援はこれらの契約上の義務のみに限られるとの宣言。 重大な場合には取引ごとに信用補完のデータを開示する。	A D	銀行のリスク・プロファイルの真の姿が取引相手にわかるよう、リコース（買戻し）と信用補完の額は開示されなければならない。さらなる支援に関する宣言を行うことにより、さらなる支援を防ぐことの助けになるはずである。	決算書類
2	流動性ファシリティの額と性質 重大な場合には取引ごとに開示する。	A D	銀行が、CPの導管に流動性ファシリティを提供している場合、コミットメントの額と性質が開示されるべきである。この開示の目的は、銀行の偶発的な債務について、取引相手にわかるようにすることである。	決算書類

(c) 発行者(SPV)による開示

以下の開示が全ての発行者に求められる。

	開示	*	根拠	望ましい開示場所
1	リスク・ウェイト付けを行う目的で利用する全ての格付会社または他の外部評価を行っている機関の名称	D	市場の信認のある機関のみ利用されることを確保するために開示が要求される。	目論見書
2	取引の法的な仕組みの概要	D	取引の法的な仕組みが明白な場合、その取引に含まれるリスクは、投資家に一層明確になる。	目論見書
3	利用されている資産移転の形態、特に原債権者との間で残っている関係や権利	D	資産移転の方法により真正売買の達成度合いが異なるため、資産移転の方法は買主や売主が負うリスクに重要な影響を持ちうる。	目論見書
4	証券化されている資産の種類、選定の基準、入替えの基準	D	投資家が自ら引受けているリスクを把握することを確保する。	目論見書
5	取引のストラクチャーに参加している全ての関係者の名称と関連する役割：オリジネーター、サービシングエージェント、信用補完の供給者、流動性の供給者、スワップの取引相手、保証投資契約(GICs)の提供者、証券受託者、証券引受者とマーケット・メイカー	D	取引の関係者の開示は、投資家が、取引の信頼性を評価する際に役に立つ。	目論見書

6	取引に対する信用支援の額、形式、格付（取得している場合）。信用補完は説明されているものだけであるとの宣言がある場合、それ以上の支援は受けられない	D	ポートフォリオに対する期待損失のカバ一度合いを評価するために、発行者は信用補完の仕組みを開示するべきである。信用補完が、例えば保証人から資金供与を受けないものである場合、（信用補完を提供している）取引相手の素性が開示されるべきである。	目論見書
7	取引を支援している流動性ファシリティーの額、形式、格付（取得されている場合）、支払い順位（設定されている場合）	D	投資家は、市場の混乱が生じた場合のプロテクションの質を評価することができるよう、取引に組入れられているファシリティーの額と種類について、知らされていないなければならない。	目論見書
8	プールの早期償還の条件	D	投資家は、確実に自身が引受けるリスクの限度を理解するようにするために、プールの早期償還の条件を知らされているべきである。	目論見書

2. マーケット・リスク

662. 「マーケット・リスクを対象とするための自己資本合意の改訂」は、マーケット・リスクに関して標準的手法及び内部モデル手法を提示している。対象となっているマーケット・リスクは、トレーディング・ポートフォリオの金利リスク及び株式リスク、銀行全体の為替リスク及びコモディティ・リスクである。

(i) 標準的手法において銀行に適用される開示項目

663. 銀行は以下の項目を開示すべきである。

(a) 主要な開示項目

- どのポートフォリオが標準的手法の適用対象となっているか。
- 各ポートフォリオごとに使用されている計測手法。例えば、トレーディング勘定の金利リスクの測定にあたってマチュリティ法とデュレーション法のいずれを使用しているか。
- 金利リスク、株式リスク、為替リスク、コモディティ・リスクのそれぞれに対する所要自己資本。
- オプションのポジションに対する所要自己資本。

(b) 補完的開示項目

- 標準的手法と内部モデル手法の間におけるポートフォリオの移動。
- 異なるリスク・カテゴリーまたはポートフォリオごとの所要自己資本。例えば、トレーディング勘定の金利リスクについては、リスク・カテゴリーとは、一般市場リスクと個別リスクとの区別であり、またイールド・カーブ上の異なるポイントによる区別を意味する。株式ポジションについて、標準的手法では、一般市場リスク及び個別リスクについてのリスク・ウェイトを提示しており、さらに指数ポジションと裁定取引ポジションによって区別している。同様に、為替ポジション及びコモディティ・ポジションも細分化することができる。
- 関連するトレーディング勘定の損益の日次の変動。

(ii) 内部モデル手法において銀行に適用される開示項目

664. 銀行は以下の項目を開示すべきである。

(a) 主要な開示項目

- どのポートフォリオが内部モデル手法の対象となっているか
- 内部モデル手法の対象となっているそれぞれのポートフォリオにつき、使用されているモデルの性質及びストレス・テストのプログラム
- 監督者による承認の範囲
- 総合的に、バリュエーション・アット・リスクおよびバック・テストの結果からみた、内部モデル手法の適用対象ポジションにおけるマーケット・リスクの水準及び変動度合い

(b) 補完的開示項目

- 内部モデル手法と標準的手法の間におけるポートフォリオの移動
- 非線型リスク、個別リスク、及びイベント・リスクの取扱い
- ストレス・テストの結果の適用
- 内部モデル手法の適用対象ポジションにおける日次損益の変動
- 該当する場合、異なる地域及び（又は）ポートフォリオごとの、バリュエーション・アット・リスク及びバック・テストの結果
- バック・テストにおける重要な“outlier”の説明及び定量化

3. オペレーショナル・リスク

665. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の決定方法として3つの異なる手法が提案されている。最も単純な**基礎的指標手法**においては、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本は銀行全体について単一のリスク指標（例えば、粗利益）から導かれる。**標準的手法**は、基礎的指標手法を複雑にしたもので、所要自己資本を決定するのに複数の財務指標（financial indicator）と銀行のビジネスラインを組み合わせて用いるものである。**内部計測手法**は、監督当局が設定した枠組みの下、所要自己資本の計算に個々の銀行内部の損失データを用いるものである。より先進的な手法の採用を認められるには、銀行は一定の基準を満たさなければならない。最終的には、開示の要件が内部計測手法を使用するための前提条件になるであろう。

666. 銀行は以下の項目を開示すべきである。

(i) 主要な開示項目

- 銀行が採用を認められている手法。
- オペレーショナル・リスク管理の枠組みに関する主要項目。これには以下の情報が含まれるべきである。
 - リスク管理方針
 - 組織の構成
 - リスク報告体制
 - リスク管理手続きの文書化
 - 情報システムの効果的な使用
 - 独立したリスク統制部門の、組織（報告体制）と責任の範囲
 - リスク管理体制に対する、少なくとも年に一回の独立した検証
 - 取締役会と上級管理職が、オペレーショナル・リスクに対して積極的に責任をもつこと
 - 利用しているオペレーショナル・リスク削減手法
- オペレーショナル・リスクのエクスポージャー（ビジネスラインごとに開示）。リスク・エクスポージャーの代理変数（proxy）の一例として自己資本賦課額がある。
- オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本額の最低所要自己資本の総額に対する割合。

(ii) 補完的開示項目

- オペレーショナル・リスクによる年間実損額（ビジネスラインごとに開示）

4. 銀行勘定の金利リスク

667. 本節においては、銀行勘定の金利リスクに関するプロフィールを市場参加者が評価するのを容易にすることが開示の主要な目的である。銀行は標準化された金

利ショックを各通貨について用いるため、リスクの測定結果は銀行間で相応の比較可能性はあるはずである。第二の柱において追加的な自己資本の保有を要求されていない銀行も含め、以下の提言は全ての銀行に対して適用される。

(i) 定性的開示項目：手法と主要な入力情報に関する一般的な情報

668. 銀行は以下の項目を開示すべきである。

(a) 主要な開示項目

- 銀行組織における責任の所在、使用されているリスク計測体制、ポジション枠や金利リスク計測の頻度をはじめとする金利リスク管理方針と戦略など、銀行勘定の金利リスクを管理するための体制。
- 銀行勘定の金利リスクの性質と、その計測において用いる主な仮定。特に、オプション性を内包するポートフォリオの大きさ、モデル化の際にローンの期前返済や満期の定めのない預金に関する動きなどについて設けた、経験的又は主観的な諸仮定の明確化。
- 利用しているリスク・ヘッジの特性、理論的根拠、効果などの情報。
- 使用している内部計測システムの特質に関する概要。計測システムがリスク計測のためにどのように使用されているかに関する説明。
- 監督当局が設定した金利シナリオ、すなわち標準化されたイールド・カーブの平行移動による金利ショックもしくは過去6年にわたる実際の金利変動、を組み込むために採用された手法の説明。さらに、重要性のある通貨についての考慮を織り込むために利用した金利シナリオの個数の明確化。

(b) 補完的開示項目

- 主要な仮定に関する感応度分析とそれらの仮定が結果に及ぼす影響
- イールド・カーブのねじれや、大きな金利変動など、ストレス・テストにおけるシナリオの使用内容

(ii) 定量的開示項目 パート(i)： リスク評価に必要とされる情報

669. 銀行は以下の項目を開示すべきである。

(a) 主要な開示項目

- 通貨ごとに標準化された金利ショックの大きさ
- 上方および下方への金利ショックに対する、経済的価値の増加（減少）分の絶対額
- 上方および下方への金利ショックに対する、収益の増加（減少）分の絶対額
- 経済的価値および規制上の自己資本保有額に対する、経済的価値の増加（減少）額の割合
- 収益の総額に対する、収益の増加（減少）額の割合
- 経済的価値と収益の両方に関して、銀行が内部的に定めている金利リスクの限度枠
- 銀行勘定における資産もしくは負債をヘッジするのに用いているデリバティブの想定元本

(b) 補完的開示項目

- 適当な場合には、金利シナリオと顧客の行動パターンに関して別の仮定を置いてストレス・テストを行った場合の数値

(iii) 定量的開示項目 パート(ii): 質と信頼度を示す事後的なパフォーマンス

(a) 主要な開示項目

- 適当な場合には、使用したモデルの適合度、または使用した仮定の検証、もしくはその両方。

(b) 補完的開示項目

- 上記の主要な開示項目を通貨別またはポートフォリオ別にしたもの、もしくはその両方。

E. 開示：自己資本充実度

670. 自己資本比率と、自己資本充実度に関するその他の情報は、連結ベースで開示すべきである。これは、「新しい合意」における定義に従い、銀行グループ内にある国際的に活動する銀行や持株会社によって行われるべき、主要な開示項目で

ある。所要自己資本の開示は、「新しい合意」で定めている方法にしたがって計算されるべきである。

671. 銀行は、以下の項目を開示すべきである。

1. 主要な開示項目(定性的項目)

- オンバランスシート資産の信用リスクに関する所要自己資本
- オフバランスシート商品の信用リスクに関する所要自己資本
- マーケット・リスクに関する所要自己資本。マーケット・リスクの構成要素に対する、個別の所要自己資本を含む。
- オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本
- 所要自己資本の総額
- 保有する自己資本の総額
- 保有する自己資本額の所要自己資本額に対する比率

672. 内部モデル手法を採用している銀行は、マーケット・リスクの各構成要素に関する所要自己資本額について開示しなければならない。

2. 補完的開示項目

673. 銀行は、自己資本充実度と経済的自己資本額（エコノミック・キャピタル）の配分に影響を及ぼす要因に関する分析を開示すべきである。これは、以下の項目を含む。

- 自己資本の構成の変化、主な比率⁶⁸および自己資本のポジション全体への影響
- コンティンジェンシー・プランに関する情報

⁶⁸ 開示を検討すべき比率は、個々の銀行を取り巻く状況や自己資本構造の変化の内容によって異なるだろう。しかし、検討すべき適切な比率の例としては、「Tier 2 自己資本 / Tier 1 自己資本」、「Tier 1 自己資本 / 総資本」、「Tier 1 と Tier 2 からの控除額 / 総資本」が挙げられる。

- 自己資本に関する将来の計画（開示が適当である場合）を含む、自己資本管理の戦略
- 異なる取引、商品、顧客、ビジネスライン、組織単位（銀行の手法によって異なる）に配分された経済的自己資本額（エコノミック・キャピタル）の額

674. 必要な経済的自己資本額（エコノミック・キャピタル）の総額に関する内部的な推計値、自己資本の実額、規制上の所要自己資本の間の比較 / 分析の概要も、有益な開示となる。